

土 木 環 境 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

平成30年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成30年12月12日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成30年12月12日 水曜日
開 会 午前10時1分
散 会 午後8時5分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 甲第3号議案 平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 甲第4号議案 平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
- 3 乙第7号議案 沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金条例
- 4 乙第8号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
- 5 乙第9号議案 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
- 6 乙第10号議案 財産の取得について
- 7 乙第11号議案 財産の取得について
- 8 乙第12号議案 訴えの提起について
- 9 乙第13号議案 指定管理者の指定について
- 10 乙第14号議案 指定管理者の指定について
- 11 乙第15号議案 指定管理者の指定について
- 12 乙第16号議案 指定管理者の指定について
- 13 請願平成29年第5号、請願第1号、陳情平成28年第76号、同第106号、同第169号、陳情平成29年第9号、同第11号、同第21号、同第38号、同第46号の4、同第56号、同第61号、同第69号、同第78号、同第80号、同第83号、同

第91号の3、同第92号の3、同第94号の4、同第95号、同第98号、同第102号、同第108号、同第113号、同第122号、同第124号、同第132号、同第145号、同第149号から同第151号まで、陳情第6号、第17号、第21号の2、第23号、第25号、第30号、第31号、第44号の4、第64号、第65号、第83号、第92号、第99号、第100号、第102号の4、第112号、第115号、第121号、第122号の2、第123号から第125号まで及び第128号から第133号まで

14 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	新垣清涼君
副委員長	照屋大河君
委員	座波一君
委員	具志堅透君
委員	座喜味一幸君
委員	仲村未央さん
委員	崎山嗣幸君
委員	上原正次君
委員	赤嶺昇君
委員	玉城武光君
委員	糸洲朝則君
委員	山内末子さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

環 境 部 長 大 浜 浩 志 君

環境企画統括監事	棚原憲実君
参事	謝名堂聡君
環境政策課長	石垣永浩君
環境整備課長	松田了君
自然保護課長	金城賢君
子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課副参事	中里智子さん
土木建築部長	上原国定君
参事	古堅孝君
土木総務課長	金城学君
道路街路課長	玉城佳卓君
道路管理課長	多和田真忠君
港湾課長	與那覇聰君
空港課長	金城利幸君
参事兼都市計画・モノレール課長	照屋寛志君
都市計画・モノレール課都市モノレール室長	謝花勉君
住宅課長	島袋登仁雄君
企業局長	金城武君
建設計画課長	上地安春君

○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

甲第3号議案及び甲第4号議案、乙第7号議案から乙第16号議案までの12件、請願平成29年第5号外1件、陳情平成28年第76号外56件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として環境部長、子ども生活福祉部長、土木建築部長及び企業局長の出席を求めています。

まず初めに、甲第3号議案平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 お手元の配付資料1、議案説明資料土木環境委員会により、御説明いたします。

資料1の1ページをごらんください。

甲第3号議案平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に1170万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1331万円とするものであります。

内容としましては、台風24号の影響により、被害が生じた施設の修繕に係る増額補正であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○與那覇聰港湾課長 お手元の配付資料2の1により、御説明いたします。

1ページをお開きください。

議案の概要と歳入歳出予算補正の内容となっております。

今回の補正は、宜野湾港管理運営費を1170万1000円増額するものであります。

2ページをお開きください。

この図は宜野湾港マリーナの全体平面図で、図面の中央部分が海上係留施設となっております。番号①から③を付している箇所が、台風24号により被害が生じた主な施設であります。

3ページをお開きください。

①の写真は、浮き栈橋の根付け部分の被災状況です。浮き栈橋にゆがみが生じているため、利用者の歩行や艇の係留に支障を来し、栈橋の機能が喪失した状況となっております。また、破損した部材が船舶を損傷するおそれもあるため、一部ロープで固定して外れないように応急処置をしております。

②の写真は、施設北側のフェンスの被災状況です。フェンスが100メートルほど暴風により倒壊しており、施設の防犯上及び景観面からも早急に復旧する必要があります。

③の写真は、施設西側の緑地部分の被災状況です。手すりの破損と遊歩道の舗装が剥離しており、施設利用に支障を来しております。施設の安全管理上、早急に復旧する必要があります。

今回の台風24号により、今、御説明した施設以外にも被害を受けている箇所があります。このことから、マリーナの利用上支障が生じており、被災した箇所を早急に修繕して機能回復を図る必要があることから、今回、補正予算にて修繕費用を要求するものであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、甲第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 台風24号の復旧ということになっていますが、工期などはどうなっていますか。災害復旧工事をやるわけですよね。

○與那覇聰港湾課長 今回の補正予算が承認されましたら、発注する形になります。早期復旧を目指しますが、工期については発注の中で検討することになります。

○具志堅透委員 予算計上をしないとそういう作業ができないということではないですか。

○與那覇聰港湾課長 補正予算が承認されれば、発注の手続に入っていくということと考えております。

○具志堅透委員 台風24号の被害はここだけではないですよね。ほかにも予算計上しないと作業に入れないという認識でいいですか。

○與那覇聰港湾課長 公共土木施設災害復旧事業費ということで、国の補助による災害復旧事業もございます。先日、国の災害査定は終わっておりまして、制度上、査定を受ける前に工事の発注は可能となっております。

○具志堅透委員 それでなぜ今回こういう手続を踏んでやっているのですか。宜野湾港マリーナにしてもこれだけの災害があつて利用にかなりの支障を来しているということで急ぎで—こういったところは現在利用されているわけですから、災害復旧しなければいけないと。制度上あるわけですよね。それはどうなっていますか。

○與那覇聰港湾課長 国庫負担による災害復旧は、制度上、場合によっては採択されないケースもありますが、そこは県の予算を充当する形で早期発注とい

う手段をとるケースもありますが、今回は県単費による復旧ということで、これは予算が成立してから復旧工事に着手したいと考えております。

○具志堅透委員 では、その他の災害復旧に関してはどのような状況になっていきますか。

○與那覇聰港湾課長 既決予算の範囲で対応できる部分に関しては、早期発注をしている箇所もございます。

○具志堅透委員 災害復旧の適用は、額で決まるのですか。

○與那覇聰港湾課長 国の負担による災害復旧の採択要件としまして、都道府県や一部事務組合が行う復旧工事に関しては120万円以上の工事費となっております。市町村の場合、60万円未満の部分は対象外となっております。一県の工事におきましては120万円未満、市町村におきましては60万円未満の部分は対象外ということで、それ以上の部分が公共の災害復旧費が適用できるということになっております。

○具志堅透委員 それからいきますとこれは1170万円ですが、災害復旧費の適用になったのではないですか。

○與那覇聰港湾課長 宜野湾港マリーナにつきましては、港湾の機能施設整備事業費で整備をしたということで、もともと補助事業で整備した施設ではないことから対象外となっております。

○具志堅透委員 では、本部港塩川地区に関してのスケジュールを教えてください。

○與那覇聰港湾課長 塩川地区につきましては、国の負担による災害復旧事業となっております。先日、災害査定も終わり、今は入札の事務手続に入っております。予定では、今月17日に工事契約の予定となっております。工期が3月末までとなっております。

○具志堅透委員 工事契約ということは、入札は終わったということですか。

○與那覇聰港湾課長 入札は今週予定しておりまして、その後、来週17日に契約の予定となっております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、甲第4号議案平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算(第1号)の審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の3ページをごらんください。

甲第4号議案平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に3456万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1691万7000円とするものであります。

内容としましては、台風24号及び25号の影響により、被害が生じた施設の修繕に係る増額補正であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○與那覇聰港湾課長 お手元の配付資料2の2により、御説明いたします。

1ページをお開きください。

議案の概要と歳入歳出予算補正の内容となっております。

今回の補正は、与那原マリーナ管理運営費を3456万8000円増額するものであります。

2ページをお開きください。

この図は与那原マリーナの全体平面図で、図面の中央部分が海上係留施設となっております。番号①及び②を付している箇所が、台風24号及び25号により、被害が生じた主な施設であります。

3ページをお開きください。

①の写真は、簡易フロート浮き棧橋の被災状況です。船揚げ場の両岸壁に設置している簡易フロート棧橋が、波浪と暴風により、係留リングのボルト溶接

部分が破損し、全てのフロートが陸に打ち上げられました。43枚のフロートの大部分が使用不可能となり、艇の上げおろしに支障を来しております。

②の写真は、中央棧橋分電盤の被災状況です。当該施設は、浮き棧橋の給電設備へ送電するため、中央棧橋に設置された分電盤ですが、波浪によりショートを発生させ、台風の通過後、送電がなされない状態となりました。指定管理者により応急処置を行っておりますが、抜本的な修繕が必要となっております。

今回の台風24号及び25号により、今、御説明した施設以外にも被害を受けている箇所があります。このことから、マリーナの利用上支障が生じており、被災した箇所を早急に修繕して機能回復を図る必要があることから、今回、補正予算にて修繕費用を要求するものであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、甲第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 フロートが全部陸へ打ち上げられたということは、全部取りかえということですか。

○與那覇聰港湾課長 全部で43枚ありますが、約半分ほどが破損しているということで、その半分を取りかえることになると思います。

○糸洲朝則委員 これは台風のたびごとにこういう破損あるいは被害が出ると想定されるのですか。それとも、たまたま台風24号がすごかったためにこういう被害が出たということですか。

○與那覇聰港湾課長 フロートの被災は今回初めてでありまして、今回の台風はかなり大きく高潮が岸壁を越えて潮位が上がったということで、マリーナの先に船だまりもあります。そこでも潮位が上がったために作業船が乗り上げて傾いている状況もございました。今回の高潮が想定外の大きな高潮だったということで、フロートも陸に打ち上げられたことが原因だと考えております。

○糸洲朝則委員　ただ、沖縄は台風の常襲地帯ですので、多分、他府県では想定されない被害だと思います。そうであるならば台風時にも対応できるような仕組みと申しますか、こういう機会に素材を研究されてもいいのではないですか。一事が万事、台風はもっと大きくなるかもしれませんので、これはメーカーあたりともよく連携をとられて研究されたらどうですか。

○與那覇聰港湾課長　今回、復旧する中において、今後のそういう台風対策も含めた形で対応を検討していきたいと考えております。

○新垣清涼委員長　ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員　甲第3号議案と甲第4号議案は同じ災害の被害となっておりますが、なぜ同一施設内での被害を災害復旧事業として取り扱わないのか。甲第3号議案もそうですが、甲第4号議案も含めて台風24号、台風25号の台風被害と言いながら、せっかくの災害復旧の事業制度を活用しない根本的な理由を教えてください。

○與那覇聰港湾課長　この両施設は、特別会計一港湾の機能施設整備事業ということで、機能債で整備している施設になりまして、もともと国の補助事業ではないということで、公共の災害復旧事業の対象にはならないことになっております。

○座喜味一幸委員　そういうことであれば簡単ですが、本当に港湾の一带とした施設等に関することが災害復旧事業の対象にならないということは一この特別会計はそういうことになっているのですよね。これは制度上、間違いはないですか。

○與那覇聰港湾課長　特別会計で整備した施設ということで、それは公共債の対象外になっております。

○座喜味一幸委員　それと、先ほども質疑がありましたが、台風の常襲地帯である沖縄県の指定管理を受ける者が、こういう被害を出すことが果たして妥当なのか。先ほど見た中で分電盤一電気設備のドアが開いていたというようなこ

と等がありますし、浮き桟橋等が打ち上げられたということで管理者が責任を負うべきところがあるのではないかと。それを被害を受けたからといってやすやすと県費を支出することの基準といいますか、お互いの協議の基本というものがどうなっているのかを御説明ください。この境界の部分は非常に難しい問題だと思いますが、果たして適正な管理がなされたのか、その辺をお願いします。

○與那覇聰港湾課長 今回の台風24号は、他の公共施設の中においても被害が生じているということで、想定を超えるような高潮があったということです。これまでの台風においては、そういう被災はなかったのですが、今回は自然災害による不可抗力な被災ではなかったかと我々としては考えております。

○座喜味一幸委員 機能を速やかに復旧することは大事なことです。台風時における管理のありよう、責任の分担というものは、お互いしっかりと確認し合っておかないと、常時、こういう状態でしたら、いつも県がお金を払うことになります。それからもう一点は、こういう台風等の被害でもって、県が支出すべき範疇と指定管理者が当然にして軽微な補修等をすべきという基準はどうなっていますか。

○與那覇聰港湾課長 施設の管理運営に関する基本協定を締結しております。その中におきましては、日常の維持管理は指定管理者で行いますが、今回のような台風被害等が発生した場合は、県と指定管理者の間で協議を行いまして、それが不可抗力によるものなのかを確認しながら対応しているところでございます。

○座喜味一幸委員 細かいことは言いませんが、3ページの写真の真ん中の右側、フェンス下の写真がありますが、こういうものは日ごろから適正に管理されているべきもの、もしくは施設の管理者がこれぐらいのものはコンクリートを買ってきてきれいに押さえておくということをすればできる範囲であって、たまたま災害があったので重ねて復旧、補修という事業をかぶせて県が丸々面倒を見ているようなことが実態としてあるのではないかと。その辺に関しては一応きれいに、何でもかんでも県が面倒を見るのではなく、管理者と県の責任の細かい分担というものを明確にしておく必要があると思います。これについては今回はいいとしても、その辺は整理をする必要があるのではないですか。

○上原国定土木建築部長 確かにそのとおりだと思います。日ごろからの管理

をしっかりとっておけば防げた被災箇所もあったのかもしれませんが、この辺の責任の所在、責任の分担ができるように日ごろ協議も必要でしょうし、文書でも明文化してしっかり対応できるようにこの辺は整理していきたいと思えます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 今回、分電盤がショートを起こしたということですが、これは鍵がかからないものですか。

○與那覇聰港湾課長 分電盤の扉はロックがかかるようになっていますが、今回、高潮でそこまで水が来ていたということで扉が開いて漏電している状況でございます。

○赤嶺昇委員 ですから、閉まると思いますが、鍵をかけること……。

○與那覇聰港湾課長 鍵そのものはありません。

○赤嶺昇委員 それは問題ですよ。これが高潮で開くということで漏電やショートが起きるということは、そもそもそういう問題があることが問題かと思いますが、いかがですか。

○與那覇聰港湾課長 今、御指摘の点も含めて今後そのように扉が容易に開かないような対応は検討していきたいと思えます。

○赤嶺昇委員 そうすると、これは県側の問題ですか、指定管理者の問題ですか。

○與那覇聰港湾課長 分電盤の構造も含めて、今回の復旧の中においてそういう対策も考えていきたいと思えます。

○赤嶺昇委員 浮き棧橋のフロートの部分で、よくわからないのですが台風時に事前に揚げることはできないものですか。

○與那覇聰港湾課長 これまでの台風においても陸に揚げることはなく、被災は起こっていなかったものですから、今回もそのような形で一ロープで固定はしていますが、潮位がそれ以上に上がってきて氾濫したということでございます。陸に揚げることも対応としては可能かもしれませんが、労力的にといいますか、簡単にそれが揚げられるものかどうかについては今後検討が必要だと考えております。

○赤嶺昇委員 基本的にそれは揚げることは可能とおっしゃっているので、今回は想定を超えたということをおっしゃっていますが、揚げることが可能でしたら今後は事前に一ほかのところでももともと揚げることはしないのか、通常は揚げるけれども今回は怠ったのか、どちらですか。

○與那覇聰港湾課長 これまでも揚げたことはなく、これまでの台風であれば今回のような被害は生じていなかったということでございます。今回はやはり想定外の高潮だったということで我々としては考えております。

○赤嶺昇委員 この件については陳情でも上がってきていますよね。陳情第133号で指定管理者の問題ではないかということも指摘されているわけです。そして、皆さんはこれは不可抗力ということで今回予算をつけていますよね。これから陳情の審査を進めていく中、陳情者は「いや、そうではない。」ということ、皆さんは不可抗力だと。ところが一旦この予算をつけて修繕しますよね。その後、不可抗力ではなくてやはり問題があったとなった場合はどうなりますか。

○與那覇聰港湾課長 施設が供用開始された以降、台風被害は初めてのことでして、今回の台風による被災というのは想定外で、我々としては不可抗力的なものだと考えております。

○赤嶺昇委員 今回、不可抗力で予算をつけていることは理解しますが、一方では、「いや、そうではない。」と。指定管理者側の問題ではないかという陳情が出ているわけです。早目に改修したほうがいいと思います。直していくことは大事だと思いますが、今後、いろいろと検証した結果、やはりこれは指定管理者が事前に対応できたのではないかということが出てきた場合に、どうということが想定されるのかと。要するに、今は災害と言っているけれども、今後、県が訴えられる可能性があるのではないかということに気にしてるのです。

○上原国定土木建築部長 我々としては台風による不可抗力だという判断で予算計上をしています。確かに管理が行き届いていないことが原因、管理瑕疵があったことが立証できるかどうか非常に難しいところだと思いますが、もし仮にそうなった場合は責任を負っていただく必要が出てくるかもしれません。ただ、これについてはなかなか我々としては難しいだろうと思ひまして予算計上しているわけですので、これは今後そういった責任分担の整理をしっかりとできるような体制をつくり、その中で今後検討していきたいと思っております。

○赤嶺昇委員 不可抗力という言い回しはいいと思いますが、陳情も上がってきている案件ですので、今後これは明らかに指定管理者の問題ということが出てきて、この問題が陳情にとどまらずに大きくなった場合に、県としては不可抗力にこだわらず、客観的に見る姿勢も大事ではないかというところに立っておかないと、そこだけはお願いします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原正次委員。

○上原正次委員 今回、施設内での船舶の被害等はなかったのですか。

○與那覇聰港湾課長 施設が要因ではなく、船そのものが転覆したということもあったと。あと、与那原マリーナにおきましては、先に船だまりがありますが、高潮で岸壁上部まで潮位が上がり、停泊していた作業船が傾いたということでしたが、その辺は全て船社側の保険で対応して、船も戻しているという状況でございます。

○上原正次委員 今、責任の所在のお話が出ていますが、今回、施設内の一例例えば、浮き桟橋などで船に損傷を負わせたとか出た場合の責任の所在のあり方は、指定管理者に来るのか一恐らく、保険等にも入っているので、保険で対応すると思いますが、指定管理に来る場合の対応などは一結構、高額な金額のヨットなどもあるものですから、指定管理者が対応できなかった場合、もしかしたら県に来るかもしれない状況があると思いますが、いかがですか。

○與那覇聰港湾課長 仮にそういった事故が発生した場合にいろいろな要因が

想定されると思いますが、仮に施設が原因で被害が生じたということになりますと、指定管理者も保険に入っておりますので、その費用の分担やそれぞれの負うべき負担を検証しながら決めていくものだと考えております。

○上原正次委員 こういった施設内の管理については想定外というお話もありますが、指定管理者にはしっかり対応するようにお願いします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 分電盤の件ですが、そもそも分電盤の鍵がないことが不可解なのです。今回、台風被害ということで防災の観点から出しておりますが、こういうものは鍵がかからないと防犯対策において誰かがいたずらしたりという可能性が出てくると思います。そういうものに対しての処置といたしますか、そういうものはなくていいものなのかどうか、お伺いします。

○與那覇聰港湾課長 この分電盤は栈橋に設置されておりますが、その施設内周辺にはフェンスが張りめぐらされておまして、普段、容易に人が立ち入れる場所ではなく、しっかり警備した施設ということで、簡単に人が入ってきて開けるような状況にはない施設でございます。

○山内末子委員 基本的にそうかもしれませんが、慎重にやらないといけないと思っています。今回の台風でもそうです。これまで想定していた台風とは違う大型台風だったので、被害が大きくなったと。ですから、何でもそうだと思います。防災、そして防犯、これも基本的にはしっかりと一今までとは違うことが起こることもあるので、想定以上のことをやる時期に来ているかと思いますが、その辺もしっかり一管理の問題がいろいろ出てきておりますので、そこも含めて対策が必要かと思いますが、どうですか。

○與那覇聰港湾課長 今回の経験を踏まえて、やはりそういった部分も含めて、今回復旧する際にはしっかりと固定できるような形で対応を検討していきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城武光委員。

○玉城武光委員 想定外という話をしていましたが、マリーナの図を見ていたら、中間に防波堤がありますよね。これに問題があるのではないですか。ここを越えてきたのですか。

○與那覇聰港湾課長 ここは船揚げ場になっているのですが、今回、高潮で全体的に潮位が上がって被害が生じたと考えております。

○玉城武光委員 高潮で潮位が上がってきたと言いますが、支柱がありますよね。あの支柱は何メートルですか。

○與那覇聰港湾課長 詳細な高さは把握しておりませんが、今回の台風24号ではそこまで浮き桟橋が上がって支柱から外れることはございませんでした。

○玉城武光委員 支柱からは外れませんが、あのフロートがずれたということですか。

○與那覇聰港湾課長 フロートは、特に支柱に固定されたものではなくて、浮き桟橋という形で水面上に浮いている桟橋だったものですから、水位が上がることにより岸壁上までそれが打ち上げられてしまったということです。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第7号議案沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金条例の審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の5ページをごらんください。

乙第7号議案沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金条例について御説明いたします。

本議案は、沖縄県国営沖縄記念公園内施設を管理し、及びその利用を促進することを目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため、基金を設置する必要があることから条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の3で御説明いたします。

1 ページをごらんください。

2 の制定の経緯及び必要性を説明いたします。

本県の歴史、文化及び豊かな自然環境に対する理解及び関心を深めるための施設を一般公衆の利用に供することにより、観光及び地域の振興に寄与するため、首里城地区内施設及び海洋博覧会地区内施設で構成する沖縄県国営沖縄記念公園内施設を公の施設として設置しました。

これを踏まえ、沖縄県国営沖縄記念公園内施設を管理し、及びその利用を促進することを目的として、沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があるため、今回条例を制定するものであります。

次に、4 ページの基金の内容について御説明いたします。

下のスキーム図とあわせてごらんください。

2 の基金の概要を御説明いたします。

基金の原資は、指定管理者が収受する入場料収入及び売店等収入であります。基金の用途は4つありまして、ア、水族館等に係る大規模修繕費等（新規施設整備費含む）、イ、水族館等に係る県モニタリング事業費等（財務等のモニタリング等）、ウ、安定的な管理に要する資金（不可抗力の対応等）、エ、国営公園の整備等となっております。

基金の形態は、首里城及び水族館等を一つの基金により管理し、基金の中で施設を区分するとともに、費目を明示して用途を明確にいたします。

項目3のその他をごらんください。

県が管理を継続しないと判断した場合、県は原則として当初の管理期間終了日から1年以内に基金を全て執行することを予定しております。また、県が管理を継続しない場合における基金残額の取り扱いについては、首里城正殿等の国営公園の予防保全として行う修繕費や沖縄美ら海水族館等の国営公園の修繕費に充てることを原則とし、その他国営公園の公園施設の費用に支出する際は国と県で協議を行うこととしております。

次に、2 ページの条例案の概要を御説明いたします。

第1条は、基金の設置について、目的とあわせて定めております。第2条は基金の積み立てについて、第3条は基金の管理について、第4条は運用益金の処理について、第5条は繰替運用について、第6条は基金の処分について定めております。

3ページをごらんください。

第7条は、規則への委任について定めております。

附則では、この条例は平成31年2月1日から施行することを定めております。

以上が条例案でございます。

次に、5ページをごらんください。

管理開始までの主なスケジュールとなっております。

6月議会において、設置管理条例議案を提出し、可決されております。

8月に、国へ都市公園法の管理許可を申請し、10月に許可を受けております。

11月議会において、指定管理者指定議案と本議案を提出しております。

これらの手続を経て、来年2月1日から管理を開始いたします。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 本会議で基金条例についてお聞きしましたが、そのときには美ら海水族館の収入が入場料と売店等を含めて約85億円からということだけ答弁をいただきました。詳細については聞いておりませんが、この収益性が高い美ら海水族館と首里城については、県が持ち出しなく運営する資金という意味では、極めてこの基金条例が重要だと思います。これから指定管理者についても議案が出てくるようですので、基金が適正であるかどうか含めて重要と思っていますのでお伺いします。先ほどお聞きした美ら海水族館の入場料と売店収入について皆さんが想定される額を改めて示していただきたいのと、固定納付金を指定管理者から県に納めていただいて、それから国有資産使用料を国に納めると。それ以外は、先ほど大規模修繕などに使うという説明でしたが、それは総収入額において幾らなのか、そして基金に積み立てようとする額一全体の

収入に対して基金は幾らという取り決めがあるのかどうか、これをまず美ら海水族館から説明していただけますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 美ら海水族館の場合の収入ですが、平成31年をベースに説明いたします。

入場料収入が46億6000万円余り、売店収入が38億5000万円余り、合わせて収入が85億2000万円余りとなっております。その中で指定管理者から県に納付していただくのが固定納付金として、14億円余りを予定しております。その中には国有財産使用料や大規模修繕費等が含まれております。これに加えて歩合納付として、7500万円を県に納めていただくことになっております。その中から大規模修繕費等や県のモニタリングに必要な費用は基金に入れまして、その中から大規模修繕は必要な額を指定管理者に指定管理料として支出することになります。

○崎山嗣幸委員 14億円の明細はわかりませんか。国に納める国有財産使用料、そして先ほどおっしゃった大規模修繕の費用などの明細について。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 固定納付金の14億円余りの内訳ですが、国有財産使用料が4億9290万円、大規模修繕費等が8億5000万円、県職員人件費が4200万円、県モニタリング費が2000万円となっております。

○崎山嗣幸委員 85億円の収入に対して14億円の基金を積むということですが、この収入に対して基金を幾ら積み立てるかという基準が基金条例の中にありますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 基金は幾ら積み立てるということではなくて、毎年、大規模修繕費などは変動がございます。4年間でも変動がございまして、それが少ないときには基金にたまっていきまして、8億5000万円を超えるような大規模修繕費があるときには基金からたまった原資をもって支出していくこととなります。ですので、幾らためるという目標はございません。

○崎山嗣幸委員 一応は、収入が安定していくのか、これから美ら海水族館に入ってくる入場料も変動すると思いますが、それによっても基金額は違ってくるのですよね。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 県への固定納付金—指定管理者からの固定納付金のうち、大規模修繕費と県モニタリング費用が基金に入りまして、その額は一定です。

○崎山嗣幸委員 収入の増減にかかわらず指定管理者から県に納付する額は一定と。今、示された額が一定なのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 少し説明が足りませんでした。固定納付のうちの大規模修繕とモニタリング費用に加えて歩合納付がございまして、先ほど申し上げましたが平成31年は7500万円を予定しております。

○崎山嗣幸委員 では、先ほど話された国に納める使用料4億9200万円は、収入の増減にかかわらず皆さんが国に納めていく額はずっと変わらないということですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 私の説明が少し足りなかったかもしれませんが、国有財産使用料は基金に入れるのではなく県の一般会計に入れて、そこから国に支出することになります。お配りしている資料の4ページの下の図を見ていただきますとスキーム図がありまして、この中から基金に入るものが薄い黄色に囲まれた部分になります。大規模修繕等、県モニタリング事業等、それから歩合納付金からくる安定的な管理に要する資金、国営公園の整備等が基金に入る費用になっておりまして、国有財産使用料と県職員の人件費については基金に入っていないということになります。

○崎山嗣幸委員 歩合納付金は、収入に対する増減はありますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 毎年、少しずつ変動があると理解しております。

○崎山嗣幸委員 国有財産使用料については、額が一定ということですが、この使用料の根拠といいますか、基準は基金とは関係なく別建てで定められているのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 基金とは別で都市公園法で定め

られております。

○**崎山嗣幸委員** 都市公園法の基準も示してもらえますか。

○**古堅孝参事** 国有財産使用料の根拠ということですが、都市公園法施行令第20条及び都市公園法施行規則第11条第1項において、国土交通大臣は、国の設置に係る都市公園について、都市公園法第5条第1項の許可を受けた者から使用料を徴収すると定められております。

○**崎山嗣幸委員** 基準はそれで定めているようですが、先ほど言った4億9200万円という額が適当かどうかについての県の判断はいかがですか。

○**古堅孝参事** 額の詳細については示されておりませんが、関連法令に基づいて算出されたものだと認識しております。

○**崎山嗣幸委員** これは首里城が移管されるときからの条件だったのですか。それとも、国との折衝の中でその額を納めることになったのですか。

○**照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長** 県と国と連絡協議会を開いて移管のあり方について検討してまいりました。その中で県が合意されたのは、県が都市公園法の許可に基づいて移管を受けるという管理・移管方法がとられたということで、そうした場合、先ほど答弁した都市公園法や施行規則などに基づいた国有財産使用料が発生することになっております。

○**崎山嗣幸委員** どちらにしても、今、85億円という収入を予定されていて、国に納める4億円余りも含めてそれでも収益性が6億円余りですか、この分は指定管理者の収益になるのですか。それとも、国から県の管理になることによって、県民の財産としてこの収益を使った事業内容が変わっていくのかどうかを聞きたいのです。そういう展望は変わらないのですか。この収益を使った活用の形態は変わらないのですか。

○**照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長** 今回、指定管理者の候補を提案させていただいていますが、指定管理候補者からは、今まで国からの管理を受けていた時点も含めて、これまで取り組んできた地元との関係といったものもやりつつ新たな取り組みも行う提案はなされております。

○**崎山嗣幸委員** 首里城の入場料と売店の収入額についても教えていただけますか。

○**照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長** 平成31年度で御説明いたします。

入場料収入が11億3500万円余り、売店等収入が4億3200万円余り、合わせて15億6700万円余りとなっております。

○**崎山嗣幸委員** 同じ形態だと思いますが、その中から県に固定納付金を納めて基金に積み立てをする額の明細はいかがですか。

○**照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長** 指定管理者からの固定納付金につきましては、首里城からは国有資産使用料をいただくことになっておりまして、これは基金に入りませんので、固定納付金からの充当はございません。もう一つ、県への歩合納付金がありますが、指定管理者からの資料では平成31年度は現時点はゼロとなっております、平成32年度は500万円余りの歩合納付金が出ることとなっております。

○**崎山嗣幸委員** ゼロと言っていました、首里城は指定管理者から県への固定納付金はないのですか。

○**照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長** 先ほど申し上げましたが、県への固定納付金は国有資産使用料分として2億3300万円余りを納付していただきますが、これは基金には入れません。

○**崎山嗣幸委員** では、2億3000万円について県は指定管理者からもらって国に払うということですか。

○**照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長** そうです。

○**崎山嗣幸委員** ということは、首里城は15億円とおっしゃいましたが、県に払う2億円余りも含めて、首里城の場合、収益はどれぐらいになる見込みですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 平成31年度で申し上げますと、税引き前ですが、3600万円の利益となっております。

○崎山嗣幸委員 この収益は、要するに県とは関係なく管理者の利益として上がっていくということになるのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 現在の計画書では、歩合納付金がありませんので、税引き前ですがこの金額が指定管理者の利益となっております。

○崎山嗣幸委員 いずれにしても、国への使用料の支払いを含めて、県がとつてからのメリットのようなものを出さないと、沖縄県がとつたはいいけれども何が変わったのか、やはり県民にとっての財産、歴史的、文化的な観光拠点であるということを一ほかの指定管理はほとんど県から持ち出していますが、入場料、使用料で賄える施設はほとんどないと思います。ある面ではこれだけ観光拠点になって、美ら海水族館も首里城も大きな沖縄県民の財産だと思います。それで基金も含めて、収入も含めて、やはり国がやっているときと沖縄県がやったときの違いを示さないと何だったのかということ両方のことを聞いているのです。これは県民の財産だと。やはり国に納めるだけではなく、皆さんも残りの収益で新たなメニュー、違ったメニューをやろうとするのか、基金を使って内容全体が変わっていくのか、トータル的に考えてこの辺はいかがですか。

○古堅孝参事 現在、指定管理者候補を選定しまして、指定管理者から幾つかの提案がなされております。例えば、首里城ですと、正殿裏のエリアが新たに供用されることに伴い、島外で魅力を発信する広報や琉球王朝時代に行われていた行催事の再現イベントの強化、体験を交えた展示会施設の強化等の提案があります。また、水族館については、イルカやウミガメと触れ合える参加型プログラムの充実、最新映像やインタラクティブ映像による美しい解説や展示・演出、外国人旅行者や障害者などに配慮した観覧支援プログラムなどがあります。今後、指定管理者が指定されましたら、指定管理者と連携しながら県の財産として県の発展に資するような使い方をしていきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 最後に、土木建築部長から指定管理者に任せきりになるのではなく、今言われたスキームも含めて先ほどから言っているように、これだけ収益の高い首里城と美ら海水族館が県民の財産になれるようにしっかりと、県が

内容も含めて豊かにする努力の決意などをお願いします。

○上原国定土木建築部長 2つの施設を県が管理することになりますので、県の振興のメリットになるようにしっかり活用していかねばならないと思います。これは指定管理者だけではなくて、県内部でも文化観光スポーツ部や教育庁を含めてしっかりいろいろなイベント一行催事でも活用できるような形でメリットを最大限生かすような管理をしていきたいと考えていますので、これからしっかり体制を強化してやっていきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 先ほど4ページに用途がア、イ、ウ、エとありましたが、これは従来どこから出ていたのですか。それぞれ教えてください。国なのか、機構なのかという仕分けもできますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 アの大規模修繕については、細かな仕分けは伺っておりませんが、UR一独立行政法人都市再生機構と国、指定管理者が協議をして決めていると聞いております。イのモニタリングについては、これは県が管理していく上でのものですので、これまではないと思います。ウの安定的な管理に要する資金についても不可抗力は一例えば、指定管理者が保険で賄ったりすることもあるのかと理解しております。エの国営公園の整備については、国が整備を行っていると聞いております。

○仲村未央委員 では、イのモニタリングは、県への移管に伴う新規の関連事業となるわけですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 非常にたくさんの方々が来られる施設であるということと、非常に大きな収入・支出があるということですので、指定管理者がしっかり管理できているかどうかを県としてモニタリングと申しますか、チェックしていくための費用でございます。

○仲村未央委員 ア、ウ、エは、結局これまでもやってきた業務なのですが、例えば実績額はわかりますか。皆さんの予算化をもとにした実績は、固定納付金から出ていく分の一步合納付金も入っているのでしょうか、ア、ウ、

エの業務に対する予算は、従来の平均額をここに当て込んだのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 大規模修繕費につきましては、国が向こう20年ぐらいの修繕計画を立てまして、その平均額が8億5000万円となっております。

○仲村未央委員 実績ではなくて、向こう20年間の計画の単年度で割ったものという説明ですか。実績はわからないのですか。

○古堅孝参事 8億5000万円は今後の計画でございまして、これまでの実績は県では把握しておりません。

○仲村未央委員 それと、歩合納付金は指定管理者の管理のもとでの売り上げが伸びると、その歩合というのはどういう基準で納める額が大きくなるのか。その一定のラインというものがあると思いますが、そこはいかがですか。

○古堅孝参事 歩合納付金につきましては、指定管理者の得る利益が収入の5%以内であれば、その利益を県と折半し、5%を超える場合は当該超過分を県へ全額納付することとしております。

○仲村未央委員 では、5%未満の場合の設定で先ほど言った7500万円を設定していると。そして、5%を超えたときには超えた分は全額県に納めるという理解でいいですか。

○古堅孝参事 そのとおりでございます。

○仲村未央委員 沖縄県の基金のスキームが出ていまして、一般財源に入れてそのまま国に出す、それから人件費に要するものと、基金で分けてありますが、今回の施設一両方ありますが、水族館と首里城の施設管理にかかわる経費というのは、今、皆さんが明示している4ページの図が全てですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 先ほど申し上げた金額の中で経費の部分については説明しませんでした。収入があって、支出があって、税引き前の収入が幾らということを示し上げました。指定管理者が経費として計上しているのが一水族館で言いますと、78億円余りが経費として計上されてお

りまして、その中で通常の維持・修繕、ちょっとした管理、物販のための人件費といったものが計上されております。

○仲村未央委員 今のことについてもう一度聞きますが、沖縄県がかかわる部分の見える経費は今ここに出しているスキームのとおりで、指定管理者そのものなりわいのためにさらに78億円の経費をかけて両施設を見ていくという理解でよろしいですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 そのとおりです。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 まず、そもそも論になりますけれども、県管理にする理由、メリットをもう一度確認したいのですが、お願いします。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 県が管理するメリットですが、本県の歴史文化の象徴であります首里城及び豊かな自然を象徴する沖縄美ら海水族館について、観光を初めとする県の施策と連携し、一層の利活用を図ることで地域の魅力向上、地域経済の活性化、文化の発展などが期待でき、観光及び地域振興につながるものと考えております。

○座波一委員 最終的に地域振興につながる大きな理由のように聞こえますが、先ほど来、話を聞いていると、国から県管理に移って、財団が指定管理を受けるという流れの中で県民が直接メリットを受けるものがなかなか見えにくい気がします。その一つの原因としまして、まず首里城地区と海洋博覧会地区の部分が同じ県の基金の中で全てプールで管理されるということですよね。それで非常に見えにくく、どうしてそうなのかと。逆に、施設からどれだけメリットを受けているかが地域の人たちにわかるようにすることが県の仕事ではないかと思えます。先ほどから地域振興と言っていますが、その部分が見えない。これが恐らく公園魅力向上事業の中に入ってくるのかと。しかし、それだけでは全然説明不足なのです。そこの説明をお願いできますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 先ほどから説明させていただいている基金の中では、首里城と水族館は予算や用途も含めて明確に仕分けして

いくことになっております。先ほど、事業計画についても説明させていただきましたが説明不足もありまして、例えば水族館でしたら指定管理者が水族館等を管理していく中で地域と連携した事業もやっていくという提案もございますので、それは本部町を中心に北部地域と連携してやっていく事業が提案されていると理解しております。

○座波一委員 美ら島財団が候補になっていることには変わりはないわけですが、財団でなければいけない理由もあるのですか。これは民間からの応募の可能性もあったかと思いますが、そういう選定の中で民間企業の動きはなかったのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 今回、指定管理者を公募した中では、財団でなくてはいけないという条件はつけておりません。水族館なり、首里城なり、現在の管理水準を保ちながら管理できる能力のある者ということで募集しております。その中で結果として、財団が応募してきて候補者として選定されているということでございます。

○座波一委員 目的が地域振興でありますので、地域を中心とした影響のある団体がかかわるべきではないかと思っています。要するに、基金条例も含めて団体と地域振興の協定を結ぶぐらいの一地域振興のためにという明確な方針があるわけですから、その基金条例の中でも公園魅力向上事業というものが明確にされて、その方向で運用されることが地域に示されたらよかったのではないかと思います。

○古堅孝参事 先ほどからお話のある地域との連携ですが、現在、首里城でいきますと、まずは首里城祭を地域と一緒にやっております。それから、首里城周辺のフラワーロード事業も通り会などと一緒にやっております。また、首里城公園友の会がございまして、そちらへ助成を行っております。さらに、地域の小中学生を対象にした郷土学習事業などさまざまな事業で地域と関連しております。一方、水族館につきましては、財団と本部町は定期的に地域連携に関する連絡会議を持っておりまして、さまざまな活動をしております。例えば、アニソンの日と言っておりますが、アニメ主題歌のコンサートやシークワサーの販路拡大、さらに周辺道路の植花など、地域と連携しながら現在でもやっているところなんです。今後、財団が指定されればより一層、地域と連携しながら事業を進めたいと考えております。

○座波一委員 公園魅力向上事業は、基金には積まずに直接やる事業—今の説明ではそうなのです。基金に入れずに事業に充てるということは、そういう意味の事業ですか。

○古堅孝参事 公園魅力向上事業というのは、国営公園の魅力向上、利用促進につながるような事業を言っておりまして、歩合納付で受けて、そういう事業をやった残りを基金に入れて不可抗力対応等に積み上げていくことになっております。

○座波一委員 先ほどのいろいろある事業というのは、公園魅力向上事業には入っていないということですか。

○古堅孝参事 先ほど申し上げました地域連携事業は、主に、財団の収益でやっているものもありますが、例えば本部町のフラワーロード事業などは財団の事業の経費の中でやっているものも一部ございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 まず、条例第3条の管理で第2項の「有利な有価証券に代えることができる」というところの意味を教えてください。何を想定しているのか。これは入れないといけないのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 第3条第2項ですが、これについては基金条例の定型的な形がありまして、それでうたっておりまして、今回の基金については有価証券にということは、全く考えておりません。

○具志堅透委員 定型的なフォームがあって、それに乗っけてやっただけであると。そして、有価証券等々利用する、株などの利用は考えていないと。必須ではないのであれば、入れる必要はないのではないですか。今、基金の運用などに関してさまざま疑われている状況の中でそこを入れる必要は、どういうことですか。

○古堅孝参事 先ほど説明がありましたけれども、基金条例は一般的な形があ

りまして、第3条もかえることができる規定になっております。ただ、今回の基金につきましては、どんどんお金を積み立てるような基金ではなく、大規模修繕などを標準的にやるために設けている基金ですので、恐らく第3条第2項を適用することはないかと考えております。

○具志堅透委員 そうであれば、余計に入れる必要はなかった気がします。

次にいきますが、用途のアが水族館等に係る大規模修繕費等になっていますが、その括弧書きに新規施設整備費を含むと書いてありまして、その意味は何を指していますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 長期的には、国との協定の中で新しくやる海獣施設の整備についても入っておりますが、4年間でやるわけではなくて県が引き続き4年後も管理していく中で新しい施設を整備することになっておりますので、それに向けて基金の積み立ての一部もこれに充当するというところでございます。

○具志堅透委員 私もこんがらがっていますが、用途のア、イの部分は固定納付金でやるということでそれは国がやるということですか。県がやるのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 アの大規模修繕は、固定納付金をいただいて、一旦基金に入れますが、毎年の計画に基づいて今度は県から指定管理者に指定管理料として支出いたします。

○具志堅透委員 先ほどの新規施設整備の意味がまだ理解できませんが、例えば水族館を整備するときに建てかえみたいなの、大規模な—これは新規施設整備にもとれますが、そういったことも想定しているのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 現在の水族館の建てかえや全面的な更新などは、この大規模修繕には含まれておりません。

○具志堅透委員 次のイのモニタリングは、財務等のモニタリング等となっております。それ以外のモニタリングの事業内容について詳しくお願いします。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 これは指定管理者がきちんとした管理運営を行っているかどうかを県が確認するための費用でございまして、

もちろん財務的な部分もありますし、現場での管理状況も当然入っていくと考えております。

○具志堅透委員 またもとに戻りますが、その基金の創設に当たって、なぜ美ら海水族館と首里城をプールにする必要があったのですか。地域振興ということであれば、首里城は首里城として基金を積み上げて首里城の設備投資、あるいはしっかりとした管理運営に努める。美ら海水族館は美ら海水族館で基金を設置して、しっかりとそこの管理運営、地域振興に資するような事業をすることが本来あってしかるべきだと思いますが、そこをプールにしたということは、指定管理者がたまたま一緒だからプールにしたということでは理由にはなりません。当然、指定管理者が別々になる可能性もあるわけですから、そこはどのような説明をしますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 今回、1つにしたのは、まず中できっちり分けることを前提にしております。それと、設置管理条例自体も1つにしておりますので、基金も中で予算はきちんと分けて整理していくということで1つにしております。

○具志堅透委員 中で分けるという意味は、何を中で分けるのですか。基金を分けるということですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 もちろん原資として固定納付で入るお金もございますし、支出していくものも分けた中でそれぞれで支出していくという考えでございます。

○具志堅透委員 まず、固定納付は首里城も美ら海水族館もありますね。そして、歩合納付は首里城、美ら海水族館それぞれ幾らですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 先ほど平成31年度で説明させていただきました。平成31年ですと首里城の歩合納付金はゼロとなっております。それでは少し説明しづらいので平成32年で説明させていただきますと、首里城は560万円程度歩合納付金がございます、水族館は6900万円程度歩合納付金が予定されております。

○具志堅透委員 基金の中で用途を分けるということですか。例えば、地域振

興に係る基金が積み上がりますね。そして安定的な管理に資する資金—不可抗力対応等、そして国営公園の整備等とありますが、歳入に応じて使途も分けていくということですか。それこそ歩合です。全てプールにしているのではないですか。

○古堅孝参事 基金の区分についてですが、地域基金の管理に当たっては、首里城地区内施設及び海洋博覧会地区内施設を区分するとともに、費目を明示して使途を明確にします。具体的には、歳入及び歳出予算において両施設を区分して計上するほか、基金の経理を管理するための台帳を整備することとしております。4ページにスキームがございますが、一番下の公園魅力向上事業については、首里城と水族館両方ありますけれども、事業内容については今後県と国で詰めていきたいと考えております。

○具志堅透委員 地域振興という話が出ますが、海洋博覧会開催以降、海洋博公園として残った目的は何ですか。整備をした国の目的です。海洋博覧会開催後、公園として残った大きな目的としては、本部町を中心とした北部地域の振興発展に寄与するために公園として残しているのです。皆さんの当初の議案の中でこれが出ていました。その後からすっぱり消えています。そこを意識するのであれば—なぜこの基金をプールにしたのですかという話です。分ける考えはなかったのですか。首里城と美ら海水族館と別々の基金を創設すればよかったですのではないですか。将来にわたっても指定管理者が一緒だという保証はありません。首里城は別がやる可能性もあるわけですよ。そのときに今のプールというものは問題ないですか。

○古堅孝参事 首里城公園と水族館は、6月議会でも設置管理条例を出しましたが、もともとは国営沖縄記念公園という一つの公園の中で地区が2つに分かれていました。今回の基金の条例につきましても、基金としては1つですが、中でも経費についてはしっかりと両公園を分けていくことにしております。

○具志堅透委員 そうであれば、固定納付金は別として歩合納付金の歩合の上限がありますよね。それに見合ったパーセンテージの投資整備をしなければいけません。中でやるということであれば、そのほうがフェアであるわけですよね。

○古堅孝参事 委員がおっしゃることは、公園魅力向上事業のことだと思いま

すが、それ以外については中ではつきり分かれております。首里城と水族館を両方管理する上では、先ほどありましたように首里城は収支が均衡しておりますが、水族館は一定の利益があると。県としては、両方一体となって魅力向上できるようにこの事業を使っていきたいと思っております。

○具志堅透委員 両方一体となって魅力向上をするということには、説得力がありません。その理由が何なのかもわかりませんし、美ら海水族館から出る利益を首里城の投資へ回すということを言っているようなものです。とんとんと言うのであれば、首里城の整備については、県が責任を持ってやるべきではないですか。基金を積み上げて魅力向上をやる、ましてや海洋博公園の目的一皆さんも基金の目的は地域振興と言っているわけですから、そうであれば美ら海水族館のある本部町を中心としたヤンバルの振興発展に多くを活用することは当然ではないですか。そのことを土木建築部長に言っているのです。そのことに関しては前から県がとる魅力、なぜ国から県に移管したのかと。その魅力をどう出すのか、違いをどう出すのかという部分、そして本部町を中心としたヤンバルというのは、素通り観光と言われてかなりたっていますが、その課題を解決するために本当に努力をしています。まさに今、県がその管理権をとって指定管理をさせたことによって基金も積み立て、それを原資としてしっかりとヤンバルの振興発展に尽くすことが今回の基金の目的でなければいけないでしょうという思いなのです。そこはどうですか。

○古堅孝参事 公園魅力向上事業というのは、先ほどの地域振興ではなく、国営公園の利用促進、あるいは魅力を向上させるための事業です。委員がおっしゃるような地域の連携は、財団の利益や経費の中で行われていくものと考えておりまして、あくまでもこの魅力向上は国営公園の魅力を向上させるためのものがございます。

○具志堅透委員 そういうことを言うのであれば、指定管理者の財団に任せています、そこがやります。我々がやるのはそうではありません。そういうことですか。県がこの管理権をとって沖縄県の観光振興をやると言いましたよね。当初の目的はそうでしたよね。言っていることが少しおかしいです。

○古堅孝参事 両公園の魅力を向上させて利用を促進することにより、地域の発展につなげていきたいということがございます。

○具志堅透委員 そこは否定していません。使途の濃淡をつけるべきではないかとか、海洋博公園を中心とした北部地域振興、あるいはその観光振興といえますか、観光の魅力一例えば、除草、植栽含めて、あるいはこれからクルーズ船が入ってきますが、そこと海洋博公園との連携の部分を地域へおろして—これが観光振興の魅力ある事業だと思っています。そういうものにこの基金を使ってしかるべきだと思いますが、その計画はありますか。この基金を使って第1号は何をやるようとしているのですか。

○古堅孝参事 まだ決定ではありませんが、現在検討しているのは、首里城の大型バスの待機場を考えております。

○具志堅透委員 そのとおりなのです。私が懸念していることは、皆さんはどうのこうのと言いますが、原資をとって沖縄の観光振興と称して首里城に投資していくのです。過去にもそういうことがありました。実は、美ら島財団が利益を出して税を本部町に納めた時期があるのです。しかし、財団が利益を出して税を納めるわけにはいけないことが理由でしたか—私はそのように裏では聞きましたが、それで何をしたかと言いますと、財団が首里城の整備に投資したのです。県がやっても同じことになっていくのだと。県がとったからには、もとの目的をしっかりと履行するためには、やはりその周辺の環境整備を初め、観光振興に寄与する美ら海水族館を中心とした北部—ヤンバルに大きく寄与するための基金でなければおかしいでしょうと言っているのです。ここはどうなのですか。説明のときにもそのことは言っていますが、この答えは返ってきません。

○古堅孝参事 先ほど、首里城の大型バスの待機場の話をしました。今後、本部町でクルーズ船との連携などが出てきた場合には、国営公園の利用促進につながるような事業であれば、この事業を充てていけるかと思っております。

○具志堅透委員 そこはどこで担保するのですか。皆さんはそう言いますが、スタッフが変わればまた忘れます。私もいつまでもここにいるわけではありませんから。そこをどう明文化、条文化してやるのですか。確約してください。

○上原国定土木建築部長 国営沖縄記念公園ということで一つの公園であるわけですが、確かに収益性の違いがかなりあるということで、水族館の収益を首里城に回すわけではありませんが、なるべく区分してしっかりと管理していくと

ということにはしておりますが、国営公園としてのメリットを最大限生かすために活用していくことでは相当重複する部分がございますので、その辺を県が管理する中で入場者数をふやすような形の活動ができるようにしていきたいと思っております。確かに、せっかく水族館で上がった収益が全部首里城に回るということであれば、これは大変問題だと思っております。北部にクルーズ船も来ますし、今後とも水族館の収益がしっかり上がるように取り組まなければいけないと思っております。だからと言って、水族館に限定した使い方を一これだけ大きな収益が上がったものを全て向こうにというわけにはなかなかいかないのかとも思っておりますが、明文化した上で線を引きなさいと言われても、この辺は少し厳しい部分があります。この基金を管理しながらこの辺は当然区分してしっかり見えるように管理するというので報告もいたしますので、大半は本部町でなるべく使うように努力もしたいと思います。しっかり見返りがあるような形で我々も努力しながら、しっかり見えるように区分しながら基金を管理していくということで御理解いただきたいと思っております。

○具志堅透委員 全てを北部地域で使いなさいという話ではなくて、その部分は私も理解しています。今、後半に言ったことは明文化できると思っております。大半を云々という部分も含めて。ただ、やはり言いたいことは、今、北部地域は過疎化が進んでいて、過疎地域が多いです。そこを海洋博公園を起爆剤として、あるいはクルーズ船も来ます。そこで連携して一土木建築部長には本部町のクルーズ船のシンポジウムに参加していただいて、さらに懇親会まで参加していただきまして、本当に感謝申し上げます。評価もしますが、そういった現状を見たときに、そこを国頭3村まで連携しながら、あるいは今帰仁村、離島含めて、そこを原資としてしっかりと整備をしていく。我々本部町にとっても、あるいは名護市、ヤンバルにとっても素通り観光だということで非常に政治課題でした。行政の大きな課題を解決するために今でも努力はしていますが、それを県が一緒になって後押しするような形で北部地域をやっていただきたい思いがあります。最後にそのことに対する答弁を聞いて終わります。

○上原国定土木建築部長 しっかりその辺は理解した上で対応したいと思います。このスキームの中にモニタリング事業もございますので、しっかりモニタリングをしながら北部圏域の振興発展にしっかりつながるような使い方ができるように基金で対応することも可能ですので、しっかりやりたいと思っております。

○具志堅透委員 先ほどの明文化について、規則等々そういった手法もあるので、今後、また条例の改正もあり得ますので、その辺もぜひ検討していただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 初めて両方の収支の数字を見せていただきましたが、多分これは美ら島財団がこれまでやってきた収支をもとにして今回の基金条例につながっていると思います。国管理だけの収支がこの数字のベースになっているということよろしいですか。

○古堅孝参事 この収支は、財団が4年間の見込みとしてつくったもので、数字のベースとなっているものは、これまで管理した経験に基づいたものでございます。

○糸洲朝則委員 国管理のときはこの基金はなかったわけですね。県管理に移管するに当たり基金条例をつくって基金を積み上げる大きな眼目は何ですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 先ほども説明させていただきましたが、大規模修繕などは年度ごとのばらつきがございまして、多い年と少ない年がございます。多い年にたくさん支出できるように8億5000万円をいただいて、その年に必要な額を支出していくと。基金の大きな目的としてはそういうこととございます。

○糸洲朝則委員 国管理のときはこの基金はなかったわけで、特に大規模修繕については年度ごとにも変わるわけですから、その都度、会計の中で処理をしていたということいいですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 先ほども申し上げたとおり、国とURと財団でどのように仕分けして、どの部分を国がやって、どの部分をURがやったのかについては情報を得ておりませんので、その辺は我々としては把握していないところでございます。

○糸洲朝則委員 今、収支について確認したように、これまで財団がやってきた数字がベースになっているということで、当然そうであろうと思います。この県への固定納付金のうち、国有財産使用料と県職員人件費は基金には積み立てない。大規模修繕費の8億5000万円と歩合納付金を積み上げていくわけですが、当然先ほどお話が出たように、その年度ごとに大規模修繕などに係る費用は違ってきます。しかし、国はこれまで運営してきた経緯を踏まえて、大規模修繕があるかないか等も含めて一応の見積もりや構想などを持っていると思います。ですから、その大規模修繕に見合っただけの積み立てをやらないと、この基金条例が破綻してしまいかねない。先ほどの質疑の中でもあり得ないことだろうけれども建てかえの話も出るわけですが、そうであれば、8億5000万円を一つの基礎にして、年々積み立てて、その中からでも取り崩していくということになろうかと思いますが、当然基金の取り崩しも可能ですよね。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 大規模修繕につきましては、指定管理者から8億5000万円いただきまして、それをもとにその年度に必要な額をまた指定管理者に指定管理料として支出していくということでございますので、取り崩しという表現でしょうか、支出するというところでございます。

○糸洲朝則委員 そして残りは次年度に積み立てるということですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 その年度で8億5000万円も必要なければ、そのまま残して次の年度で必要なときに支出していくこととなります。大体、平均して8億5000万円の修繕費が必要ということで、計上しております。

○糸洲朝則委員 平均的に8億5000万円ぐらいの修繕費が出るだろうという想定に聞こえますが、さりとてこれだけの施設を修繕していく、その痛みぐあい、あるいは新規の施設もあるわけですから、それは計画的にやっていく部分も必要だと思います。これは指定管理者に任せて果たしてできるものかという疑問も起きるわけで、ですから、県職員云々というものも出てくると思います。ですから、少なくとも大規模修繕ですから、これは県がかかわることになると思いますので、そういう見通しを立てた予算のあり方が必要だと思いますが、いかがですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 今、申し上げている大規模修繕

費の計画につきましては、国が計画を立てておりました、我々が管理していく中で指定管理者と相談しながら国が立てた計画をベースに実際の修繕計画の見直しは必要になってこようかと思っております。それを踏まえて8億5000万円をいただいて、その必要な額を支出していこうと考えております。

○糸洲朝則委員 そうであれば国から県に移管する一先ほどからメリットについても出ておりますが、県がかかわってもっと魅力ある施設、あるいはまた県民に誇りを持たせられるような取り組みを期待していると思います。特に、両方とも沖縄を代表する観光資源でもありますし、文化的、また自然環境の観点からも両施設をいかに県民が一私が那覇市議会議員のころ、首里城を国から那覇市に移管しなさいという質問をしたことがあります、それぐらい首里城ができたときの県民の高揚感というのは物すごいものがありました。ところが、ふたをあけてみたら国の管理で、そこから県民の気持ちが遠ざかっていったような気がします。ですから、せつかく県が管理をとるわけですので、そこを原点にしてもらいたいのです。両施設ともウチナーには首里城アンドー。美ら海水族館がアンドーというように誇れるような、県民にもっと寄与するような事業等—モニタリングでやるのかわかりませんが、それぐらいの思いがあってもいいのではないかと思います、いかがですか。

○上原国定土木建築部長 県が2月1日から管理することになるわけですから、しっかり県民の財産として有効活用していきたいと思っておりますし、そういった意識を持てるように鋭意努力していきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時3分 休憩

午後1時16分 再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、乙第8号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きますして、資料1の6ページをごらんください。

乙第8号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、奥武山公園に新たに整備するコミュニティセンターの利用料金の基準額等を定めるとともに、沖縄県総合運動公園の蹴球場の整備に伴い利用料金の基準額を改め、並びに陸上競技場及び体育館のトレーニング室を共用利用する場合の利用料金の基準額を利用時間当たりの額に改める必要があることから、条例を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の4により御説明いたします。

1ページをごらんください。

沖縄県都市公園条例は、都市公園法、同施行令及び同施行規則に定めるもののほか、県が設置する都市公園の設置基準及び管理に関し必要な事項を定めたものであります。

3の改正の概要を説明します。

1つ目に、奥武山公園に新たに整備するコミュニティセンターを有料の公園施設として定めるとともに、その供用日、供用時間及び利用料金の基準額を定めます。

2つ目に、沖縄県総合運動公園の蹴球場の整備に伴い、利用料金の基準額を改めます。

3つ目に、沖縄県総合運動公園の陸上競技場及び体育館のトレーニング室を共用利用する場合は、1回当たり2時間までとし、その基準額を定めます。

4つ目に、奥武山公園コミュニティセンターについては、平成31年4月1日から、県総合運動公園の蹴球場、トレーニング室については、同年1月5日から施行します。

次に、18ページをごらんください。

上段は、奥武山公園の位置図であり、現在、水泳プールの南側にコミュニティセンターを整備しております。

また、下段は沖縄県総合運動公園の位置図であり、蹴球場、タピック県総ひやごんスタジアム体育館の位置を示しております。

19ページをごらんください。

こちらは、奥武山公園に整備するコミュニティセンターのイメージ図でございます。

20ページをごらんください。

こちらは、沖縄県総合運動公園に整備した人工芝の蹴球場（東ピッチ）でございます。

次に、改正案の内容について新旧対照表で説明いたします。

7ページの別表第3をごらんください。

この表は、公園の有料施設を定めたものでありますが、新たに奥武山公園にコミュニティセンターを追加しております。

8ページをごらんください。

この表は別表第4の続きで、有料施設の供用日及び供用時間を定めたものがあります。新たに奥武山公園のコミュニティセンターを追加し、供用日を1月5日から12月27日まで、供用時間を午前9時から午後9時までと定めております。

次に、10ページをごらんください。

この表は別表第6の続きであり、有料施設の利用料金の基準額を定めたものがあります。沖縄県総合運動公園陸上競技場トレーニング室を共用利用する場合において、1回当たり2時間までと改めております。

次に、11ページから13ページをごらんください。

沖縄県総合運動公園蹴球場の整備に伴い、基準額を1時間単位に改めるとともに、全面利用、2分の1面利用及び5分の1面利用する場合と区分を追加しております。また、会議室についても基準額を1時間単位に改めております。

次に、16ページの上段をごらんください。

この表は、沖縄県総合運動公園体育館トレーニング室を共用利用する場合において、1回当たり2時間までと改めております。

同じく、16ページの下段をごらんください。

奥武山公園のコミュニティセンターの利用料金の基準額を新たに追加しております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第9号議案沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の7ページをごらんください。

乙第9号議案沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、沖縄都市モノレールの延長により設置されるてだこ浦西駅に隣接し、道路法第2条第2項の道路の附属物である自動車駐車場として、新たに、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場を整備することに伴い、同施設を公の施設として加えるとともに、利用料金の基準額を定める等の必要があることから、条例を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の5で御説明いたします。

1ページをごらんください。

沖縄県自動車駐車場管理条例は、道路法第2条第2項の道路附属物である自動車駐車場の管理に関し、必要な事項を定めたものであります。

2の改正の経緯及び必要性を説明いたします。

沖縄都市モノレールの延長により設置されるてだこ浦西駅に隣接する場所に、自動車駐車場を整備することに伴い、名称、位置、目的及び利用料金の基準額を定める等の必要があります。

次に、施設の概要について、説明いたします。

11ページをごらんください。

駐車場の概要ですが、左側にてだこ浦西駅周辺の完成予想図、右側は駐車場の外観パースとなっております。施設は、自走式立体駐車場で、収容台数は992台、鉄骨造4階建て、4層5段となっております。

12ページをごらんください。

モノレールの延長整備区間を示したものでございます。最終駅としててだこ浦西駅を整備し、隣接地にパーク・アンド・ライド駐車場の整備を行っているところでございます。

13ページをごらんください。

パーク・アンド・ライド駐車場の配置図と平面図となっております。

配置図の右側にてだこ浦西駅、その前に交通広場が整備され、その左隣が駐車場となっております。駐車場の入り口は、図面の右側が浦西停車場線—現在、整備中の道路になりまして、左側が現在あります宜野湾南風原線となっております。宜野湾南風原線からは4階の屋上に進入する形になり、浦西停車場線からは1階に入ることになります。

次に、改正案の概要について、新旧対照表で説明いたします。

6ページをごらんください。

第2条の表に新たに整備する自動車駐車場の名称をてだこ浦西駅パークアンドライド駐車場と定め、位置については、地番が多数にまたがることから、地番の前までの記載とし、浦添市前田3丁目（県道浦西停車場線道路内）と定めたものであります。

次に、第2条に新たに第2項を加え、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の目的を定めております。

次に、8ページの別表をごらんください。

この表は、これまで県民広場地下駐車場の利用料金の基準額を定めたものでありますが、新たに2として、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の利用料金の基準額の表を追加しております。

利用料金については、道路法において、「付近の自動車駐車場に比して著しく均衡を失しないものであること」と規定されていることから、てだこ浦西駅周辺の民間駐車場の実態調査を行い、同等の利用料金の設定を行っております。利用料金の種類については、1時間ごとに料金が加算される普通駐車場の料金と使用日及び使用月数ごとに料金が設定されている定期駐車券による駐車場の料金を設定しております。その他、第2条、第4条、第9条及び第14条の改正については、所要の改正となっております。

次に、附則について説明いたします。

4ページをごらんください。

附則第1項は、施行期日について、この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること、ただし、附則第2項の規定は公布の日から施行することを定めております。附則第2項は、ただこ浦西駅パークアンドライド駐車場の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続、その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることを定めております。

14ページをごらんください。

駐車場の料金についての補足資料となっております。普通駐車の基本料金（1時間以内）を1時間当たり100円とし、追加料金は1時間経過ごとに100円ずつ加算されます。3時間を超える駐車になりますと、日中最大料金が適用され、開場時間内の駐車であれば、1日400円となります。時間外駐車は、1回当たり360円となっております。定期駐車券による駐車については、1カ月、3カ月、6カ月で設定しております。基本となる1カ月の料金は、全日定期駐車券を5000円、平日及び土曜日定期駐車券を4200円、平日定期駐車券を3500円としております。

以下は使用例として、県庁前駅周辺の駐車場を利用した場合とパーク・アンド・ライド駐車場を利用した場合の負担額を比較したものとなっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 14ページで料金の設定について御説明いただいているのですが、車で県庁前にたどり着くときの交通費、それから、パーク・アンド・ライド駐車場を利用した場合の経費ということで試算がありますよね。もう少し差が出るかと思ったら、意外と時間貸しでも定期でもそんなに差が出ていないですよ。1183円と1060円、それから、1万6000円と1万5750円となると、パーク・アンド・ライド駐車場でとめて公共交通に乗り入れるということに誘導したいから、皆さんはここで交通渋滞の緩和に寄与するということでこの駐車場を設置するのですが、そのインセンティブについては、これでも十分働くとい

う判断といたしますか、分析はどのようにされたのかを聞かせてもらえますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 県庁前駅周辺の駐車場の料金は幅がございまして、平均として日中最大で1180円、平日定期の駐車料金をここでは1万6000円としていますが、これは県民広場地下駐車場の料金を示しています。これよりも高いところももちろんございまして、それと比較すればいいのですが、今回の比較の中には、例えばガソリン代や渋滞での所要時間、運転する労力といたしますか、精神的なことなどは含んでおりませんので、我々としてはもっとインセンティブはあるのかと理解しております。

○仲村未央委員 これ以上に駐車料金を安く設定すると、周辺の民間との競合もあるでしょうし、そこを圧迫することは公共としてはやりづらいという感じはしていますが、今の話だと、ガソリン代の試算はそもそも含まれていないと。それから、渋滞の時間、定時、定速の誘導が働くと見ているということですね。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 そう考えております。委員がおっしゃるように、ただこ浦西駅周辺の実態調査に基づいてこの程度が適切と。余り差をつけるとまずい、均衡を失ってはいけないということもございしますので、この値で設定しております。

○仲村未央委員 今回、992台で大型ですが、現に、県が確保しているパーク・アンド・ライド駐車場はどこに何台あるのか。また、今後の見通しとして、このような駅周辺に設置をする予定、計画などはありますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 既存駅近くのパーク・アンド・ライド駐車場はモノレール株式会社が設置しておりまして、古島駅で58台、安里駅で90台、小祿駅は商業施設の協力を得て100台、合計248台を確保しております。今後の計画につきましては、現在整備しておりますパーク・アンド・ライド駐車場の状況も見ながら、さらに需要があるならば検討することもあるかと思っておりますが、現時点、計画は持っておりません。

○仲村未央委員 大型ですので、今回の実際の供用によってどれぐらいの誘導が効くのか、渋滞解消に貢献するのかということが問われていると思います。ですので、ぜひ投資の効果をしっかりと高めていけるようなことにしてほしいですし、万年渋滞の状況を解決することは非常に大きな県の課題ですので、ま

たさらに取り組みを進めてほしいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 パーク・アンド・ライド駐車場ということで、今後、このような手法で地方の公共交通が整備されていくということもありますが、理想として、この部分の駐車場が無料であれば、公共交通は非常に使われるのです。ですが、そういうわけにはいかないということで、ある程度の有料にしているわけですが、その意味では、この料金はぎりぎりの線かと思います。ただ、これを財政的に考えていくと、これだけの駐車場を整備して、公共交通を利用させようという発想ですから、ある意味、投資効率からいうと非常に悪いですよ。そういうことで言うと、駐車場の用地に関する土地代はどれぐらいですか。

○謝花勉都市計画・モノレール課都市モノレール室長 パーク・アンド・ライド駐車場の敷地面積ですが、約1万809平米ございます。その用地取得に係る費用が7億4000万円ほどかかっております。

○座波一委員 7億4000万円かかった駐車場で、例えば、最終的に何年ぐらいで原価をペイするというような見通しを立てたことはありますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 投資した資金につきましては、補助事業で実施しておりまして、償還することはない状況です。この事業については、那覇都市圏の中心部の渋滞緩和と環境に対する効果も高いということで事業を実施しているところでございます。

○座波一委員 補助事業ですので採算はさほど重視していないというニュアンスではありますが、できたら安く設定したほうが、公共交通の利用度が非常に高くなっていくのです。今後も各地域の駐車場計画が出てくるはずですが、ぜひ公共交通としてバスとモノレール、あるいは幹線の道とバスを絡めていくという構想もこういったものに入れたほうがいいのではないかと思います。車で来てしか利用できないとなると、利用価値がなかなか伸びていかないのではないかと思いますので、まずは料金を低価に抑えることと、公共バスを絡めるようなパーク・アンド・ライド駐車場を今後構想に入れるようにしたほうがいいと思います。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 今回のモノレールの延長事業の中で、てだこ浦西駅の前に駅前広場も整備しております、そこにバス停も整備しております。また、近くに幸地インターチェンジの整備も行ってあります。また、高速道路との連結もスムーズにいくような計画を行っております。また、バスとの関係ですが、今、浦添市でてだこ浦西駅を中心にコミュニティバスを配車できないかという検討も行われておりますので、自動車だけではなく公共交通との結節もスムーズにいくように引き続き調整していきたいと考えております。

○座波一委員 いつかは無料化にする考えはありませんか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 このパーク・アンド・ライド駐車場は、道路法上の位置づけで道路附属物になっておりますので、近隣の同様の施設と料金が余りにも乖離があることは好ましくないと道路法にもありますので、無料化はなかなか厳しいかと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 992台、約1000台近くの大型駐車場ですが、利用者の需要見込みは何をもとにこれだけ大きな駐車場になったのか、その辺をお聞かせください。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 モノレールの延長計画の中で、沿線の方々や沿線で働いているの方々などのアンケート等を取りまして、その中でてだこ浦西駅に駐車場ができれば乗りかえるというような需要調査も行ってあります。その辺から推計して1000台程度の需要は十分見込めるということで、この規模を設定しております。

○山内末子委員 先ほどからありますように、モノレールにつなげていくという形をとっていくと、渋滞緩和ももちろん想定していますよね。そうすると、あの一帯の渋滞にどれぐらいの軽減率を見込んでいるのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 今回の推計では、1000台程度の

車をとめた場合、往復ですので、交通量にすれば2000台ぐらいの低減になるだろうと考えております。定量的に1000台とめたらどれぐらいの渋滞が緩和されるかということは推計できていないのですが、例えば、交通量が数%落ちれば渋滞がかなり緩和されるというお話もございますので、場所によっては渋滞緩和につながっていくものと。ただし、このモノレール自体が渋滞緩和という目標を持っていますので、その中でこれも一部効果を発揮してくれると理解しております。

○山内末子委員 少し外れるかと思いますが、この間からモノレールの混雑についてもいろいろ議論が出てきている状況ですが、車の渋滞が緩和されれば、今度はモノレールの混雑ということも今後出てくるかと思いますが、その辺の整合性といいますか、どちらもうまい状況をつくっていかねばならないと思うのですが、その辺についての見通しはどうでしょうか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 モノレールの混雑緩和につきましては、現在、県で将来の需要予測を行っております。その需要予測の結果をもって、モノレール株式会社を含め関係者と協議を持ちまして、中長期的なモノレールの混雑緩和についての検討を行っていくことを考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 駐車場ができたなら通勤などで使う人が多いと思いますが、高速道路を西原インターチェンジでおりたときに、夕方などは結構混んだりするのです。その辺の対策はどう考えていますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 先ほど申し上げましたとおり、近くに幸地インターチェンジの計画を進めておりまして、そこが一番近いインターチェンジになりますので、そこからのアクセスが一番多くなると思います。ただ、幸地インターチェンジはまだしばらく時間がかかりますので、しばらくは西原インターチェンジからのアクセスになると思います。今回の計画の中で西原インターチェンジの混雑対策については、我々のモノレール事業では対応できていないのですが、部全体として渋滞緩和対策をしておりますので、そういった中でも検討していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 幸地インターチェンジを出るときのレーンは幾つぐらい設置される予定ですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 NEXCO西日本と調整中ですので、何レーンできるかはまだ決まっておられません。

○赤嶺昇委員 このように駐車場をつくりますが、どう考えたって高速道路からおりてきますよね。何レーンでETCがどうなっていて、ETC利用をどうやってふやすかとか、そこまで全体的にやらないと、今でさえ夕方になると混んで高速道路までつながっているのです。朝もそれが想定されると、今度は行かなくなって、それ以前の問題が起きると言っているのです。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 幸地インターチェンジの需要予測では、1日1万台ぐらいは通るといふ推計が出ておりますので、この交通量がきちんとさばけるような料金所の数はNEXCO西日本と調整していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 本来ならば、事前にこれぐらいの見込みも含めて最低何レーン必要なのか—今でも混んでいて、せっかく高速道路で来たのに出るのに時間がかかっていると。もっと言えば、高速道路までみんな左側に寄っているのです。あれは事故が起きてもおかしくないという話にもなるので—この辺について今から調整するということですが、本来であればそれ以前の問題だと思いますが、どうですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 幸地インターチェンジが整備されれば、西原インターチェンジの混雑も大分緩和されると聞いておりますので、必要なレーンの数は整備していただけるものと考えております。それから、ETCの割合については、そのときの県内のETCの利用率などを踏まえて設置台数は決まっていくかと考えております。

○赤嶺昇委員 これは大体想定がつくのです。また混むなど。混んでくると遅刻するので、利用しないのです。ですから、何のためにつくるかという問題になりますよということを意識したほうがいいと思っています。これはすぐにやってもらいたい。

モノレールに関連して少し余談ですが、那覇空港に国際線ターミナルがあり

ますよね。あそこは国内線と国際線が離れているので、さらに国際線まで延ばしておられるように検討したほうがいいと思います。国際線ターミナルから歩くのは大変です。聞くところによると、土地はあるらしいので、国内線だけではなく、国際線からも乗りおりできるように今のうちから調整してもらいたいということを要望しておきます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 収入と委託管理の想定額はどうなっていますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 指定管理で管理してもらうように考えております。収入と支出の計算を指定管理者の募集までには決めていかないといけないと考えておきまして、今、鋭意作業を行っているところです。

○座喜味一幸委員 県民広場地下駐車場はどのような状況ですか。

○多和田真忠道路管理課長 県民広場地下駐車場につきましては、今回、予定しております今後3年間委託する際の収入の基準額として1億1952万9000円の収入を見込んでおります。管理委託しますので、県に納めてもらう固定納付金が7512万7000円で、残りが指定管理者で管理するために使う費用になります。

○座喜味一幸委員 この収入は、どういう費目になりますか。

○多和田真忠道路管理課長 駐車料金による収入として直接納めてもらうものと、特約店で契約しているデパート等からの収入、あとは自動販売機等の売り上げによる収入になります。

○座喜味一幸委員 道路関連ですから道路の事情を改善するための県費として使えるのかということが聞きたいのです。せっかく今回のものも、ほとんど国庫補助金でできているわけで、減価償却も少ない—その前に、補助金について県負担もあるはずですが、何割補助でできていますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 パーク・アンド・ライド駐車場の補助率は0.7から0.638の間で変動しています。財源内訳としては、県債が11億

7000万円、残り特定財源と一般財源で約1.3億円となっております。

○座喜味一幸委員 先ほどの答弁の中で、県の負担が全くないので、駐車場はゼロ円でもいいのではないかという議論をしていたのですが、実態としては、11億7000万円の起債分の償還があるわけですよね。その辺の償還については、この収入の中で基本的には払うべきものではないかと思っておりますが、その辺はどうですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 このパーク・アンド・ライド駐車場は公共事業で整備しておりますので、起債といっても県債の起債でして、駐車場の収入でもってこれを償還していくという起債ではなく、建設のための起債ということになります。

○座喜味一幸委員 その辺の感覚は少しずれると思いますが、投資したものに対して起債があって償還金があるのであれば、ビー・バイ・シーとしてこの事業でどれだけの経済効果があるや否やということが基本的なことだと思うのです。ですから、先ほどの議論で県の負担がないということは少し違うのではないかと思っておりますが、この話は終わります。

例えば空港の場合、空港の駐車場の使用料は特別会計か何かに入って、空港の整備費等に使われることが基本だと思いますが、道路に関してはこういうものはないのですか。

○多和田真忠道路管理課長 県民広場地下駐車場につきましては特別会計で持っております、建設する際に起債を起こして建設しているので、収入については、この起債の償還に充てているところです。

○座喜味一幸委員 道路は。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 パーク・アンド・ライド駐車場については、特別会計で起債して云々ということではなく、一般会計の中で建設する際の起債一裏負担の部分の起債をしております、県民広場地下駐車場とは若干この辺の財源が違っております。収益につきましては、駐車場料金収入は指定管理者に入って、指定管理者がその中で維持管理をしていくことになります。収支のバランスがどうなるかということは調整中ございまして、その中で仮に利益が出るならば、県民広場地下駐車場同様、ある割合で県に納め

てもらふことが出てくると理解しております。

○座喜味一幸委員 委託管理のときに、建物や広告収入、自動販売機などからの収入もあって、より一層収益が上がる形で運営したほうがいいのではないか。その利益の部分が、投資した県民への見返りとしてある弾力的かつ経済効果が出るような委託管理のつくり方、また人が集まる魅力あるゾーンとして整備する必要があるのではないか。ましてや、フィーダー交通としてバスの乗り入れ等もしっかりと有機的にするべきではないか。その辺も含めて、委託管理の際には、弾力的かつ効果的な委託管理の仕方を検討する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 地下駐車場と同様に、自動販売機などを設置すればもちろん収入に入ってきますので、それを指定管理者が管理の支出に充てることは可能になると思います。ただ、いろいろなアイデアでもって収益を上げることは、今後の指定管理の中で考えていけるのかと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 少しだけ重複するのですが、駐車場を利用する人たちの利用度を上げないとどうしても利用率が下がりますし、那覇市を中心とした都市部の渋滞緩和に大きく寄与していただかないと困るわけです。そうすると、通勤でも利用するだろうということがあるのですが、今はモノレールをベースとしていて、モノレールから遠いところは利用しないことになるのです。それからいくと、公共交通であるバスやタクシーの利便性を高めないと利用度は下がっていくだろうと思います。単純に考えて、そこに車をとめて空港に行くには非常に便利ですが、それ以外といいますとどう変わるのかが少し見出せない。ですから、モノレールで補完できない部分、モノレールの駅から遠いところを公共バス路線などで一先ほど浦添市がコミュニティバスを云々という話がありました。そこは本格的に路線も含めてしっかり検討する余地があると思うのですが、そこはどうですか。検討しなくてはいけないと思います。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 てだこ浦西駅を中心にしたフィーダー交通については、浦添市が中心になって交通基本計画の中で取り組んで

おりまして、今、その検討をしていると聞いております。

○具志堅透委員 そうなると、浦添市内に限りますよね。結局、那覇市のどこかに予定のある人たちは乗れません。そこをどうするのかと。そこを県が主体となって、那覇市も補完した形での二次交通をつくっていかないと、利用度が下がっていくのだろうと。ですから、そこをしっかりとやって、新たにもう一つ必要というぐらいになる要素があるのだろうと思います。これは高速道路と連携して中北部の方々を想定している感もあるのですが、駐車場周辺の人たちもそこにとめて構わないということですよ。私は非常に期待したいわけですが、そのためには、やはりバス、タクシーも含めて検討していただきたいと思いますが、どうですか。

○上原国定土木建築部長 今回、てだこ浦西駅のパーク・アンド・ライド駐車場ということで提案させていただいていますが、実は今回、モノレールの延長整備をするに当たって、最終駅に結節点をつくるのが非常に大きな目玉でございます。また、最終駅でございますので、いろいろな施設が張りついていくということで、今、浦添市で土地区画整理事業も少しおくれぎみですが、あわせてやっていることもございます。また、レンタカーの乗りかえにも使えるようにすべきではないかということで、パーク・アンド・ライド駐車場のときも中に入れるべきかという議論をしていました一実は、浦添西原線に大きな橋梁をつくっていますが、その高架下の土地も有効活用できるのではないかという話もあったり、また、西原町にMICEができるとここが乗りかえの結節点になるのではないかという話もあって、中南部の中心部にあるということで、非常に結節機能が高まることになるかと我々も考えております。ただ、まだ具体的な考えに及んでいない部分がございますが、モノレールやバス、レンタカーなど、さまざまな交通結節ができるように今後一つ一つ詰めていきたいと思っております。手おくれではないと言われて心苦しいところではありますが、今後しっかり検討しながら有効活用していきたいと思っております。

○具志堅透委員 そこをやることによって利用度がかなり上がるだろうと思います。これは土木建築部だけではなく企画部の分野でもありますし、あるいは公共交通ネットワークの部分があるのであればそこともタイアップしながら、ぜひやっていただきたい。ヤンバルから高速船が出たときに、モノレールを利用しなかった大きな理由は、この港からモノレールに乗ったとしても限られる

部分がありまして一今、モノレールは非常に便利にはなっているのですが、モノレールで補完できない部分の交通をやってあげれば、物すごく利用度が上がると思います。それともう一つ、前に議案説明を受けたときに、駅から駐車場への部分は非常に近いという話があったのですが、そこは雨はしのげますか。例えば、空港を出てタクシーを拾おうとしたら軒先が短くて、タクシーに乗ろうとするお客さんは雨にぬれてしまうという話が過去にあって、それが何年も放置されて、観光客やタクシーの運転手から要請を受けて、待ち合いの路面を引っ込めて雨にさらされないような状況にしたのです。風雨をしのげる屋根付きの通路はありますか。できるだけ利用度を上げるためには、利用者に対する利便性を上げてほしいと思うのです。

○**照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長** 13ページにイメージ図があります。そこにはバス停が配置されるのですが、屋根をつけたバス停が連続したような形になります。そこから駐車場までの間は把握していないのですが、屋根がつけられるかどうかについても検討したいと思います。

○**具志堅透委員** 小さいことかもしれませんが、細かなサービスという点では重要だと思いますので、検討してください。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。
上原正次委員。

○**上原正次委員** ここは大体1000台ぐらい駐車できますよね。出勤時等においてモノレールは今の2両編成で対応は大丈夫ですか。

○**照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長** 現在、あと2編成追加で導入しようということで準備を進めておまして、現在の運転間隔は確保できるものと考えておりますので、時間帯によっては混雑する時間帯が今と同様にあるとは思いますが、対応はできると理解しております。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**新垣清涼委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。
次に、乙第10号議案財産の取得についての審査を行います。
ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。
上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きますして、資料1の8ページをごらんください。
乙第10号議案財産の取得について御説明いたします。

本議案は、新石垣空港に配備する空港用化学消防車を取得するため、議会の議決を求めるものであります。

取得予定価格は、1億1649万9600円。契約の相手方は、第一実業株式会社であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○金城利幸空港課長 お手元に配付しております資料2の6により御説明いたします。

1ページをごらんください。

新石垣空港には、現在、空港用化学消防車の1万リットル級が1台、6000リットル級が2台配備されております。そのうち、6000リットル級1台については耐用年数を迎え、化学消防車本来の機能を果たすことが難しくなっていることから、更新が必要とされるものです。

更新に当たっては、航空局において定めた空港における消火救難体制の整備基準に適合するよう、代がえとして1万リットル級空港用化学消防車を購入するものであります。

下の参考写真は、平成26年度に新石垣空港に配備した1万リットル級空港用化学消防車であります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 乙第11号議案も財産の取得ですが、同じ大きさ、車種になるのですか。値段の差は幾らですか。

○金城利幸空港課長 今回の車両調達に当たりましては別々の入札契約を実施しておりまして、おのおのの入札・落札の結果、それぞれ違う金額となっております。差額としては約600万円でございます。規格としては同じものでございます。

○赤嶺昇委員 入札が違うから値段も違うことはわかるのですが、これはスケールメリットで一括で入札することは難しいのですか。もしくは、安くないのかと。私たちは、2台買えば安くなるという発想を持つわけです。

○金城利幸空港課長 今回、購入したものは下地島空港と新石垣空港ということで特別会計と一般会計の違いもございまして、別々に執行した次第でございます。

○赤嶺昇委員 聞いていることは、できないのかと。これは普通に考えたら2台必要だけれども、一括して入札するということはだめなのですか。

○金城利幸空港課長 決して不可能ではないと思います。ただ、それが直にスケールメリットで安くなるかについては、一概には言えないと考えております。

○赤嶺昇委員 いずれにしても、600万円も違ってくると大丈夫かと言われそうな案件なので、一応指摘しておきます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案財産の取得についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の9ページをごらんください。

乙第11号議案財産の取得について御説明いたします。

本議案は、下地島空港に配備する空港用化学消防車を取得するため、議会の議決を求めるものであります。

取得予定価格は、1億2258万円。契約の相手方は、株式会社オカノであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○金城利幸空港課長 お手元に配付しております資料2の7により御説明いたします。

1ページをごらんください。

下地島空港には、現在、空港用化学消防車の1万2500リットル級が1台、6000リットル級が2台配備されております。そのうち、1万2500リットル級及び6000リットル級1台については、現在、更新のための製造作業を行っているところであります。今回、さらに残る6000リットル級1台について、耐用年数を迎え、化学消防車本来の機能を果たすことが難しくなっていることから、更新が必要とされるものです。

更新に当たっては、航空局において定めた空港における消火救難体制の整備基準に適合するよう、代がえとして1万リットル級空港用化学消防車を購入するものであります。

下の参考写真は、平成26年度に新石垣空港に配備した1万リットル級空港用化学消防車であります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案訴えの提起についての審査を行います。
ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。
上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の10ページをごらんください。

乙第12号議案訴えの提起について御説明いたします。

本議案は、訴えの提起について議会の議決を求めるものであります。

県営住宅の家賃を長期間にわたって滞納している入居者または不法占有者で、督促等をして納入または明け渡しに応じない者に対し、建物の明け渡し及び未納の家賃等の支払いを求めるもので、対象者は5件、7人です。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○島袋登仁雄住宅課長 乙第12号議案訴えの提起について、お手元に配付しております説明資料2の8により御説明いたします。

それでは、資料の1ページをごらんください。

1ページは、訴えの提起の概要についての説明です。(1)に示すとおり、今回の長期滞納者等5件、7名のうち、不法占有を行っている3件を除く2件の滞納総額は、83万4600円です。(2)は、本議案の長期滞納者に係る法的措置の流れを図で示しております。最終催告後も支払いや分納計画書の提出がない入居者等については、契約解除を行っております。そして、最終的に③の長期滞納者に係る訴えの提起対象者として、滞納者2件を選定しております。

次に、資料の2ページをごらんください。

2ページは、提訴に至るまでの県及び指定管理者の対応についての説明です。

(1)から(3)まではそれぞれ滞納月別に区分した短期、中期、長期滞納者の対応状況となっており、(4)は、(1)から(3)までの対応によってもなお、支払いの意思が見られない者に対して、やむを得ず行う法的措置の内容を示しております。

次に、資料の3ページをごらんください。

3ページは、生活に困窮している入居者への配慮についての説明です。専門相談窓口を設け、社会福祉制度の案内・相談を行うことや、入居者の世帯収入の状況に応じ収入再認定、県営住宅家賃の減額を行っております。その実施状況は、表に示すとおりです。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第13号議案指定管理者の指定についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の11ページをごらんください。

乙第13号議案指定管理者の指定について御説明いたします。

本議案は、県民広場地下駐車場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

県民広場地下駐車場の管理は、沖縄県自動車駐車場管理条例に基づき、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、株式会社沖縄ダイケンを選定しております。

また、指定管理期間は平成31年4月1日から平成34年3月31日までであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○多和田真忠道路管理課長 お手元に配付しております資料2の9で御説明いたします。

1ページをごらんください。

1の施設名称は、県民広場地下駐車場でございます。

次に、2の募集から指定管理者候補者の決定までについて御説明いたします。

現指定管理者の指定期間が今年度をもって終了することに伴い、平成31年度から管理を行う指定管理者の募集をごらんの経緯で決定いたしました。

次に、3の選定方法について御説明いたします。

沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会において、選定

基準に基づく書類審査、ヒアリングなどの内容を加味した総合評価方式による評価を行い、指定管理者の候補者を選定していただきました。(1)の委員会は、学識経験者等の外部有識者からなる8人の委員で構成されております。

(2)の審査の経過につきましては、8月2日の第2回委員会において募集要項、評価方法等の了承をいただき、公募を行いました。11月5日の第3回委員会において指定管理者候補者を選定しております。

2ページ目をごらんください。

(3)の選定基準については4つの基準を設け、それぞれの配点とし、1人100点としております。

次に、4の選定結果について御説明いたします。

(1)の申請団体は、表記の1団体でございます。

(2)の評価点数及び5の指定管理者(候補者)について御説明いたします。

出席者6名の委員の合計得点549点で、株式会社沖縄ダイケンが指定管理者候補者として選定されております。

6で候補者の選定理由について御説明いたします。

選定理由といたしましては、事業計画書等の内容や管理運営方針が施設の設置目的に合致し、その達成が図られるものであること等により、安定した施設の管理が可能であることを評価し、適正かつ円滑に県民広場地下駐車場の管理運営を行うことができるものと判断いたしました。

3ページをごらんください。

7の指定管理者候補者の概要について御説明いたします。

株式会社沖縄ダイケンは、指定管理者物件の運営委託業務、建築物環境衛生管理業務、不動産管理業等が主な業務であります。また、指定管理者としての実績は、県民広場地下駐車場や泊埤頭施設の地下駐車場などがあります。

次に、8の指定の期間については、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

次に、9の固定納付金、収入基準額及び剰余納付金を御説明いたします。

駐車場の利用料金等の収入は全て指定管理者の収入となる利用料金制を採用しており、指定管理者はそこから毎年固定納付金として7512万7000円を県へ納付することになります。また、過去の実績に基づき、収入基準額を1億1952万9000円と設定し、利用料金等の収入が収入基準額を超えた場合、その額の50%に相当する額を剰余納付金として県に納付することとしております。

県民広場地下駐車場の概要につきましては、4ページ以降をごらんください。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 収益と管理経費の確認ですが、この駐車場の管理あるいは修繕も含めて、今、駐車料金で賄っている状態ですか。県からの持ち出しもありますか。

○多和田真忠道路管理課長 平成28年度までは、県からの繰り入れがありましたが、平成29年からは収入のみで起債の返済、修繕を賄っている状況でございます。

○仲村未央委員 では、指定管理料そのものは、駐車料金でペイしているという理解でよろしいですか。

○多和田真忠道路管理課長 現在は、駐車料金と自販機等の収入、そして駐車場については指定店一先ほど説明しましたが、指定店契約をしておりますので、そこからの収入も合わせたもので現在、起債の返済、さらに修繕等を賄っているということでございます。

○仲村未央委員 今回もといいますか、申請団体が1社ですよね。申請団体が複数ないことについて、皆さんはどのように見ているのですか。

○多和田真忠道路管理課長 現場説明会には4社参加しておりましたが、実際エントリーしたのが1社でございます。現在、管理を行っている会社につきましては、これまで収入の増加、そして管理において管理者の責任による事故等も発生しておりませんので、適正な管理が行われるものと考えております。

○仲村未央委員 そうではなくて、実際には応札が1社しかないということについて、どのように理解しているのですか。

○多和田真忠道路管理課長 候補の公平性につきましては、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針に従い公募の期間であるとか、募集の周知、専門的な業務について外部委託を可能とするなど公平性の確保は行っているところです。

○仲村未央委員 ですから、その公平性の確保が行われているにもかかわらず、オープンなのに1社しかこないことの指定管理者制度の持つ一別にこの事業に限らず、今、1社の応札が非常に続いているわけです。競争性の一方で蓄積されたノウハウとか、その管理に係る投資の面で結局はとったところがまたとることの圧倒的有利を公平性の面から言って担保できるのかということについては—これはこの事業に限らずかもしれませんが、この事業に関してはどうなのでしょう。特にそのあたりは皆さん不思議とは思わないのですか。

○多和田真忠道路管理課長 繰り返しの答弁にしかありませんが、我々としては、公募者の公平性ということで先ほど述べた募集要項の周知であるとか、エントリーしやすいような形で専門的なものは外部委託もできるようにということで現在取り組んでいるところではございます。

○仲村未央委員 そこはなかなか皆さんの分析や判断が出てこないのですが。指定管理者制度の審査に当たる運用委員会がありますよね。要は、この方々が点数をつけて評価をされるのですよね。

○多和田真忠道路管理課長 そのとおりでございます。

○仲村未央委員 それで、ぱっと見た感じの印象ですが、駐車場の指定管理者を選定するに当たっての運用委員会の顔ぶれが駐車場と余り—何と申しますか、例えば地域的にとか、あるいは業務的にかかわっているのか—要は、判断する委員の顔ぶれが地域と特段かかわりのなさそうな県営住宅の自治会長であったり、マリン事業であったり、それから南城市のPTAとか、どういうことでこういう委員会の構成になっているのかが余りつながらないものですから、そこはどのようなのでしょうか。

○金城学土木総務課長 委員の構成につきましては、県が定める公の施設の指定管理者制度に関する運用方針に沿って選定しているところではございます。その選定に当たっては、学識経験者や財務に精通する者、施設の機能または管理

業務の性質に応じた専門知識を有する者、施設の利用団体または利用者の代表という形になっておりまして、土木建築部における指定管理者制度運用委員会についても同じような形で選定しているところでございます。委員は8名おりまして、学識経験者1名、財務に精通する者1名、施設の機能または管理業務の性質に応じた専門知識を有する者1名、それから残り5名が施設の利用団体または利用者の代表ということで、その中には公営住宅関係や海浜関係、駐車場関係ということで選定しているところでございます。

○仲村未央委員 この駐車場の指定管理を判断する利害関係者として、マリンス事業や陸上競技、それからPTA含めて、そういうところを利害関係者と見たのはどういうことですか。

○金城学土木総務課長 委員は8名おりますが、そのうち5名は先ほど私が言ったとおり、それぞれの施設の関係者ということでやっておりまして、今回の駐車場につきましては、駐車場利用者ということでリウボウさん一駐車場指定者といいますか、その関係ということで選定されているところでございます。

○仲村未央委員 ですから、利害関係者とか、専門性をお持ちだろうということは一見してリウボウまではわかります。おっしゃるような学識や財務関係とか、管理ノウハウを持っているのでしょうか、周辺の商業施設でしようということはわかりますが、そこから下の構成員にその方々が選出されていることは、どういうことからそうなったのですかということを知っています。

○金城学土木総務課長 土木建築部におきましては、21施設、それから護岸について、指定管理者制度を導入しておりまして、施設ごとに運用委員会を設置することは非効率であることから、部単位の運用委員会を設置しているところでございます。そのようなことから、各施設の利用なので利用者の代表者5名を含めて8名で構成しており、全員から意見聴取を行っているところでございます。各指定管理施設を多目的に捉えるために頻繁に利用する方、そうではない方も両方含めて意見聴取を行うことについては問題ないと思っております。

○仲村未央委員 そこでようやく理解ができましたが、要は、これは駐車場のための運用委員として選んだ方々ではなくて、土木建築部が持っている21施設を全て見る委員の構成に選ばれた人が今回はこの組み合わせでこちらに来たという、土木建築部としては21施設で個々に委員をつくと非効率なので、21施

設まとめてこういう方々に見ていただいていますという意味ですか。

○金城学土木総務課長　そうでございます。

○仲村未央委員　そうなりますと、判断の基準点というのが一例えば配点が次のページにあります。1番から公平な利用とか、財務云々ということで、結構専門性のある判断も含めて持ち点などで判断されると思いますが、この方々はローテーションなのかわかりませんが、どの施設を見る委員になるかはたまたまいろいろなスケジュール間でこういう人たちが構成されるのかもしれませんが、持ち点は平等にあるのですか。要は、専門性があると思われる人と一般の公益の方々の点数というのは平等ですか。

○多和田真忠道路管理課長　同じ点数配分になります。

○仲村未央委員　特段、ここについて知見やそういう方々を特定して存じ上げているわけではないので、個別にこの人がどうだという意味ではありません。ただ、先ほど来、言うような公募の公平性というときに、審査そのものの公平性、審査そのものの信頼がそもそも確保されるのかということについて、やはり皆さんの公平性という視点からも問われると思います。それで普通でしたら、私たちはてっきり1施設、1施設ごとの選考委員が選ばれていて、そういった施設に応じた専門性を持った方々がその視点を持って評価をしていると思っていましたが、土木建築部では21施設のどれに入るかわからないようなプールの委員がいらっしゃってそのようにやっているということになりますと、管理者の指定は非常に大きな発注ですので、そういう意味で評価に対する県民からの信頼に応えられるのかという思いもします。これは土木建築部だけがそうなのか、仕組み上の問題としてはどうなのでしょう。

○金城学土木総務課長　県の運用方針がございしますが、その中で指定管理者制度の運用委員会の設置に当たっては、指定管理者候補の選定や施設の適正な管理等を確保するために、県では施設所管課または部単位として設置するとございますので、他部局については確認しておりませんが、部単位で設定することも可能となっております。

○仲村未央委員　規定上そうなっているということがありますので、直ちにこれが問題であるということではないでしょう。ただ実際には、先ほど言うよう

に1社しか応札がないということで、とった人がずっと有利な状況も含めて県民の視点に耐えられるような評価が適切であるかどうかということもあわせて問われると思いますので、もし見直す必要があればそれは今後の課題として、今、私が申し上げるような視点も一つの見直しの検討になるのかどうか、検討いただければと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第14号議案指定管理者の指定についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の12ページをごらんください。

乙第14号議案指定管理者の指定について御説明いたします。

本議案は、首里城地区内施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

首里城地区内施設の管理は、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、一般財団法人沖縄美ら島財団を選定しております。

また、指定期間は平成31年2月1日から平成35年1月31日までであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の10で御説明いたします。

2ページをごらんください。

施設の名称は、首里城地区内施設。施設の概要は、国営沖縄記念公園首里城地区の首里城正殿等でございます。

次に、選定方法について説明いたします。

沖縄県国営沖縄記念公園内施設(首里城地区内施設)に係る指定管理者制度運用委員会は、外部有識者7名で構成しております。審査の経過は、7月と8月に委員会を開催し、募集要項、仕様書、審査項目、審査基準等について審議を

しております。それを踏まえて、8月19日から10月20日まで募集を行い、11月12日の第3回委員会にて、申請団体の審査を行っております。

3ページをごらんください。

審査基準は、条例の規定に基づいており、1つ目に利用者の公平な利用を確保できること、2つ目に施設の効用を最大限に発揮させること、3つ目に施設の効果的な管理がなされること、4つ目に管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること、5つ目に、その他、施設の設置目的を達成するために十分な能力を有することとしており、委員会で審査を行い、配点を設定いたしました。

次に、選定結果について説明いたします。

申請者は、一般財団法人沖縄美ら島財団の1団体となっております。委員会において、申請者の事業計画等の内容を審査し、申請者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを実施して評価した結果、出席委員（6名）の平均点が、250点満点中217.7点で、最低基準点の125点を上回っております。

次に、選定理由について説明いたします。

委員会の審査の結果、審査基準の各項目において評価が高く、首里城地区内施設の管理を適切に行うことができる団体と認められるため、一般財団法人沖縄美ら島財団を指定管理候補者として選定いたしました。指定管理期間は、平成31年2月1日から平成35年1月31日までの4年間でございます。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 美ら島財団のことでお尋ねしますが、美ら島財団の設立目的とはどういうものでしたか。いつできて、どういう目的で設置された財団ですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 沖縄美ら島財団、旧海洋博覧会記念公園管理財団は、本部町で開催された沖縄海洋博覧会の跡地を国営公園として国で整備・管理することが昭和50年7月15日に閣議決定されたことを受

け、その管理運営を行うことを目的に昭和51年7月16日に設立された財団法人であります。平成4年度からは、国営沖縄記念公園首里城地区の開園に伴い、同財団が当該地区も管理しております。設立の目的は、亜熱帯性動植物、海洋文化、首里城等に関する調査・研究、技術開発等及び公園レクリエーション施設等の運営管理等の事業を行い、市民の心身の健全な発達及び環境の保全に寄与すること、並びに地域社会へ貢献することを目的としております。

○仲村未央委員 県とのかかわり、あるいは国もあれば教えていただきたいのですが、出資比率と出向等の状況についてはいかがですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 美ら島財団につきましては、県から6億円の出捐金を拠出しておりまして、職員2名を派遣しております。

○仲村未央委員 今の出資比率と公共的な出捐等を行ったのは沖縄県だけですか。国や市町村はありませんか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 国からも6億円の出捐金がございます。出資比率は、国が19.6%、県も19.6%で、残り60.8%は財団になっております。

○仲村未央委員 国も出捐しているようですが、出向者は県のみですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 県のみと聞いております。

○仲村未央委員 今、どれぐらいの方々が財団で働いているのかわかりますか。管理にかかわる方々になるのか、あるいは調査研究部門もあるのでかなりの人がそこで従事されているかと思いますが、財団の職員は何名ぐらいいますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 平成30年4月1日現在で、財団全体として675名の職員がいらっしゃいます。そして、海洋博覧会公園—これは水族館だけではなく全体と聞いておりますが351名、首里城公園が144名と聞いております。

○仲村未央委員 それで指定管理者の話ですが、これほど沖縄県並びに国がかかわり、そもそも設立の目的自体が海洋博公園の管理、それからそれに対する

研究・調査ということにあり、そして現に675名ものそれに携わる方々の雇用といたしますか、そういう場所でもあるということになりますと、そもそも指定管理者として公募にかける前提があるのかどうかということが非常に不思議なのです。つまりは、オープンにしてこれを競争させてまで管理をどこかに委ねる可能性も含めて検討する意義があるのですか。

○上原国定土木建築部長 一般的な話でございますが、これだけ大きな管理を引き受けるとなりますと、これぐらい大きな団体でないとなかなかできないという結果にもちろんなってしまうわけですが、指定管理者制度が導入された当時に議論がありまして、随意契約できないのかというお話もございましたし、指定管理者制度の目的からいって、透明性を高めながら競争性もできれば発揮させたいというお話もありました。今、民間の全国レベルで活動されている大きな企業からすれば、チャレンジすることもあり得るのかと考えているところでございますが、やはり競争性、透明性を高める必要があると。随意契約するとなりますと、それなりの理由がまた必要になってくるということで、随意契約の理由を整えるほうがかなり厳しい形になろうかと思っておりますので、しっかりと透明性を確保しながら指定管理者制度を活用して、今回、指定をしたいということでございます。

○仲村未央委員 例えば女性センターを女性財団がやるとか、社会福祉センターを社会福祉協議会がやるというような、要は、その施設そのものとそこを担う運営団体がまさに公共性を伴っている、あるいはむしろ県との政策の連動がこれほど要求されることはないわけで、午前中の議論でもこれが沖縄県に移管するということになると、国が従来やっていたこと以上にどれほど沖縄県の地域に資するのだということが問われているわけですね。そういう意味では、もちろん透明性の確保は別にほかのやり方でもできる可能性はありますが、どうしても形式的に見えて、その制度を活用すると言いましても一あと、もし本当に競争がかなって、すごく大きなノウハウを持った運営の力があるところが入ってきたときに、この財団に対する県の責任があわせて出てきますよね。雇用をしている人はどうするのですか。この人たちが投げ出されたときにどうなるのかということがありますので、非常に形式的に見えてもっときちんと県の政策実現を果たしていくときのシステムというのは、この指定管理者制度以外にないものか非常におかしな感じがします。先ほどの基金の充て方についても、たまたま両方の施設を担うことが前提で一つの団体、美ら島財団だからということが前提でプールの財源として活用できるという可能性はあると思えます

が、本当に施設が個々ばらばらに違う管理になったときも先ほどの基金のスキームで通るのだろうか非常に不思議です。財源として入ってくる収益性に差があるときに、これをプールにしてやりましょうということが、競争が働いて違う管理者がとったときに、本当にあのスキームでいくかについては課題があると思います。ですので、今、全部を見直さなさいということではありませんが、やはり先ほどから言っている指定管理者制度の形骸化といいますか、形式的にし過ぎているのかということが気になるころではあります。これは今後の検討課題としてぜひ検討に入れていただけたらと思います。いずれにしても、1社しかないということですので、その適切性については理解をしているところではあります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 競争原理が働かないということが実態だと思いますが、そうなりますと、午前中に指摘したように、これだけ収益が高いところがあって、県の持ち出しがあるわけではないので、自主的な歳入と歳出で運営できることからするならば、指定管理ではなくてそのまま直営にすることも含めて改めて検討することはないのか。この部署ではありませんが、問題が起こって、指定管理から直営に戻している事例もあると思います。県の施策が先ほどから言っているように、国がやっているものと県がやることの違いを明らかに一県民の財産である、歴史的な、文化的な象徴であることを含めてやっていけるといいますか、これをそのまま財団に移しますと感覚や感性などがずれるのではないかと思います。そこは思い切って検討の余地は一指定管理そのものが皆さんから言わせれば、経営合理化といいますか、経費の節減ということがあって指定管理を出しているわけで一県は赤字ではなく、かえってそれなりの収益を上げているので、直営にしても問題はないのではないかと思います。検討する余地があるのか、全くないのか。これからこのように計画を立てていますが、これを財団に投げたとしても財団が今までの事業計画を大胆に変えることはできないと思います。ですから、そういった意味からすると、大胆に見直すことはどうかと思いましたが、いかがですか。

○古堅孝参事 県営公園の旧公園は指定管理者に全て委託しております。美ら海水族館と首里城を県が直営で管理できるかとなったときに、非常に専門性も高いですし、特殊な施設なのです。直営にするためには、それなりの職員も確

保しないといけないでしょうし、現状でいくと直営の場合、非常に厳しいのかと思っております。

○**崎山嗣幸委員** 直営にするときに、主に職員の確保が難しいということが理由ですか。

○**古堅孝参事** 管理運営に当たって非常に専門性が高い施設であるということで、県が直接管理するにはノウハウも今のところないですし、非常に厳しいのではないかと思っております。

○**崎山嗣幸委員** いきなりということを行っているわけではありませんが、今、問題点があるわけですので一午前中からあるように一体となって管理している、また職員の確保も含めて問題があるけれども、収益力が高く、県の持ち出しがあるわけでもないですし、県の象徴とする意味では、専門性も含めて、直営にすることも検討したほうがいいのではないかと思います。今すぐ直営にしたかどうかということではなくて、手詰まり感—これはどうやって美ら島財団がしかとれないのです。皆さんが言う本土から大手が来たときに、財団の職員はどうなるのかとまた問題が起こります。美ら島財団しかできないという前提で指定管理を出しているものですから、競争原理も働かない、運営も向こうの勝手といいますか、任せきりになっているということならば、やはり県が直営することも含めて専門性を高めればシンボルになるのではないかと思います。これは早急に結論を出しなさいとは言いませんが、こういう問題点はないのかと思います。これは私の気持ちです。

○**古堅孝参事** 今回、専門性が高いということもありまして、4年間の管理になります。その間で本当にどういうあり方がいいのか検討していきたいと思えます。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○**座波一委員** 指定管理の現場での実際の仕事のあり方についてお聞きしたいと思います。

専門性が高いということで、美ら島財団が受けたということではありますが、実際は施設の中でいろいろな業務があるわけですね。その業務を民間に分野

的にそのまま下請一言葉は悪いですが、そういうやり方でやっている部分も多いのではないかと感じていますが、業務の方法、運営の仕方も把握されていますか。

○古堅孝参事 水族館でいきますと、飼育や警備、除草などいろいろなメニューがあると思いますが、我々が公募をするに当たり一括下請はだめですと。ただし、警備の一部や植栽管理などについては恐らく財団から民間に委託すると思いますが、業務の本体にかかわる部分—例えば、生物の飼育や運営、企画については、財団で独自でやっていくことになるかと思っています。

○座波一委員 そこら辺はモニタリング制度も含めてしっかり県が管理するといえますか、指導しなければいけないと思います。丸々一括ではないとは言っても、ほぼ下請みたいなものが増えてきますと、財団が受ける意味がどこにあるのかという問題になってきます。ですから、そこに疑問がずっとありました。それからいいますと、逆に、沖縄県の自立型経済あるいは自立産業を育てる意味では、大胆に民間に移譲したほうが課税客体もふえて、入場者が多ければ税金もとれるわけですので、それぐらいの発想を持ったほうがまだいいなと個人的には考えていたところですが、ぜひ内部の仕事のやり方もきちんと把握して、丸ごとの下請にはならないようにやってもらいたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 先ほどのやりとりの中で今のことも含めて専門性のお話が出てきております。午前中の質疑でも首里城に対する県民の、なかんずく市民の思いは、より高いものがあると思いますし、特に地元を中心にしてあると思います。我々が行ってもさすが首里城だという雰囲気もありますし、そこを案内してくれる方もいます。いわゆる学芸員の分野だと思いますが、そこら辺はどのようにしていますか。例えば、正殿から上は何殿と、いろいろ説明している方がおられますよね。あの皆さん方は財団の中の恐らく学芸員的な立場かと思いますが、そこら辺はどのように把握していますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 案内をしていただいている方々は、財団の職員ではありますが、その方々が学芸員の資格を持っていらっしゃるかどうかまでは把握しておりません。

○糸洲朝則委員 建物を観光客に案内するだけではなくて、琉球王朝時代の歴史などいろいろあるわけですので、それを説明してあげることによって付加価値が高まるわけです。先ほど崎山委員から直営にしたらどうかという話がありましたが、例えば専門的な分野だけを県でしっかり一管理が県に移管されるわけですので、中軸たるものをやると。博物館もありますし、芸大もありますし、人材育成も含めてその中でやっていけばむしろこのほうが付加価値が高まると思います。指定管理は、ある面では管理部門を委託することが一般的な考え方だと思います。ですから、専門性のある分野については、一本の柱を通す意味でしっかりした組織づくりをしてやってもいいのではないかと思います、いかがですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 先ほど参事からの説明もありましたとおり、主要な部分の一水族館であれば、生物関係であるとか、首里城に関しても学芸員といえますか、研究する部分の中心になる方々は職員が直接やっております。あとは、先ほど言いました警備であるとか、除草の管理などに関しては外注をしていると聞いております。

○糸洲朝則委員 首里城期成会もありましたし、今は御茶屋御殿復元期成会が復元に向けて取り組んでいます。宮里先生などはかなり深い知識と研究を積み重ねて本まで出されている方で、大事な宝でおられるのです。そういったものを発掘してあげることが県の仕事ではないかと。指定管理制度ができたので美ら島財団に委託するということが短絡的に見えるわけです。ですから、そうではなくて、もっと専門性を持たせた管理のあり方をこれから考えていただきたいと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○古堅孝参事 先ほども申し上げましたが、この4年間は試行錯誤で管理していくことになると思いますが、その中で本当のあり方を検討していきたいと思っています。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第15号議案指定管理者の指定についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きますして、資料1の13ページをごらんください。

乙第15号議案指定管理者の指定について御説明いたします。

本議案は、海洋博覧会地区内施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

海洋博覧会地区内施設の管理は、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、一般財団法人沖縄美ら島財団を選定しております。

また、指定期間は平成31年2月1日から平成35年1月31日までであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の11で御説明いたします。

2ページをごらんください。

施設の名称は、海洋博覧会地区内施設。施設の概要は、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の水族館及び海獣施設等でございます。

次に、選定方法について説明いたします。

沖縄県国営沖縄記念公園内施設(海洋博覧会地区内施設)に係る指定管理者制度運用委員会は、外部有識者7名で構成しております。審査の経過は、7月と8月に委員会を開催し、募集要項、仕様書、審査項目、審査基準等について審議をしております。それを踏まえて、8月19日から10月20日まで募集を行い、11月12日の第3回委員会にて申請団体の審査を行っております。

3ページをごらんください。

審査基準等は、条例の規定に基づいており、1つ目に利用者の公平な利用を確保できること、2つ目に施設の効用を最大限に発揮させること、3つ目に施設の効果的な管理がなされること、4つ目に管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること、5つ目に、その他、施設の設置目的を達成するために十分な能力を有することとしており、委員会で審査を行い、配点を設定いたしました。

次に、選定結果について説明いたします。

申請者は、一般財団法人沖縄美ら島財団の1者となっております。委員会に

において、申請者の事業計画等の内容を審査し、申請者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを実施して評価した結果、出席委員（7名）の平均点が、250点満点中221.2点であり、最低基準点の125点を上回っております。

次に、選定理由について説明いたします。

委員会の審査の結果、審査基準の各項目において評価が高く、海洋博覧会地区内施設の管理を適切に行うことができる団体と認められるため、一般財団法人沖縄美ら島財団を指定管理候補者として選定いたしました。指定管理期間は、平成31年2月1日から平成35年1月31日までの4年間でございます。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案指定管理者の指定についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、資料1の14ページをごらんください。

乙第16号議案指定管理者の指定について御説明いたします。

本議案は、県営首里城公園の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

県営首里城公園の管理は、沖縄県都市公園条例に基づき、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、一般財団法人沖縄美ら島財団を選定しております。

また、指定期間は平成31年4月1日から平成35年3月31日までであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 お手元に配付しております資料2の12により御説明いたします。

2ページをごらんください。

施設の名称は、首里城公園でございます。

次に、選定方法について説明いたします。

土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会は、外部有識者8名で構成しております。審査の経過は、8月1日に第1回委員会を開催し、募集要項、仕様書、審査項目、審査基準等について審議を行っております。それを踏まえて、8月10日から10月9日まで募集、8月31日には現地説明会を行い、11月6日の第4回委員会において、申請団体の審査を行っております。選定基準は、適格性の健全性、安全性、また、効率性、効果性、収益性、妥当性の6項目について、ゼロ点から4点までの5段階で評価しております。

3ページをごらんください。

選定結果について説明いたします。

申請団体は、一般財団法人沖縄美ら島財団の1団体となっております。委員会において、申請団体の事業計画等の内容を審査し、申請団体によるプレゼンテーション及び委員によるヒヤリングを実施して評価した結果、出席委員（6名）の総合得点が168点満点中141点であり、最低基準点の90点を上回っております。

次に、候補者の選定理由について説明いたします。

委員会における選定基準の各審査項目において評価が高く、首里城公園の管理を適切に行うことができる団体と認められるため、一般財団法人沖縄美ら島財団を指定管理者候補者として選定いたしました。指定管理期間は、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間でございます。

4ページをごらんください。

指定管理料については、上限額6億3410万3000円と同額であり、年間では1億5852万6000円となります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 県営の管理委託の件ですが、これは指定管理の現行額が5億6000万円でやっていますよね。これは県の一般財源ですよね。それと、今までの首里城正殿の管理部分の収益と周辺の県営公園の施設管理はどういうことで一県の支出を減らすべきだと思いますが、どうですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 国営公園で指定管理者が入場料収入等で得た収入について、県営公園で活用することはできないと考えております。

○座喜味一幸委員 先ほどからいろいろと議論をしておりますが、指定管理をする意味、そして競争でやることの意味—美ら島財団は歴史的に見ると、国の大きな事業として育てられてきていますし、それなりのノウハウも人もいます。そういう施設を競争でどんどんどうぞというような指定管理のやり方よりも、基本的にこれまで蓄積されたノウハウをより有効に生かしていくために、県管理になった上でこれをどう生かしていくかが最も大事なことだと思います。ちなみに、美ら島財団は何事業持っていますか。結局、今回、指定管理をしていく首里城と美ら海水族館の決算のあり方が基本的に連結でいくのか、それとも首里城は首里城、美ら海水族館は美ら海水族館というような、その他の指定管理を外して、そういう決算のあり方というものは、どう判断をしていますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 当然、首里城と水族館は別々の決算でやるものと考えておりまして、県営も別でございます。

○座喜味一幸委員 この辺については細かくは言いませんが、決算のあり方については非常に丁寧にやっていかないとはいけません。学芸的なものを持っている人は、首里城に絡む場合も美ら海水族館に絡む場合もあるでしょうし、決算のあり方を別建てでやるのであれば明確にしていく。そして、その中で利益というものを純然たる2事業だけの決算でいくのか、それともトータルとして美ら島財団の決算としての許容をどこまで認めるか、その辺はきれいに整理しておかないと—1つは、この収益というものがどうしていくのか。利益が上がってそれをさらなる人寄せに使っていくようなこと等を考えていくときに—今、簡単に指定管理をしていく。そして、美ら島財団に任せていくことはいいですが、これまでとは違って別建ての事業で決算をしていくのでしたら、その辺の収支の明確化と経費等々の整理の仕方は、きれいに整理しておかないとい

けないのではないかとと思いますが、その辺についてはどうですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 午前中の説明でも申し上げましたが、県では、財務的なことや通常の管理運営についてモニタリングをやっていくことにしておりますので、その中でしっかりと確認していきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 それともう一つは、一般的に見ると美ら海水族館は大分人もふえていくだろうし、相当利益も上がるのではないかということが一般的な感覚ですが、首里城は利益そのものがどれだけ出せるかが非常に難しく、この利益の部分の吸い上げ方、地域への還元の仕方などに関しても県が管理するからには収益も上げるけれども、この収益の一部が本部町や今帰仁村などの地元を受入体制整備事業の支出項目として認めてあげていくことを明確化していく。それから、県が沖縄観光コンベンションビューロー等も含めて首里城、美ら海水族館を商品化していく中で、人をふやすための強化事業費を経費の中で明確に位置づけていくような工夫が全くされていなくて、国で利益を出していたのに県がなぜ受けるのか、そして県がこの資源を使って観光振興にどうしていこうかというビジョンが見えません。したがって、こういう指定管理の細々としたことを手続上やっていますが、実態としては、美ら島財団にかわるような受け入れ先は、恐らく今のところは探せないでしょうし、厳しいと思います。ですから、特定で4年間なら4年間、しっかりと県が管理しながら効果を出していくような管理運営が望ましいと思います。指定管理をしていく4年間の中で経営収支もしっかり見て、利益の地元への還元の仕方、県への還元の仕方というものもしっかり議論していくというビジョンが見えないものですから、こういう議論になっているので、今、質疑した首里城周辺の県管理の財産についてもトータルとしての首里城の収益の中から県が今まで持ち出していた部分を少なくとも圧縮していくぐらいの方向性というものが示せない、県が管理していく上で心配でたまりません。その辺の方針についてお願いします。

○古堅孝参事 まさに委員のおっしゃるとおり、この4年間でこういう仕組みをしっかり固めていきたいと思っています。地域への還元などは、現に今でも首里城も水族館もやっていますので、それをさらに拡張できないか、その辺も含めて検討していきたいと思っています。

○座喜味一幸委員 終わろうと思いましたが、今おっしゃっている財団独自で

やっている草刈りや道路に花を植えることも大いに結構ですが、より定量的にこういうものを支出項目として上げていく、本部町、今帰仁村にも還元はあるけれども、県の収入にも一県との受入協力事業とか何でもいいですが、そういう部分を明確にやって税金で返すといえますか、収支で利益を返すというよりも、地域に還元するために明確にしなさいという話をしているのです。そこについて答弁をください。

○上原国定土木建築部長 いろいろ御提言をいただいておりますので、しっかり検討して、この4年間はまさに県の行政が試される時期ではないかと思っておりますので、地域に還元することも含めてしっかり実現して、県が管理してよかったと皆さんに褒められるようにしっかり頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 かつて、この場所の管理は守礼門あたりを中心にして、観光組合やお土産品団体がありまして、いろいろなトラブルが起きて県議会にも陳情が来ていた時期がありました。もともとそこは県管理だと思いますが、首里城と美ら海水族館が国から県に移管されるというニュースが出たとき、この皆さんはやはり敏感に反応したのです。今は落ちついて営業もしていますし、いろいろやっていますが、よもやまたこれが以前のようにトラブルが出ないだろうなという心配をしておりました。ただ、同じように美ら島財団がやるのでそこは問題ないかと思いますが、実際、どうなのですか。陳情もたくさんありまして、かなり議会でも議論になりました。そして現場を見たり、いろいろやってみて、今の落ちついた状態になっていると思いますが、現状だけ確認して終わりたいと思います。

○上原国定土木建築部長 県管理区間の売店等でかなりトラブルがあったことは私も記憶にございます。その当時、無法地帯とまでは言いませんが、勝手に県の区域内に掘っ立て小屋のようなものを建てられたり、誘客合戦があったり、いろいろトラブルがございましたが、それは県が売店を公営でつくって売店の皆さん方に入っただき、県が管理しながらきちんとそれをコントロールする形でうまく今の状態になったということで努力した経緯もございます。当然そういったトラブルはもちろん今後は起きませんし、国営の管理はもっと収益

性の高いものだと思いますので、県としてしっかり管理を務めたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○座波一委員 指定管理料ですが、これは平成30年までが年間1億4000万円で、平成31年度から1億5800万円になっています。これは現行より上げるということですが、そういうことでいいですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 これまでの年間当たりの1億4000万円から来年度以降は1億5800万円ということで、年間当たりの指定管理料は上がることになります。

○座波一委員 これは県が受け取る管理料ですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 これは指定管理料として県から出すものです。

○座波一委員 来年から1800万円上がるわけですが、これは団体からの見積もりによって上げるわけですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 これまでの4年間の実績等も確認しながら、新しい施設や入園者数の増加などに伴い必要な経費がふえているということで、我々としてはこれだけを上限に認めるということでございます。

○座波一委員 この辺も含めて上がるのであれば、そういう根拠もきちんと説明しないとイケないのではないかと思います。そういうところに余り透明性がないという感じがしますが、根拠について説明はできますか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 お示しできる資料が手元にありませんが、一番の要因は、入園者数がふえたことによりそれに対応するための人をふやしたことに伴う人件費の増、それに伴う光熱水費の増が大きな要因ということでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成28年第76号外26件の審査を行います。
ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。
なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。
上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 土木建築部所管に係る陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

お手元に配付してあります資料3、請願・陳情に関する説明資料をごらんください。

めくっていただきまして、目次をごらんください。

土木建築部所管の陳情は、継続が21件、新規が6件、合計27件となっております。

まず、継続審査につきましては、処理概要の変更はございません。

次に、新規に付託された陳情6件について御説明いたします。

37ページをごらんください。

陳情第99号、石垣市議会からの一般県道石垣空港線(新空港アクセス道路)のさらなる開通延期に関する陳情について、御説明いたします。

県道石垣空港線の石垣市盛山から真栄里までの区間8.8キロメートルについては、平成21年度に事業着手し早期完成に向け取り組んでいるところであります。そのうち、国道390号平得交差点から市道タナドー線までの1.8キロメートルについては、平成30年3月20日に暫定2車線での供用を開始しております。なお、2車線区間を含めた全線供用は、平成34年度末を目指し取り組んでいるところであります。

続きまして、38ページをごらんください。

陳情第100号、石垣市議会からの新石垣空港滑走路の800メートル延長、国際線ターミナルビルの山側移転及び国内線ターミナルビル拡張に関する陳情について、御説明いたします。

記の1、滑走路の拡張整備については、航空会社の意向確認や整備に伴う技術上及び環境上の課題、空港用地拡張に対する住民合意など、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。

記の2、国際線ターミナルの山側移転については、空港施設の機能性の点など、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。

記の3、国内線ターミナルビル拡張については、同ビルを所有する石垣空港ターミナル株式会社に現在の混雑状況や今後の対応策の確認を行うとともに、関係者等の意見を踏まえて、必要に応じて支援を検討していきたいと考えております。

続きまして、40ページをごらんください。

陳情第102号の4、美ぎ島美しや市町村会からの美ぎ島美しや（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情について、御説明いたします。

41ページをごらんください。

記の1、滑走路の拡張整備については、航空会社の意向確認や整備に伴う技術上及び環境上の課題、空港用地拡張に対する住民合意など、解決すべき課題が多いことから今後の検討課題と考えております。国内線ターミナルビル拡張については、同ビルを所有する石垣空港ターミナル株式会社に、現在の混雑状況や今後の対応策の確認を行うとともに、関係者等の意見を踏まえて必要に応じて支援を検討していきたいと考えております。駐車場の拡張については、現在の施設の利用状況や混雑状況の確認を行い、必要に応じて関係機関と連携し、対応策を検討していきたいと考えております。

記の2、宮古広域公園については、平成25年度から平成28年度にかけて開催した宮古広域公園（仮称）計画検討委員会において、公園候補地の選定や施設配置などの基本計画を取りまとめ、現在、基本設計や環境影響評価の取組んでいるところであります。引き続き、宮古島市と連携し、宮古広域公園の早期整備に向け取り組んでまいります。

記の3は、陳情第44号の4、記の14と同じ処理概要になります。

記の4は、陳情平成29年第46号の4、記の12と同じ処理概要になります。

記の5、（1）現在、利用客が多い仲間港において、トイレの洋式化等に取り組んでいるところであります。その他の港湾についても、快適なトイレ空間の整備を検討していきたいと考えております。（2）竹富東港及び仲間港につ

いては、夏場の観光シーズンの利用が多い施設であり、空調設備の更新については、県もその必要性を認識しております。県は、港湾の維持管理に必要な経費を竹富町に交付し、現在、町において応急対応しておりますが、抜本的な施設更新のあり方については、町とも調整し、必要な予算の確保に努めてまいります。(3) 駐車場については、地元の要望を踏まえ、これまで旅客ターミナル周辺に加えて南側と北側に合計230台程度を整備しております。一方、その利用状況は、旅客ターミナル周辺の駐車場に集中し、利用の偏りが見られることから、適正利用について地元と十分調整していきたいと考えております。

(4) 現在、船浦港(上原地区)では、屋根つき荷さばき施設とその周辺の舗装に取り組んでいるところであります。他の荷さばき地についても、利用状況等を踏まえ、舗装の実施を検討していきたいと考えております。

記の6は、陳情第44号の4、記の18と同じ処理概要になります。

続きまして、43ページをごらんください。

陳情第112号、嘉手納町議会からの平成30年台風24号による被害への対応を求める陳情について、御説明いたします。

記の1、高潮等により被災した護岸等の復旧は、現在、国へ災害復旧事業の申請を行い、早期復旧に向け取り組んでいるところであります。

記の2、護岸のかさ上げ等については、国の技術基準や施設の被災状況を踏まえ、検討を行いたいと考えております。

記の3、被災した護岸施設の災害復旧に関する地元への説明については、災害復旧事業採択後、説明する機会を設けたいと考えております。

記の4、被害調査については、被災した護岸施設の被災原因の調査を進めているところであり、周辺地域の被害状況についても、嘉手納町を通して情報提供をお願いしているところであります。被災した住民に対する生活支援対策については、自然災害であることから海岸管理者として対応は困難と考えております。

続きまして、45ページをごらんください。

陳情第130号、渡嘉敷村長からの渡嘉敷港港湾内のしゅんせつに関する陳情について、御説明いたします。

渡嘉敷港のしゅんせつについては、平成27年度に深淺測量を実施し、しゅんせつ土量を把握するとともに、しゅんせつ土砂の処分方法について、渡嘉敷村と調整を行ってきたところであります。県としては、早期に工事着手できるよう島内処分や他工事への流用等、島外への搬出も含め、引き続き村と調整していきたいと考えております。

続きまして、46ページをごらんください。

陳情第133号、長谷川徹也からの「与那原マリーナにおける指定管理者の処分及び指定」に関する陳情について、御説明いたします。

陳情を受け、現指定管理者等に対し事実確認等を行っております。

①与那原マリーナ港内への海洋投棄行為については、現在、中城海上保安部が調査中であります。

②今回の台風24号については、他の施設でも想定を超える被害が発生していることから、施設の破損は自然災害を原因とする不可抗力によるものであったと考えております。

③から⑥について、現指定管理者によると、そのような事実はないとの説明でありました。

次期指定管理者の選定期間中に、県民から現指定管理者の不適正な行為と疑念が複数寄せられたことから、今後も指定管理者の指導を徹底し、さらなる行政サービスの向上に取り組んでまいります。

なお、今回の陳情の要旨である指定の取り消し及び次期指定管理者の選定については、沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会に調査結果を報告し、当委員会の意見を踏まえて判断したいと考えております。

陳情案件についての説明は以上でございます。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 まず、46ページ、陳情第133号について、指定管理者に対する苦情等が出ているということですが、処理概要の最後のくだりで「委員会の意見を踏まえて判断したいと考えております。」ということで、今回、指定管理者の議案を取り下げたといえますか、そういう形にしていますよね。その経緯をもう少しお願いします。

○與那覇聰港湾課長 与那原マリーナの指定管理者の公募につきましては、ことしの8月14日から10月16日の間に行っておりまして、2社の応募がございま

した。それを受けまして、11月6日に指定管理者制度運用委員会を開催しまして、2社からの応募に対する審査を行い、順位を確定しております。その後一同日の午後、今回の件について通報がありまして、翌日の7日に指定管理者に事実関係を確認したところ、台風24号で打ち上げられた海藻を海に戻した行為が確認されました。庁内でもそのことが関係法令に抵触するのかどうかということで関係部局にも確認を行ったところ、その件については海域を所管する中城海上保安部に相談してみてもどうかということもありまして、11月20日に海上保安部に相談しました。その結果、海上保安部としてもそういう通報があるのであれば、調査を行わなければいけないということがございまして、今回の件については県からも指定管理者に対して業務の改善報告を文書で行いました。一方、既にその時点におきましては、議案として提出しておりましたので、11月26日の議会運営委員会におきまして、そういう疑念があるということで議案の提出を見送ることを説明したところでございます。

○座波一委員 その提案は見送ったこととして、そういう調査を踏まえて判断したいということですね。処理概要の中で①から⑥までの対応に触れていますが、先ほどからずっと続いている議論の中にもありましたとおり、台風災害の問題について指摘はありました。③から⑥について指定管理者へ事実確認もやったかどうかも含めて②から⑥に関して県の考えについて。①は改めてお聞きします。

○與那覇聰港湾課長 まず、①の海洋投棄につきましては先ほども御説明しました。②の台風24号による施設の被災が、午前中にもありましたように浮き桟橋の被災ということで、県としては、自然災害を原因とする不可抗力によるものだということを考えておりまして、今回、補正予算も上げているところでございます。③から⑥につきましても、その陳情が出た後、現管理者に事実確認をしたところ、既にその件については解決している部分もありまして、現在のところはそういう事実はないというような説明がございました。

○座波一委員 ⑥に利用者に対する各種の犯罪行為等とありますが、これは何を指しているのですか。

○與那覇聰港湾課長 陳情で犯罪行為と確定的のような内容になっていますが、それが犯罪行為として認定されているものかどうか、我々のところではまだ確認がとれていない状況です。

○座波一委員 確認がとれていない、あるいは事実確認をしてもそれは済んでいるということもありましたので、その陳情をどのように県が処理するのかということではありますが、①の海洋投棄行為について、中城海上保安部の見解は出ていますか。

○與那覇聰港湾課長 現在、調査中ということで、まだ見解は出ておりません。

○座波一委員 これは、海の家藻が台風で吹き上がったといいますか、波とともに上がってきて、まとめて置いてあったものをまた海に戻したのですよね。それが海洋投棄になるのか—要するに、廃棄物になるのかということですよ。

○與那覇聰港湾課長 関係する法律としましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触していないかどうかということで、これは台風24号で打ち上げられた家藻を海に戻した行為がそういう法に抵触するかどうかということで、今、海上保安部で調査をしているところでございます。

○座波一委員 海上保安部の解釈を待つということではありますが、そういう意味では、陳情者も指定管理にかかわる部分もあるかとは思いますが、しっかりそこはきちんと法的根拠を持って対応していただきたいと思っております。そして、しかるに指定管理に影響のないように、ぜひ次に提案してもらいたいと思っております。

次に、19ページ、陳情平成29年第95号沖縄市東部地区の防災公園造成に関する陳情について、これは海拔ゼロから10メートル以内にある地域は、相当な人口が集中しているところで、また急傾斜も多いものですから土砂災害警戒区域にも指定されていると。陳情する側は、学校部分を想定して心配しているという考えでいいですか。特に陳情者は、学校の部分を気にされているようなのです。そういうことでいいますと、この地域にどういう学校があって、どういう取り組みを学校側に求めているのか。あるいは、県として防災という観点からどう考えているのか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 陳情にございます避難要望箇所につきましては、県総合運動公園に隣接した高台の丘状になっている場所でございます。近くには県立泡瀬特別支援学校や沖縄中部療育医療センターといった施設がございます。その近辺が低いところになっているということで学校

やその近辺も含めた避難場所として整備してはどうかという陳情と理解しております。

○座波一委員 丘を利用して防災公園を造成する考え方については、県としては十分可能性があると考えているのですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 要望のある箇所につきましては、現在、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域—いわゆるイエローゾーンに指定されておりまして、防災公園として整備することについては課題があるかと理解しております。

○座波一委員 これは技術的に困難なのですか。工法はあるのではないですか。あの辺からすると、この場所しかないというぐらい高台のない地域ですよ。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 沖縄市の防災計画によりますと、近くに避難場所が指定されており、確保されていると理解しております。

○座波一委員 そこは陳情者の意見も十分参考にして、これだけ多くの学校があつて1カ所だけでは足りないと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、12ページ、陳情平成29年第83号、仲間交差点の改良の件ですが、処理概要で「南部東道路の進捗、及び交通状況等を踏まえて検討していきたい」となっておりますが、肝心の南部東道路の進捗が大分おこなわれています。その進捗の問題ですが、空港道路に直接乗り入れという点では、国、県が合意してその方向に向かっていると思いますが、当初の話では、国直轄工事という話で進んでいたのではないかと思います。これが県の公共事業評価監視委員会ですういふ提案があつたりして、県事業になるのではないかという話がありますが、そこを確認させてください。

○玉城佳卓道路街路課長 直接乗り入れに関しては、当初の南部東道路の事業計画を変更して、自動車道への直接乗り入れを県事業として国に認可していただいております。今後、県で環境アセスメントの調査や都市計画決定の変更等、必要な手続を行いまして、その後、国と協議を行い、国でやっていただけないかという調整を行っていきたいと思っております。

○座波一委員　ここは少し国側に誤解があるような気がします。県事業として動くような状況だということがありまして、そうなりますと、ただでさえ進捗がおくれている中、直轄工事も一本来、予算面や技術的な面を含めても国がやったほうが早いとは思いますが、そういうことでまだなおかつ心配があるわけです。これは国側ともう一度しっかり協議して—その前に県がやるべき計画の中での作業があるとは思いますが、その時期が来たら国直轄としてお願いするというところで間違いないですか。

○玉城佳卓道路街路課長　現在、県事業として承認を得ておりますので、県でできることをまずやると。それが環境調査であったり、都市計画決定の変更であったり、これは県でやるべきことですから、それを早急に手続を済ませて、実施設計等が終わった段階で国と協議をして国でやっていただくということで、現時点、考えているところでございます。

○座波一委員　全線供用開始の時期と直接乗り入れ部分が同じ時期に完成するような工事配分で国、県が連携をとってやってもらえればいかと。地元は期待しておりますのでお願いします。

○玉城佳卓道路街路課長　直接乗り入れ分については、事業地が大きくなったものですから、環境アセスメントが必要になります。それは平成31年度いっぱいはどうしてもかかると。そして、都市計画変更の手続も平成31年度いっぱいかかります。その後、実施設計となっていくしますので、やはり最低でも我々がやるべき業務というのが平成33年度から平成34年度ぐらいまではかかると考えておきまして、適切な時期に国へは協議申請を行って、なるべく早く国でやっていただくことで考えているところでございます。

○座波一委員　南城市からも再三ありますとおり、執行体制を強化していただいて、とにかく予定どおりといいますか、おこなっている部分も範囲内でやっていくということをお願いします。

○上原国定土木建築部長　沖縄県で唯一の地域高規格道路でございまして、補助事業として行っている事業でございまして、執行体制はしっかり強化しながら鋭意取り組んでいきたいと考えております。

○新垣清涼委員長　ほかに質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 新規の陳情第130号渡嘉敷港港湾内のしゅんせつに関する陳情について、処理概要を見てもみますと、今、渡嘉敷村といろいろ打ち合わせをしているということですが、この間、村長の話伺いますと、島内で処分する場所がないようなことを言っておりましたので、そうであれば、島外への搬出も含めて皆さんの御検討はどのようになっておりますか。

○與那覇聰港湾課長 渡嘉敷港のしゅんせつについては、平成27年度に深淺測量を行っておりまして、既にしゅんせつボリューム等も算定をしておりますが、土砂をまずは島内で処分できないかということで村とも調整をこれまでずっと続けてきております。村においてもこれまで処分先の検討をしてきましたがなかなか処分できる一約2万1000立米ありますので、全ての土砂が処理困難ということがございます。県として考えていることは、例えば港内で優先的にしゅんせつしないといけないところを決めまして、それから島内で処分できる土量や他の埋め立てに利用できないかどうか、また島外への持ち出しも含めてどれだけのボリュームであれば島内で処分できるかということを含めて処分方法を詰めていきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 島内での処分が厳しいので島外へということのようですが、それでいいと思います。ただ、費用もかかりますし—これは思いつきで申しわけないのですが、今、那覇空港の第2滑走路の7割、8割近くを既に埋め立てておりますが、そこに使うということは考えたことはありませんか。国交省あたりと交渉をしたことはないですか。

○與那覇聰港湾課長 現在、久米島の兼城港で埋め立てを進めておりますので、その現場に利用できないかということを考えております。

○糸洲朝則委員 費用のことを考えたら那覇港のほうが近いのではないですか。これは事業をする国と県の違いがあるので、それができないのですか。久米島は遠いと思います。やってみてはどうですか。

○與那覇聰港湾課長 第2滑走路の工事に利用できるかについては、これまで詰めていみせんでしたが、港湾工事で利用できないかということはずっと検討しておりました。

○糸洲朝則委員 兼城港の埋め立ても県の工事なので、県の工事の中でということだと思いますが、近くに国直轄事業でやっている第2滑走路の現場もあるわけですから。現に、村長のお話を聞いたら、国交省に行くということである日程調整をしたけれどもできなかったということも聞いていますので、そうであれば、国土交通大臣はうちの石井ですから、こちらもやりとりをしてみましようということで別れました。ですから、行政のやりとり、あるいは政治的なやりとりも含めて一あのしゅんせつは待ったなしだと思います。本当に早くやらないといけないと思いますので、できれば処分場所を早急に求めて、それが一日でも早く処理できるような方向で検討したほうがいいと思います。

○與那覇聰港湾課長 早期に工事ができるように検討を進めていきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 7ページ、陳情平成29年第46号の4、下地島空港及び周辺用地の利活用について、せんだって現地を見てきました。処理概要に書かれている会社と締結されているターミナル運営の進捗を聞かせてくれますか。

○金城利幸空港課長 第1期の利活用事業である三菱地所株式会社が実施する国際線等旅客施設については、平成31年3月30日の開業に向け、現在、工事が進められているところでございます。

○崎山嗣幸委員 現時点では、骨格はどこまでできていますか。前見たときは姿は見えなかったのですが、木材を使ったユニークなターミナルの感じがしました。ここを説明してくれますか。

○金城利幸空港課長 現在、屋根までできていると聞いております。

○崎山嗣幸委員 構造です。どういう感じのターミナルなのかということの説明していただけますか。

○金城利幸空港課長 概要しか御説明できないのですが、ターミナル施設は屋

根に木材を使用し、地上1階、鉄筋コンクリートづくりの建物となっております。

○**崎山嗣幸委員** 現地に行ったときは会社側がすごい木材を使用したユニークなターミナルになりますと宣伝をしていたものですから、今どこまでいっているのかということがありました。それでこの利活用、パイロット人材育成事業のこれからの展開についての計画といたしますか、明らかにできるものが今の段階でありますか。

○**金城利幸空港課長** 株式会社F S Oが実施する航空パイロット人材育成事業につきましては、平成31年5月の開業に向け、航空機使用事業の免許の取得や実機訓練に使用する機材の調達等に取り組んでいるとのことでございます。

○**崎山嗣幸委員** 準備段階だと思いますが、この計画の中で採算性も含めて今後の展開の見通しはどうですか。

○**金城利幸空港課長** 採算性や展開につきましては、民間事業が行う事業でございますので、私どもは何とも言えないところでございます。

○**崎山嗣幸委員** 県からの出資はありますか。

○**金城利幸空港課長** 本事業所につきましては、特に出資等はございません。

○**崎山嗣幸委員** では、このターミナルの運営は全て民間会社の三菱地所が運営していくということで理解して構いませんか。

○**金城利幸空港課長** F S Oのパイロット人材育成事業もございまして、三菱地所が行うターミナル等施設整備事業につきましても同じく県からの出資はございません。

○**崎山嗣幸委員** 人材育成事業については会社が独自に運営するという話がありますが、それ以外の下地島空港の利活用の事業展開について、県としての計画などはありますか。

○**金城利幸空港課長** 先ほど申しましたように、第1期目としましては、パイ

ロット人材育成事業のF S Oの事業と三菱地所の事業がございます。現在、第2期の利活用事業につきまして、提案者と早期の基本合意の締結を目指して実施条件協議を行っているところでございます。

○**崎山嗣幸委員** この空港には県からの出向職員などはいますか。

○**金城利幸空港課長** 空港の管理という意味で、本体の管理事務所がございますが、それは県の組織としての管理事務所、すなわち県の職員が配置されております。

○**崎山嗣幸委員** 県職員はどういう業務をなさっていますか。

○**金城利幸空港課長** 旅客ターミナルの整備事業につきましては、あくまでターミナル事業を行うものでございまして、県が行う事業というのは、離着陸の許可や空港の維持・補修・管理といった空港本体に対する管理業務を行っております。

○**崎山嗣幸委員** この空港本体の業務の中で県の予算はどれぐらい措置されていますか。

○**金城利幸空港課長** 下地島空港特別会計の決算としまして、平成29年度が3億5400万円余りとなっております。

○**崎山嗣幸委員** この予算規模については、今後、並行してその程度でいくということですか。何か事業が変わっていくのですか。

○**金城利幸空港課長** 過去5年につきましても、ほぼ同程度の額で推移しております。今後同程度ではないかと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 周辺は、結構リゾート開発がされているような感じがしました。ここでは第2期の中で提案・募集となっておりますが、周辺一帯の利活用事業についてはどういう展開を考えていますか。これも会社側が行うのか、県も関与するののかも含めてお願いします。

○**金城利幸空港課長** 周辺用地も含めた利活用ということで、民間からの提案

事業による第2期の募集をしまして、協議を進めているところでございます。基本的には、民間での事業を考えております。

○**崎山嗣幸委員** スムーズに行くことを期待しております。

次に、45ページ、陳情第130号渡嘉敷港港湾内のしゅんせつに関する陳情について、この陳情の中で土砂といますか、2万1000立方メートルもの量を処分できるところがなくて難航しているということではありますが、処理概要の中で早期にといますか、島内処分や他工事への流用等、島外への持ち出し含めて調整していきたいということではありますが、県としては、しゅんせつ土砂の処分等について陳情どおり検討してやっていくという理解で構いませんか。

○**與那覇聰港湾課長** 処理概要に記述しておりますように、島外への持ち出しも含めて今後村と調整して処分先を検討していきたいと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 渡嘉敷港は従来から言われているように、静穏度などいろいろな問題がありまして、そこがうねりが激しいからということで新しいバースの建設も含めて検討しているようですが、現地のしゅんせつ土砂については、一気にたまったものではなく、何年間分が堆積したものですか。

○**與那覇聰港湾課長** 泊地の堆積土砂というのは、陸域からの水路や渡嘉敷川からの土砂が流れ込んで、それが堆積しているということでございます。

○**崎山嗣幸委員** 現在の渡嘉敷港のしゅんせつ土砂の処分については、村と調整して県として解決に向かっていきたいということで受けとめて構いませんか。

○**與那覇聰港湾課長** これまでも村とは調整をずっと重ねてきましたが、そこはまたスピード感を持って早目に処分先を村と調整しながら検討していきたいと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 解決のめどはいつぐらいを考えていますか。長らくは放置できないですよ。

○**與那覇聰港湾課長** 平成31年12月ごろに高速船の新路線が就航予定になっておりまして、その就航には支障のないように、まずは高速船の泊地部分を優先

的に工事を進めていきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 32ページ、陳情第44号の4、6番目の伊江港における港内静穏度対策について、事業に着手していることも承知していますが、これまでの経過と現在の状況について説明を願えますか。

○與那覇聰港湾課長 伊江港におきましては、台風の余波や南西の波の影響によるうねりが港内に侵入し、フェリーの受け入れや乗下船などに支障が生じているということで、地元から静穏度対策をしてほしいという要望がございました。県では、平成26年度から波高観測などの調査を実施しまして、静穏度向上対策の検討を行ってまいりました。その検討につきましては、平成28年度に一通り取りまとめたところではあります。対策工の中で波除堤について関係者から夏場の風の影響や航行への安全性の検証が必要ではないかという要望がございまして、ことしに入ってから現場にブイを設置して、実際に船舶を航行するときの安全性の確認を行っていただきました。当初、波除堤を60メートルで計画していましたが、安全性の確認を行った結果、40メートルに縮小して対策工を行っております。延長が減った分は、港内で一部岸壁を消波護岸の岸壁に対応させ、港内に入ってきた波の反射を防ぐ形で一結果的には、目標とする静穏度は変わらず対策工は対応できるということで、関係者も含めて調整は全て終了し、現在、実施設計に入っているところです。

○具志堅透委員 船の船長から意見が出て今のような状況になっているのだろうと思いますが、その辺をクリアして、実施設計に入っていると。工程的なものを伺うと、実施設計に入っているということですが、工事の着工、完成年度はいつごろになりますか。

○與那覇聰港湾課長 現在、実施設計を行っておりまして、設計でき次第、まずはブロックの製作工事に着手します。現在のスケジュールでいきますと、平成33年度までの事業計画となっております。

○具志堅透委員 よろしくお願ひします。

その中で次の7番の本部港もそうですが、しゅんせつの要望があります。両

港のしゅんせつに対する県の認識はどうなっていますか。

○與那覇聰港湾課長 伊江港と本部港のしゅんせつの件については、現地の関係者からの意見もいろいろ聞きながら確認をしているところですが、まず、海底土砂の集積がフェリーが係留するときの投錨によるものが主な要因ということで、その部分につきましては、堆積している土砂の厚みや船舶の航行にどういう影響があるかということも含めて、今後、村とも調整しながら検討していきたいと考えております。

○具志堅透委員 前回も、村と調整しながら検討していくということで答弁をいただいておりますが、その調整・検討はやっていますか。

○與那覇聰港湾課長 前回も本部港における待合所の屋根の件など、委員からいろいろ御指摘がありました。去る10月議会に補正予算が議決されまして、現在、委託業務の発注の準備をしております。準備ができ次第、業務を発注し、検討を深めていきたいと考えております。

○具志堅透委員 進んでいるという感じがありますが、せんだって伊江村の副村長と意見交換をする機会がありまして、立体駐車場が完成したとしても伊江村としては非常に心配していると。と言いますのは、伊江村の振興発展をするときに観光イベントでいきますと、駐車場のスペースの問題があります。あの立体駐車場だけではまだ足りないのではないかという懸念をしております、前回の議論で本部港にクルーズ船が入ってくる云々の全体の議論の中で、駐車場あるいは観光バスの駐車スペース等々も含めて検討していきますという説明をしましたが、それでいいのですか。その辺のところについて伊江村から要請・要望的なものはありませんか。

○與那覇聰港湾課長 我々も副村長から立体駐車場を整備しても駐車場が足りないのではないかという話は伺っております。その中におきましては、これから本部港にクルーズ船が入ってきて、現在使っているフェリーバースに接岸しますので、どうしても物流はマイナス7.5メートルバースに接岸しないといけないということもありまして、道路線のトラックの切り回しや現在駐車しているバスの駐車場所の検討、旅客の動線なども踏まえて先ほど申し上げた委託業務の中で施設全体の配置計画や動線計画などを検討していきたいと考えております。

○具志堅透委員 ぜひ、そこをしっかりとやっていただきたいと思います。そして、今あります上屋施設や屋根つき荷さばき場、あるいは観光バスの駐車スペース、人の移動などを含めて総合的に判断していただきたいと思います。それで、そろそろ発注にかけたいという話ですが、本部港をこうやっていきたいと思いますというデザインができるはずで、そういう整備計画をしていきたいと思います、駐車場スペース、荷さばき施設、何施設という形になっていくはずで、それができ上がるのはいつごろの予定ですか。

○與那覇聰港湾課長 今、発注に向けてコンサルタントと業務の仕様書のつくり込みなどを検討している中で、実際の業務量が明確に把握できていない部分もございますので、現段階で、どの期間で検討できるかということはお答えできませんが、なるべく早く検討は進めていきたいと考えております。

○具志堅透委員 当然、2020年にクルーズ船が入ってくるまでには整備が終わるような状況、それから逆算していくと、本当に半年、1年もかけられないような形でのデザインをしていかないといけない。そして、デザインをした後に整備を進めていくという形、総合的な判断になっていくのだろうと思いますので、発注を準備しているということであれば、どこまでの発注をするのか、期間をいつまでにするのかをしっかりとってやっていただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 11ページ、陳情平成29年第61号、中城湾港新港地区に関する陳情について、企業内保育施設の設置ということで出ていますが、人数把握はされていますか。

○與那覇聰港湾課長 具体的にどの企業からそういう要望があるかというところまでは把握しておりません。ただ、中城湾港の新港地区につきましては、分区ということで、商港区、工業港区、修景厚生港区という3つの分区が指定されております。工業港区に立地が許容される構造物の中には保育施設の明確な規定はないということですが、無分区の区域もございますので、そういった無分区の中においては保育施設の設置は可能と考えております。

○仲村未央委員 中城湾港新港地区の労働者人口はどれぐらいになっていますか。

○與那覇聰港湾課長 新港地区の雇用状況ですが、一般工業用地に3029名、旧特別自由貿易地域に3101名ということで、トータル6130名の雇用がございます。これは平成29年2月時点となっております。

○仲村未央委員 保育施設はありますか。

○與那覇聰港湾課長 今現在は設置されていないかと思えます。

○仲村未央委員 6130名ということですが、コールセンターやコンピューター関係も含めて、いわゆる若年の方々の働き場所でもあると思えます。そういう意味では、手続上は分区を指定して云々ということで規定をすること自体、そんなに難しくないのではないかと考えています。具体的に企業からの要望がなくて特段何もしていないのか、先ほどの人数把握はしていますかという質疑についてもよくわかりませんでした。どうなっていますか。

○與那覇聰港湾課長 繰り返しの答弁になりますが、新港地区の中におきましては、無分区の区域もございますので、その部分においては保育施設の設置は可能ということでございます。

○仲村未央委員 そうであれば、働き方も含めて変則的な時間のいろいろなかわりがあると思えますので、ぜひもう少し踏み込んでニーズの把握をされたらどうかと思えます。

次に、27ページ、陳情第23号、勝連半島南岸部道路について、これは繰り返し米軍基地に阻まれて工事ができない、滞っているなど、いろいろな環境がありまして、その一つかと理解をしていますが、実際の進捗についてお尋ねします。

○玉城佳卓道路街路課長 共同使用申請をことしの4月に提出しております。そのほか軍の手続上で支障になっているものはございませんが、今は我々がやるべき環境調査を行っているところでございます。あとは予備設計をやっておりまして、順調に進めば平成34年度に事業化できる見通しでございます。

○仲村未央委員 環境アセスメントも入っていますか。

○玉城佳卓道路街路課長 配慮書を作成中でございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 宮古地域の話を少しさせていただきたいのですが、各土木事務所の予算配分のあり方で見ると、宮古の事業量が伊良部架橋後、大幅に落ち込んで、かつては100億円あった土木の予算—伊良部架橋のときでも75億円を超えていたと思いますが、平成29年度、平成30年度の土木事務所の予算はどれぐらいになっていますか。

○上原国定土木建築部長 今、手元に資料がないものですから、土木事務所ごとの事業費についてはお答えしづらいのですが、確かに、伊良部大橋以降、宮古圏域でかなり事業量が減っているということは承知しております。ただ、必要な事業をしっかりと行いながら、必要な予算は一応つけていると思っております。ただ、宮古も石垣も建築関係の工事がなかなか不調・不落で落ちてくれないということがありまして、事業が少し滞っている部分がございますので、通常の土木事業はどんどんふやしてもできる部分はあるかと思いますが、なかなか事業費をふやしても進まない事業もあるということで、この辺はしっかり市内の一民間投資も相当あると思っておりますので、その辺の状況を見ながらしっかり事業化を図っていきたいと思います。今、宮古公園の事業化についてはしっかり取り組んでいるところでございますので、いずれは宮古圏域も相当量の需要があるものと考えております。

○座喜味一幸委員 御立派な答弁でございましたが、平成30年度の宮古土木事務所の予算は、多分14億円だったと思います。そうしますと、七、八十億円あって、宮古にとっては伊良部も含めてありがたいのですが、大幅な落ち込みがありまして、今、道路の整備で見ると、新規はゼロです。そして、下地島と伊良部島を結ぶ乗瀬橋の工事以外、マクラム通りといい、佐良浜の坂といい、ほとんど道路整備がないのです。そうすると、公共事業が地域経済に及ぼす影響などは波及効果が大いなものがある。さらには、道路整備等も観光客がふえてニーズがふえていることにおいては、ある程度のバランスをとっていかねばならないと思っていて、多分、宮古がびりになっているのです。ですから、

一つは土木事務所として地域の社会インフラの必要量があるわけで、その辺をトータルとして一激変緩和というものが公務員の得意なことだと思っていますので、その辺はよくチェックをしてくれませんか。

○上原国定土木建築部長 当然、地域の建設業は継続していかなければ一防災上の対応などしっかりやらしてもらわなければいけない仕事もありますし、継続して建設業は確保・育成していかなければならないと思っています。我々、土木事務所の体制もしっかりそういったことに対応できるように、ある程度の業務量を維持しながら継続していきたいと考えておりますので、しっかり確認していきたいと思います。

○座喜味一幸委員 道路に対するニーズが非常に高いのです。一つは宮古広域公園がいよいよ始まるだろうと思っていますが、それである程度の事業量をふやしていく。それから、要望のある主要な道路等々含めて、やはり公共事業のあるべき姿に戻してもらいたいと思いますが、まず、宮古広域公園の見通しについて、実施設計はいつで、着工がいつかという予定を教えてください。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 宮古広域公園につきましては、現在、基本設計を実施しておりまして、並行して環境アセスメントの作業を進めております。それに引き続き、平成31年度の都市計画決定に向けて取り組んでいるところでございます。

○座喜味一幸委員 実施設計はいつですか。

○照屋寛志参事兼都市計画・モノレール課長 まず、平成31年度の都市計画決定を踏まえて、次に事業認可を行いまして、実施設計は平成32年度の方角で作業を進めております。

○座喜味一幸委員 だんだんとずれ始めておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

もう一点、前回、要請の中に上がっている空港の横断道路の話とあわせて交差点の改良工事を何とかして欲しいという話がありまして、交通量等については調査しているのかと思っていますが、城辺線—空港との横断の前後は、以前は信号2回待ちという話をしましたが、今は4回待ちになっています。その辺のピーク時の交通量含めて調査は終わっていると思います。交差点の改良を

含めて検討しますという答弁をいただきましたが、現状どうなっていて、いつごろ改良の見込みですか。

○玉城佳卓道路街路課長 昨年も委員から御指摘ございまして、その後すぐ現地の土木事務所に依頼しまして現地調査を行っております。申しわけありませんが、現地調査をした結果、それほど渋滞と申しますか、全県的に見ると交通容量という意味ではまだ少し余裕があるのかと考えております。ただ、宮古圏域としては全体的に道路交通ネットワークは考えておりまして、委員御指摘の4車線道路から2車線道路に変わる部分については、4車線の要望も地元から出ておりますので、それを含めて全体的な道路交通ネットワークの検討は始めているところでございます。

○座喜味一幸委員 緊急的には、交差点改良で何とか当面对応できる部分もあると思いますが、根本的な形としては、空港の東側にドームができてサンエーの大型店舗が入る状況になったときに、城辺線の交通量が著しく渋滞することが見えています。レンタカーの台数も3000台を超したり、交通量の変化がありますので、緊急にできることと少し時間をかけて検討していくこと、したがって空港の下を通していくトンネルの話も—これは宮古全体の公共事業量、それから交通ネットワークの改良という意味においては、捨てるが大変な提案でありますので、ぜひ検討を進めてもらいたいと思いますが、どうですか。

○上原国定土木建築部長 宮古圏域のためにも必要な事業をしっかりと芽出しして取り組みたいと考えております。

○座喜味一幸委員 もう一点、下地島空港のパイロットの訓練も含めて低減化の話がありますよね。施設等のコスト低減について陳情が上がっておりますが、今までの答弁で空港の離着陸料も大分安くしてあるというような説明を受けておりました。調べてみると、バニラ・エア株式会社が入って訓練をしてみたけれども、高くてやってくれないということでグアムに行っているわけです。そして、ほかの空港なども利用し始めていますが、下地島空港で株式会社F S Oのパイロット訓練事業も来年5月と書いていますね。私は7月だと思っておりますが、これもオープンすることになって、パイロット訓練の施設ができて、実機訓練が進むようなこと等においては、下地島空港の条例で定められていた離着陸料が本当に安いのか—安いと言われるのでそうかと思っておりましたが、聞いたり、インターネットで調べてみると、魅力がそんなにないということがわ

かった。その辺に関しては知事も離着陸料の低減化を図りますと公約を言っているので、全国レベルでの単価、そして海外等も含めたときに、下地島空港が自家用機やパイロット訓練も含めて離着陸料に魅力があるやなしやというようなことを少し整理をしていただきたい。本当に、下地島空港でパイロット訓練が新たになったときに離着陸料が安くなるのか、ならないのか。今の条例で本当に安いのか、その辺を県外も含めて検証して離着陸料等については検討していただきたいと思います。

○**金城利幸空港課長** 離着陸料と訓練使用料のお話かと思いますが、両面の視点から全国について調査等、確認をしたいと思います。

○**新垣清涼委員長** 與那覇聰港湾課長。

○**與那覇聰港湾課長** 先ほど新港地区の雇用状況の答弁の中で、平成29年2月時点と答弁した部分を平成30年8月時点に訂正させていただきたいと思います。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**新垣清涼委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○**新垣清涼委員長** 再開いたします。

次に、環境部関係の請願平成29年第5号外1件及び陳情平成28年第169号外29件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、環境部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

大浜浩志環境部長。

○大浜浩志環境部長 それでは、環境部所管の請願及び陳情につきまして、お手元の資料土木環境委員会請願・陳情案件資料により、御説明いたします。

環境部所管の請願及び陳情は、請願が継続2件、陳情が継続21件、新規9件、請願、陳情合わせて計32件となっております。

初めに、継続の請願2件と陳情21件につきまして、処理方針に変更があった主な箇所を御説明いたします。

お手元の資料36ページをごらんください。

陳情第44号の4平成30年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、変更後の処理方針を御説明いたします。

上から5行目以降につきまして、「開発行為等の規制や園地などの施設整備を公園事業として行っております。国立公園における公園事業は、国（環境省）が執行することとなっておりますが、大宜味村としては、今後、国、県等の関係機関を含めた協議会等を設置し、自転車道の整備を含めた塩屋湾の全体的な活用計画について検討する予定と伺っております。県としては、今後、大宜味村が設置する協議会等へ参加し、塩屋湾の整備計画策定に関係部局と連携して協力してまいります。」に修正しております。

そのほかにも、時間の経過に伴う状況の変化等があった部分について修正し、下線を付して表示しておりますが、基本的な処理方針に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情9件につきまして、処理方針を御説明いたします。

資料39ページをごらんください。

陳情第115号長島洞窟の現地調査及び協力要請を求める陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

県では、長島の洞窟の学術的価値を確認するため、名護市や関係機関と協力し、洞窟内の状況等について現地確認を実施したいと考えており、県環境部、県教育委員会、名護市教育委員会の3者で意見交換をしたところです。現地確認後は、必要に応じ関係機関と協力し、洞窟内の自然環境調査を実施し、それらの結果を踏まえ、洞窟の保護のあり方について検討したいと考えております。

続きまして、資料40ページをごらんください。

陳情第121号公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例の強化を求める陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

記の1につきまして、県では、届け出があった日から県内へ土砂の搬入が開始されるまでの期間（届け出から90日の期間）に、事業者が講ずる外来生物侵入防止策について、本条例に基づき届け出書類の審査や立入調査、専門家への

意見の聴取等を踏まえながら、外来生物の防除手法を確定し、県内への特定外来生物の侵入を未然に防止することとしております。また、県内へ土砂の搬入が開始された後においても、本条例に基づく立入調査等を実施し、特定外来生物が付着または混入していると認めるときは、事業者に対し、搬入もしくは使用の中止等を勧告することとしております。

記の2につきまして、本条例は、事業者が県外から埋立用材を搬入する際に、特定外来生物の非意図的な持ち込みを防止することを目的としております。本条例に基づく立入調査の結果、埋立用材に特定外来生物が付着または混入していると認めるときは、事業者に対し、当該埋立用材の防除の実施または搬入もしくは使用の中止を勧告することができるものと規定しております。事業者が本勧告に従わずに特定外来生物が付着または混入した埋立用材を県内に持ち込むことは、当該行為を規制する外来生物法において罰則の適用となることから、同勧告を行うことにより、本条例の目的が達成されるものと考えております。

続きまして、資料42ページをごらんください。

陳情第122号の2宮古島における陸自ミサイル基地建設から住民生活を守るため県議会の実効性のある対応を求める陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

記の1(1)につきまして、宮古島市における保良地区への陸上自衛隊配備計画については、詳細な事業規模及び内容等が明らかではありませんが、施工区域の面積が20ヘクタール以上の土地の造成を伴う事業で、平成31年4月以降に工事に着手する場合は、改正した沖縄県環境影響評価条例の対象事業として手続が必要になると考えております。

記の1(2)につきまして、保良地区における自衛隊配備計画が沖縄県環境影響評価条例の対象事業となった場合は、環境影響評価の手続が終了するまでは、対象事業の実施が制限されます。また、同条例の対象事業とならない場合であっても、沖縄防衛局は、地元の理解が得られるよう環境に配慮して事業を実施する必要があると考えております。県としましては、環境影響評価の実施については、宮古島市の意向を踏まえながら、調整していきたいと考えております。

続きまして、資料44ページをごらんください。

陳情第123号「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」の強化を求める陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

記の1につきましては、6ページにあります陳情平成28年第169号の記の1に同じであります。

記の2及び記の3につきましては、7ページにあります陳情平成28年第169号の記の2に同じであります。

記の4及び記の5につきましては、41ページにあります陳情第121号の記の2に同じであります。

記の6につきまして、普天間飛行場代替施設建設事業の公有水面埋立承認願書では、埋立土砂の調達については、県内のほか、県外の6県（鹿児島県、長崎県、熊本県、福岡県、山口県、香川県）から調達する計画となっております。県では、平成30年8月から10月にかけて、当該6自治体等と特定外来生物侵入防止対策について意見交換を行ったところであり、引き続き、国や関係自治体と意見交換等を行うとともに、条例に基づく届け出の提出など、県外からの埋立土砂の搬入に係る具体的な動きがあった場合には、対応可能な協力を求めていきたいと考えております。

続きまして、資料46ページをごらんください。

陳情第124号「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」の強化を求める陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

記の1につきましては、陳情平成28年第169号の記の1に同じであります。

記の2及び記の3につきましては、陳情平成28年第169号の記の2に同じであります。

記の4及び記の5につきましては、陳情第121号の記の2に同じであります。

続きまして、資料48ページの陳情第125号、資料49ページの陳情第128号、資料50ページの陳情第129号及び資料51ページの陳情第132号につきましては、陳情第124号の処理方針と同じでありますので説明は省略させていただきます。

以上、環境部所管の請願及び陳情について、処理方針を御説明いたしました。御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境部長の説明は終わりました。

次に、陳情平成29年第122号について、子ども生活福祉部平和援護・男女参画課副参事の説明を求めます。

中里智子平和援護・男女参画課副参事。

○中里智子平和援護・男女参画課副参事 それでは、子ども生活福祉部が所管する陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上で、子ども生活福祉部に係る陳情の処理方針について、御説明を終わります。

○**新垣清涼委員長** 子ども生活福祉部平和援護・男女参画課副参事の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○**照屋大河委員** 40ページ、陳情第121号、新規陳情で多く提出されている公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例の強化を求める陳情についてお伺いします。陳情者は、現行条例の審査期間—90日間について、届け出から90日後も適用するべきではないか、あるいはその期間をふやしていくべきではないかとありますが、県の方針として、「届け出があった日から県内へ土砂の搬入が開始されるまでの期間(届け出から90日の期間)に事業者が講ずる外来生物侵入防止策について、本条例に基づき届け出書類の審査や立入調査、専門家への意見の聴取等を踏まえながら、外来生物の防除手法を確定し、県内への特定外来生物の侵入を未然に防止することとしております。」という説明書きがありますが、これは90日間をふやす必要はない、あるいは未然に防止するためには90日で十分だというような県の方針なのでしょうか。

○**金城賢自然保護課長** 今、委員からありましたように、この条例では90日までに事業者が届け出を行うことになっておりまして、審査の中身としては、事業者が示した侵入防止対策等について専門家の意見を聞いて対策等を検討し、必要に応じて現場で調査を行うということで、特定外来生物の侵入を防止すると。届け出の条例などを見ますと、通常、県の届け出などは1カ月など審査期間がありますが、ここの場合は県外からの土砂の搬入ということで、県外にも調査は行きますので、時間はかかります。また、後々、環境影響評価などで実際に専門家の意見を聞いたり、審査をしているほかの条例を見ますと、90日間が適切だろうということで設定されているものでございます。

○照屋大河委員 90日間が適切だろうということですが、今回の陳情者は、例えば那覇空港の第2滑走路の例をとって90日間というのは短くないか、もっと必要ではないかという陳情が提案されているわけです。冬場の期間は、調査に非常に困難な時期で、1年間通して調査をしたとしても冬場の期間にあっては延ばしていくべきではないか、あるいは、辺野古の埋め立てという大量の土砂を使用するに当たって90日間は短いのではないか、もっと延ばすべきではないかと具体的に提案されているわけですが、通常の出発制で1カ月だという意味では90日間が適切だという考えなのか。陳情者が言う第2滑走路の経過、冬場の問題点、あるいは大量に土砂が使われる事業の性質、それらを踏まえても90日間という答弁で変わらないのか、その辺も考慮されてこの処理方針に至ったのかという点で改めてお伺いします。

○金城賢自然保護課長 今、那覇空港の事例がございましたが、那覇空港の事例を御紹介しますと、この条例の適用は1件しかございませんが、那覇空港の滑走路増設事業のときに県外から奄美大島からですが、奄美大島の3つの採掘場から埋め立ての石材を搬入するという事で、届け出が平成27年12月24日に出てきております。その後、届け出書では3カ月後の平成28年3月25日から搬入でありましたけれども、実際には平成28年3月30日からということで、90日を超えてから入ってきております。この届け出書を受けて県としましては、届け出書の内容等を専門委員に意見聴取をしておりますし、沖縄総合事務局に対しても口頭で説明し、追加の資料等を条例に基づき行っております。これが1月4日から1月18日まででしたが、その後、2月からは専門委員も伴いまして、現地調査に行っております。それから、石材が入る直前にも事業者であります沖縄総合事務局に専門委員の意見等を踏まえて助言及び報告をしまして、それに対する回答等を求めておりますし、実際に石材が3月30日から搬入され7月末日まで入ってきましたが、その間、実際に搬出される奄美大島に4月に行きまして、搬入された那覇空港の現場にも行って調査をしております。この間、90日間を使いまして条例に基づく届け出のチェックや書類のチェック、実際に専門家を伴っての現地調査、そのときの意見を踏まえて沖縄総合事務局にお伝えしまして、その間でいろいろな対策等を考え、沖縄総合事務局が行っている対策についてもしっかり確認しました。結果として、この事業においては特定外来生物は沖縄県には搬入されなかったということがございますので、しっかり対策ができたものと思っております。あともう一つは、今、埋立土砂が大量に出てくるだろうということが言われておりますが、埋め立てについてはいろ

いろな公有水面埋立等も考えられますし、県外から実際に入ってくる量や実際に搬入される土砂にいる外来生物の状況など違うこともあると思います。そういったことも踏まえながらなかなか一律に決めることが難しい部分もありますので、先ほども言いましたように、環境アセスメントの現地調査などを踏まえて90日でしっかり対応—逆に言いますと、90日間でしっかり対応していかなければいけないものと考えております。

○照屋大河委員 未然に防止することが重要だという認識をしているけれども、その期間について一律に定めていくことについては難しい点があると。今回、90日という条例があるから90日で先ほどおっしゃられた作業をやってきたということですが、90日が妥当だという根拠といますか、なぜ80日ではないのか、なぜ100日ではないのか、そういう明確なものがなければ—外来生物が入ってしまったら取り返しがつかない問題になってしまいます。そういう意味で先ほど言ったように陳情者は、土砂が大量の点、あるいは冬場の点、それから那覇空港の点を言っているわけですので、もう少し県としては90日で条例が示されているのでそれに合わせてやるということではなくて、クリアできるという明確な答えを持つべきではないかと思いますが、その点はいかがですか。

○金城賢自然保護課長 この条例の一番の大きな目的は、埋立土砂の搬入に伴って特定外来生物が非意図的に入ってくることを防止しようと。もちろんこれが意図的であれば外来生物法の範疇になりますが、外来生物については入れないことが一番大事ですので、その意味では届け出を90日までさせて、その間にしっかり対策ができていのかどうかを見ると。日にちにつきましては繰り返しになりますが、環境アセスメントであるとか、実際に審査員の意見を聞くとか、そういったことを踏まえながら90日ということになっておりますが、その後、届け出が出されて実際に搬入された後、勧告等ができないのかということではなく、処理方針にも書いてありますが、実際、搬入後も条例の第8条に基づいて土砂が県内の搬入の前後にかかわらず、当該職員もこういった現場調査ができることになっておりますので、そういった調査を行って、実際、外来生物がいるとか、対策が不十分であればそういうところで指導なり勧告等ができますので、そういったことを通して特定外来生物の搬入を防止することについては対応できると思っております。

○照屋大河委員 搬入後にも対策が講じられているということですが、沖縄の生物の多様性や日本全国に比較して沖縄しか持たない環境の重要性という意味

では、やはり未然に防止するという点に非常に力を注いでいかなければいけないと思っています。そういう意味では、先ほど陳情者からあるような点を踏まえて、さらに90日という期間に関する検討はやっていただきたいと思います。例えば、未然に防止するという視点を重要視し、条例の改正に至ったときに、別の条例ではありますが県の環境影響評価条例などで周知期間を半年間置いたり、経過措置を半年間置いたりという措置を講じたわけですが、今回の土砂条例について改正ということになれば、当然、周知期間を置いたり、あるいは経過措置を置くという措置は必要で、改正を行う場合、これは何としてもやらなければいけない手続なのですか。

○大浜浩志環境部長 改正することになりましたら、法令審査や一般のパブリックコメント、関係市町村の意見等々も踏まえての条例案になってくるかと思っています。今回の90日間というのは、ある程度、環境影響評価の日数を考えておりまして、方法書、評価書において、90日間で知事意見を述べるという期間がございます。例えば、普天間代替施設建設事業の場合は、方法書で301ページもありますし、評価書では6898ページもあるものを90日間で専門家の意見もお聞きして知事意見として述べてきているわけですので、やはりある一定の期間というのは示す必要があるということで90日間でやっております。それから、この届け出は、全体ではなくて1そう、1そうになります。ですから、1年を通して1そう、1そう、90日前までに届け出る形になりますので、相当の量が出てきます。そういったことも含めると、夏場に発見されるものは夏場の届け出できちんと審査をしていくという対応がとれると思っております、そういう意味でも90日というのはある一定度の一つのメルクマールとしては、期間的には一般的にとられているものでもありますし、最大の90日かと思っております。

○照屋大河委員 力強いといえますか、そういう答弁ではありましたが、先ほども申し上げたように、沖縄の環境などを考えた、そういう視点で提案されて成立した条例だと思っておりますし、今回の辺野古の事業であっても全国にないような大型の事業ですので、ぜひ今後も届け出の期間に対して改めて県との協議を重ねて、皆さんでも検討を重ねていただきたいですし、私たちも研究を進めながら議論をしていきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 同じく陳情第121号についてですが、同趣旨でありますので陳情第123号もあわせてお伺いしたいと思います。記の2で「立入調査の結果、知事は「埋立用材に特定外来生物が付着又は混入していると認めるときは、事業者に対し、当該埋立用材の防除の実施又は搬入若しくは使用の中止を勧告することができる」とされているが、この条例には知事の勧告に従わない場合は「その旨を公表することができる」とありますが、それではやはり弱いという立場で第9条を「命じることができる」に変えてほしいということが陳情者の趣旨です。そして、「さらに、知事の命令に違反した事業者に対する罰則規定を追加すること。」、これが陳情者の趣旨であると思いますが、処理方針を見てみますと、それが命令ではなく、特定外来生物を運搬あるいは放出したことに対しての対策という形になっているかと思えます。これは少しポイントが違うのではないかと思います、その辺をもう少し詳しく説明していただけますか。

○金城賢自然保護課長 この条例は、埋立用材の搬入に伴う特定外来生物の侵入をさせないこと、そしてこれは非意図的になっております。意図的な場合は当然、外来生物法で禁止されていますが、非意図的は、まさしく非意図的で、意図的に持ってくるわけではありません。外来生物法でも非意図的なものとは、自分たちで意識してやっているわけではないので、特に禁止などはありません。そういう場合に罰則ができるのか、また、命じることができるのかということがあると思います。例えば非意図的だと、我々自身も一極端かもしれませんが、服に種子がついて持ってくる可能性もありますし、靴の底に種がついてるなど、これも非意図的です。また、いろいろな資材などの物流などに乗って非意図的に入ってくる場合もあります。そういったところで罰則がない中、例えばここに罰則を設けたり、命じることが公平性の観点から果たしてできるのかどうかということがあると思います。ただ、この条例の中では、命令がなくとも明らかに付着しているなど、混入している埋立用材であれば入れてはいけないので、これを入れた場合には外来生物法に基づいて罰則が適用されることとなります。そういった意味では、条例の趣旨がそこでしっかり守られるということで、命令や罰則等については必要ないという考えであります。

○山内末子委員 県外からの土砂はどれぐらい入ってきますか。

○金城賢自然保護課長 今、県外からの土砂がどれぐらい入ってくるかという

明確なものはありません。我々が持っている情報としましては、公有水面埋立願書の添付書類として、埋め立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書がございますが、この中に埋立土砂等の種類として海砂、岩ズリ、山土が記載されております。その中で岩ズリは、沖縄島、九州、瀬戸内周辺から購入すると書かれておりまして、沖縄や九州、瀬戸内も含めて、ストック量は2500万立米あります。使用量が沖縄も含めて1644万立米とありますが、どこからどれだけ持ってくるかという定まった数字は今のところありません。あくまでも、公有水面埋立願書の中の書類の中では、本部地区や国頭地区、徳島など、そういったところにストック量が2500万立米ありまして、この中から1644万立米を使うということが示されております。

○山内末子委員 きノウ、おとといと、あさっての土砂の搬出の仕方について、ルールを逸脱した搬出などの議論がずっとあります。皆さんのところでも詰め込む土砂自体がルールにのっかっているかどうか管理できない、県内の土砂も管理できないような状況で、そして県外から入ってくる土砂についても大変いろいろな要素を含んでくる中で、その辺を一もちろん法的にはきちんとあるでしょう。しかし、その法律の及ばない範囲—今、沖縄防衛局がやっていること自体が法の網をくぐって何が何でも土砂を搬入するという姿勢がある中、沖縄県のこの条例はとても大事な条例で、しっかりそこをもっと強化していくことが玉城デニー知事と一緒にあってしっかりと埋め立てをやめさせるのだという大きなツールになっていくと思います。ですから、そういった意味で、一応法律があるので法にのっかってやればよいということではなくて、やはりそこでしっかりと条例にも罰則規定をつけていく。罰則をつけることに抵抗しているように感じますが、この条例に罰則規定などを書くことについては何か問題があるのですか。

○金城賢自然保護課長 法律の中にも非意図的に関する規制がない中、非意図的な持ち込みとは、埋立土砂に伴ってということもありますが、先ほど申しましたように、我々自身が持ってくることもありますし、物流に乗って来る可能性もあります。そういった中でここだけ罰則規定を設けることが公平性の観点からできるのかどうかということがあります。もう一つは、埋立土砂は県外から入ってきますが、これは沖縄県の条例ですので、当然県外に対してはこの条例の適用が難しいです。立入調査で県外へ行くときには、県外の採取業者など、事業者と協力をして実際の現場で行います。そもそも条例が適用できない部分—実際の調査を相手の同意を得てやる中で、これをしないから、「調査をさ

せてください」という勧告はできると思いますが、「調査をさせなさい。」という命令がそもそもできるのかどうかということもありますので、そういったところでしっかり判断しないといけないと思います。そういった意味でも、罰則なり、内容が適切かどうかということがあるかと思います。

○山内末子委員 ここだけを狙ってといますか、これだけ大量の土砂が県外から入ってくる、そして埋め立てに使用されるということは、日本全国においてもそんなにないですよ。それを考えると、私たちがここでしっかりやらないといけない部分がありますので、県外でそういうことができるのかどうかについてもっとしっかりと中で議論していただいて、県外の皆さんにも一陳情第123号にもありますが、6県の皆さんたちが自分たちにできることが何かあればということで、本当にこれはありがたい言葉だと思います。そのありがたい皆さんたちと一緒に何とか県外から土砂を搬出させない—こちらにもありました「わたしたちは搬入させない」、そしてこの6県から搬出させない、これも含めて命令まで罰則規定に入れていきたいということを6県とも相談をしながら—まだ時間はあると思います。今は県内の土砂のことでしたが、もし県外から入ってくるとなるとスケジュール的にいつごろになりますか。

○大浜浩志環境部長 県外からの土砂の搬入につきましては、侵入防止対策もまだ示されていない状況ですので、いつからということについては勘弁願いたいと思います。

○山内末子委員 時間はありますので、その時間がある中で関連する県の皆さんたち、そして条例のあり方についてもいろいろなところでもっとしっかり吟味して、この件も含めてすぐにできないではなく、検討の余地はあると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○大浜浩志環境部長 この条例は、外来生物法では規制できない、非意図的なリスクを防止したいという目的でできていると思います。意図的に搬入するものについては、外来生物法で罰則もありますので、それで全部規制できていると思います。我々が勧告を行って、その勧告に従わないことについては、意図的という形になりますので、それをもって外来生物法で対応できていると思っています。ですから、この条例ではあくまでも勧告するまでで、勧告を超えて向こうがやるということについては、意図的とみなすことができますので、外来生物法でしっかりと対応していくことになろうかと思っています。今、委員のおつ

しゃったことも含めて、しっかり対応できるような形で議論なりを進めていきたいと思っております。

○山内末子委員 ぜひお願いします。きのう、台湾ハブのことがありました。入ってきてしまったら外来生物は本当にすごい勢いで繁殖していきます。それと同じではないとは思いますが、外来生物とはそういうものが多々あると思いますので、水際でとにかく入ってこないような対策をしっかり頑張ってくださいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 10ページ、陳情平成29年第11号、県蝶の制定について、日本には250種、沖縄県は150種生息しているチョウ王国ということで、この間、陳情をずっと審査していますが、那覇市のオオゴマダラや名護市のコノハチョウなど、各市町村で定められているチョウがそれぞれ違うということでなかなか県蝶を制定することが難しいという議論でした。今回、調整を進めていくということで前向きな処理方針ですが、どういう形で県蝶の制定を考えているのかだけ聞かせてください。

○金城賢自然保護課長 これまでも県の木であるとか、花であるとか、そういったことが指定されておりますが、特段、チョウの制定につきましては、法律や条例でこうなさいということはありませんので、手続的にはこれまで指定された部分を見ますと、こういった要請を受けて検討する場合は、沖縄県自然環境保全審議会での審議であるとか、パブリックコメント等を踏まえながら県蝶が制定されていくものと考えております。

○崎山嗣幸委員 次に、40ページ、陳情第121号、現行の条例の中において罰則規定がないことから、第9条を「命じることができる」とし、それから罰則規定を追加してほしいという陳情内容ですが、先ほどの答弁の中においては、現条例は意図的に持ち込んでいないものを防止するという目的ですので、罰則規定は難しいということでありました。これが混同しているのではないかという意味で、ここでは条例で罰則できないかと聞いているのに、それは外来生物法において罰則規定があるというちぐはぐな処理方針ではないかと思えます。これを皆さんが言っている意図的ではないものの中において、罰則を追加する

ことができないかについて答えていただけませんか。これはすりかえないほうがいいのではないですか。

○大浜浩志環境部長 先ほど申しましたとおり、事業者が条例の勧告に従わずに特定外来生物が付着した埋立用材を県内に持ち込む行為は、それを規制する外来生物法において罰則が適用されるということです。ですので、この条例の勧告を行うことにより、条例の目的が達成される一要は、意図的ということを実に認定するために勧告しますと一裏を返せばそういう形になると思いますが、そのような処理方針になっているかと思ひます。

○崎山嗣幸委員 では、罰則規定を現条例に追加するときの手続はありますか。皆さんはこれで十分足りるという答弁ですが、罰則規定を設けるときの手続にはどういふ支障がありますか。

○大浜浩志環境部長 先ほどの条例改正と一緒にですが、関係市町村、関係団体、一般のパブリックコメント、それから罰則規定につきましては、検察庁の意見照会もあることを踏まえて条例案を策定し、議会に提案するという流れになるかと思ひます。

○崎山嗣幸委員 そういう流れの中において、陳情者の意向に沿って厳しく罰則規定を設けるといふ考えはいかがですか。

○金城賢自然保護課長 先ほどもお答えしたかもしれませんが、そもそも罰則が適切かどうか。非意図的ですので、外来生物が入ってこないようにこの条例はできていて、そういった調査をしてそれで勧告をしていきますが、それをさらに罰則や命令といふことは、相手に不利益を生じさせるわけですので、非意図的に持ち込まれるほかの事例等に比べて公平性とか一先ほど申しましたように、立入調査に基づいての勧告ですが、立入調査は県外ですので、そもそも任意で同意を得た上での調査の命令や罰則といふところは考えておりません。そういったことを考えると処理方針にもあるように、罰則を設けることがどうなのかといふことがあると思ひます。

○謝名堂聡参事 補足ですが、この条例に当たっては、許可制や罰則についても一度は検討されております。ただ、条例の中で罰則を規定することは、本来ですと、自由な経済行為があつて、自由に何でもできるものに一定の条件を付

して、その条件をクリアすることで許可することはできますが、それ以外は許可しませんというような趣旨になってきます。一般的に許可制を導入するに当たっては、この条例の場合ですと、非常に多くの種類で、どのような形で入ってくるかわからないという非常に幅広い中から、クリアするためにはどういう種類を対象にしましょう、どういう検査をしましょう、どういう基準をつくりましょうという細かい規定がありまして、それをクリアしたら持ち込んでオーケーですというような、しっかりした基準をつくらなければいけないことが原則になります。そうすると、例えば県でそれをつくるに当たっては、2年から3年以上、具体的なチェックをしたり、審査をしながらやるのがこの作業行程の中に必要になってきました。また、実際に基準を決めたということで、それを実施するに当たっては、行政の中でどれだけの人数とどれだけの労力が必要かということも出てきました。そういう意味では、逆にどのような形で入ってくるのかということ想定して準備するのではなく、現在、事業者でこれを持ち込むに当たっては、こういうものが想定されるので、こういう形で防止をしたいということを提案していただいて、その中で我々が専門の先生方の意見を聞いて、具体的にこの方法がいいのか、あの方法がいいのかということで適格な指示をすることで逆に効率的・効果的に対応ができると。より、現実的な対応ではないかということで、許可制ではなく、あえて届け出制と。そして期間も、そういった作業として一定程度の期間—いわゆる3カ月の中でできるような作業だけですので、例えば一つの検査をするために3カ月かかる、4カ月かかるようなものでもなく、一定程度、先生方の意見を聞いた上で法律的にはどうするのだということもありまして、その作業があるために3カ月の期間にしていますし、類似のものを調べても3カ月ということで、届け出制という形をとらせていただいております。そういう意味では、罰則についても正式な国の法律に基づいている中で、少し抜けている非意図的な部分のリスクを減らすということでこの条例はそれにターゲットを絞って、もしそれが意図的だと判断できればすぐにでも罰則等々が適用できるような形のスキームづくりになっている状況でございます。

○**崎山嗣幸委員** 今の話によると、特定外来生物の生息状況の確認や排除、基準、種類などが極めて難しいということが言われていて、これが全体にといいますか—罰則を設けるための手順としては必ずしも許可制度を前提にしないといけないという決まりがあるのですか。それとも、決まりはなく、そのまま罰則の方向に持っていけるということもありますか。

○謝名堂聡参事 罰則に当たっては先ほど自然保護課長から話がありましたが、意図的に持ち込むというものに対しては、しっかりした罰則が適用されるべきだと思っております。ただ、非意図的だからといって罰則が適用されてはいけないということはありませんが、一般的に意識のない状態で持ち込むことに対していきなり罰則を適用することはいかなるものかということが議論の中でも出ておりました。そういう意味では、今回、そういう罰則は適用せずに、逆に意図的だと判断された段階で国の法律に基づいてしっかり対応してもらおうということが考え方の方針であります。

○崎山嗣幸委員 いずれにしても、これだけ外来生物が問題になっている中において、多種多様にわたって想定されることがあり、県民の思いも含めていかにこれを食いとめるかという重要な案件ですので、今後ともこれを含めて精査しながら議会としても検討を続けていきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城武光委員。

○玉城武光委員 40ページ、陳情第121号、先ほど、県外の土砂が2500万立米……土量の話です。

○大浜浩志環境部長 埋め立てのストックは、約2100万立米になります。そのうち、岩ズリを県内・県外合わせて約1700万立米持つてくることになっております。詳細についてはまだはっきりしておりません。

○玉城武光委員 それと、90日以内に立入調査をやるということですが、陳情者の皆さんが心配していることは、これだけの量のものが90日でできるかということがありまして、この90日に縛られずにという陳情だと思っておりますが、90日でできなかつた場合はどうしますか。

○金城賢自然保護課長 90日でできなければどうかという話ですが、この条例では一先ほど環境部長がお答えしていましたが、1そう、1そうでチェックしていきますので、逆に90日間で調査ができるように体制を組みたいと思っております。具体的に、那覇空港のときは6名の専門委員を委嘱しておりましたが、少なくとも倍にはしたいということで12名の方を専門委員として委嘱しております。また、まだ確定はしていませんが、県も職員体制がしっかり組めるようなこと

を検討して臨みたいと思っております。そういったことで特定外来生物の侵入のリスクをできるだけ軽減するように臨みたいと考えております。

○玉城武光委員 今、1そう、1そうと言いましたが、運搬船のことですか。運搬船の1そう、1そうを立入調査して、特定外来生物が入っていないかということをお県外でやるわけですね。

○金城賢自然保護課長 搬入する前に特定外来生物が入っていないかチェックをしたり、実際に持ち込まれたときの現場で一那覇空港のときも、石材を港から運ぶときに港で展開して目視によって確認をしているといった調査をしております。

○玉城武光委員 今はまだ侵入防止対策が定まっていないということですね。要するに、どういうところを調査して、どういう対策をなさいたいというのは今からつくるわけですね。

○金城賢自然保護課長 公有水面埋立願書の中でストック量が示され、その中から持ってくるということで、6県13カ所の場所ですが、具体的にそれ以上の情報はないです。もっと具体的な報告がないと特定外来生物にもいろいろな種類がありまして、それぞれの種によって対策であるとか防除方法が違ってきますので、そういったことを踏まえて、沖縄防衛局が示したものについて確認しながら防除対策は確定していくものと理解しております。

○棚原憲実環境企画統括監 今、自然保護課長からありましたが、6県13カ所から搬出予定ということで沖縄防衛局が示した図書には記載があります。我々としても、この6県13カ所から土を運ぶということがありますので、それぞれの場所にどのような外来種が既にいるのかという情報は可能な限り収集しております。そして冒頭に説明がありましたように、関係県との情報交換も行って、今からその準備を始めている状況です。さらに、沖縄防衛局から届け出書があった際に、詳細な防除対策やさらなる情報などを踏まえてやっていくということではありますが、現在も情報収集に努めているということを追加させていただきます。

○玉城武光委員 沖縄防衛局から防除方法の報告はないのですか。

○大浜浩志環境部長 今のところ沖縄防衛局からは報告や調整はありません。高熱処理での実験をしているという報道がされていることについて承知はしておりますが、実際、どのようになっているかについては、まだ県に報告はありません。

○玉城武光委員 先ほど県からは、非意図的なものにはなかなか罰則はできない、命令もできないというような話でしたが、意図的ですよ。私からしたら、沖縄防衛局がここに土砂を持ってくることは、意図的ではないですか。要するに、辺野古を埋め立てるために土砂を持ってくることは、意図的です。

○大浜浩志環境部長 またもとに戻りますが、普天間飛行場代替施設をターゲットとして、一般的な埋立用材をという話をしておりますので、そういった答弁にしかありませんが、非意図的なものを意図的と認定するにはどうしたらいいかということで、やはり勧告でやって、勧告でも聞かないのであれば、非意図的ということで我々は認定したいと思っております。意図的と認定した暁には、外来生物法で対応ができるという考えでございます。

○玉城武光委員 県外で外来種があることが判明すれば勧告をするということですね。

○金城賢自然保護課長 特定外来生物が混入しているおそれがある埋立用材があると認めるときは、条例の第8条ですが、現地調査を行って、そういったことが確認できれば、それは搬入しないでくださいという勧告をすることになります。

○玉城武光委員 県外の方々も心配して埋立土砂の問題、外来種の問題でいろいろ来ていますので、その人たちの陳情にも応えていくような立場を県はとらないといけないと思います。

○大浜浩志環境部長 どういう形で防除対策がとれるのか、制度も含めてしっかり対応していきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 39ページ、陳情第115号、長島洞窟の現地調査についての陳情ですが、名護市議会からの陳情ということで、処理方針には県環境部、県教育委員会、名護市教育委員会の3者で意見交換をされたということになっているようですが、この長島洞窟の学術的価値、そして陳情書では自然史の解明や特異な固有種の発見など、そのあたりが非常に貴重ではないかというような見解を示しているようです。わかっている範囲で長島洞窟の学術的価値については、どのように見えていますか。

○金城賢自然保護課長 長島洞窟につきましては、平成26年に海洋生物学専門の藤田喜久先生—沖縄県立芸術大学の先生が、長島洞窟内でサンゴれきが付着して成長した鍾乳石—石筍を発見したというようなことがありますし、地形地質の専門家からもこういうものは日本では報告がないということもありました。また、直近では平成30年9月に日本自然保護協会の中井さんという国士舘大学の先生などそういった先生が調査をしていて、学術的な価値については、沖縄の各地の鍾乳洞—石灰岩地質であったりしますので、カルスト地形は数多く存在していますが、海食作用—陸の作用だけではなくて、海的作用によるノッチやキノコ岩などがどの地形も多く存在するということがありまして、長島の洞窟群は陸と海の両方を示すということで、少なくとも日本では少ないのではないかと。あと、藤田先生は生物の専門ですので、そこではこれまで見ていない新種といたしますか、そういった動物も見られたということが学術的な価値ということで、日本自然保護協会からの報告にはありました。

○仲村未央委員 当該地域は辺野古崎ですので、非常に事業との兼ね合いで懸念が大きいところです。この洞窟の保護のあり方、調査も含めてこれからだと思いますが、スケジュールについては今どのような調整になっていますか。

○金城賢自然保護課長 この陳情を受けたのが11月中旬でして、名護市のほか、県にもございました。たしか11月13日だったと思いますが、環境部長と教育庁の方も同席しまして、名護市議会の議長から県にということで同様の陳情を受けました。まず、実際に現地を確認しないとなかなかわからないところもありますし、名護市と協力してということもありますので、早速11月の終わりに名護市教育委員会、県教育委員会、県環境部の担当者レベルでまずは現地の確認をしていきたいと思います。ただ、現地は海ですので、満潮であるとかいろいろ潮の関係もありますので、そういったことも見ながら—いつでもできるわけではありませぬし、また、実際に立ち入りをするときには、管理者であります沖縄

総合事務局や沖縄防衛局との調整もあるので、そういったことも含めて調整していきたいと思います。できるだけ早目に、できれば年度内に現地の確認ができればと思っております。

○仲村未央委員 ぜひ、先ほどの先生も含めて多くの知見をいただきながら取り組みを加速してほしいと思います。

次に、45ページ、陳情第123号、先ほど来から出ている特定外来生物の条例について、県外6県から調達される計画ということで当該6自治体と特定外来生物についての意見交換を行ったということではありますが、簡潔でいいので、県外の自治体の方はどういう感触でしたか。

○金城賢自然保護課長 この要請については、5月末に辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会の方々から謝花副知事に専門委員の増員や県外の方への協力ということで直接要請がありました。ただ、いきなり協力要請というわけではなく、県条例の概要や実際に適用した那覇空港の状況などを説明に行きました。その中で具体的にどういったことができるか、こちらの状況がわからないことには検討できませんので、そういった話を中心にさせていただきまして、その中では今後も情報を交換していきましようということでした。

○仲村未央委員 沖縄県にとっては、県政史上最大の規模で土砂が県外から来るだろうという事実が明白であって、非常に具体的な取り組みが要請されていることの中で我々にとっては危機感がありますが、ほかの県からすると、ここが対象になっていることも含めて少し温度差があるのかもしれませんが、ただ一方では、侵入防止対策の最大の取り組みは、持ち出さないことですよね。つまり、移動させないことですよね。これは環境省や特定外来生物にかかわる省庁がつくっている行動計画の中にも、水際は先ほど言っている法律で意図的なものについては幾らでもそれは検査をかけたり、罰則も含めて対応することができますが、非意図的なものについては、まずは混入している可能性があるものは動かさないということが最大の防除だと市町村や自治体に対する要請にも出てくるわけです。そういう意味では、こちらは侵入させないことに必死な取り組みがありますが、恐らく他に持っていくとそこには外来生物として影響を与えることを判断することも含めて、当該自治体の取り組みも求められていると思います。ですから、そういう意味では、非意図的な侵入を防ぐ、あるいは持ち出しを防ぐことに対して何か取り組みのある自治体はありますか。他県の中に実例や実績など、取り組みがあるかは知っていますか。非意図的なものです

ので、何かに混入してしまっただけで移す可能性があれば、しかもそこが今回のように持っていかれるという自治体は、やはり緊張感を持って外来生物を動かさない、国内で移動させないという視点に立つことが環境省からも自治体に対して求められているわけです。沖縄県の場合は、今、侵入防止に力を注いでいますが、搬出する側の自治体の取り組みもあわせてセットでやらないと、持ってこられる側だけが頑張ってもしょうがないわけです。ですから、その取り組みの実例や先進的な侵入防止策をとっている、あるいは侵入させない対策をとっている自治体が実際、全国の中にあるのかどうか。先ほど6自治体との意見交換もありましたので、そのあたりの取り組みにおいて連携の可能性を知りたいので、情報はありますか。

○金城賢自然保護課長 非意図的とは、法律の中でも課題になっていまして、非意図的なところをどうするかは、各県にも特定外来生物の影響を防止する観点からいろいろな意見交換をしましたが、なかなかそこは難しいと。また、法律にもありませんので、非意図的なことをどうするかは本当に課題ですねということでありました。ただ、特定外来生物として指定されているアルゼンチンアリなどがあるところは、非意図的という意味ではなく、定着している場合どのように防除をするかということ—例えば国であるとか当該自治体は実際いろいろやっていたり、検討しているということは聞いておりますが、非意図的な移動とかについて、どういう手だてをするのかについては、まさしくそれは課題だということです。

○仲村未央委員 先ほどからの答弁にあるように、県の条例ですので他県にこれを適用させるわけにもいかない、相手の協力が得られないことには調査も進められないということが現実です。そういう中で、いかに非意図的ということであっても、混入の可能性のあるものをどうお互いで防いでいくかという自治体間連携は非常に大切だと思います。今、アルゼンチンアリについては、隣県をまたいでそういう防除対策をやっている県の経験もありますよね。そういうところも含めて、環境行政のネットワークをきちんと進めて、そして環境省も巻き込んで—外来生物の侵入防止に対しては、環境省が指導しているので、やはりそこは取り組みを強化して、他県も含めて巻き込んでいただきたいということがあります。

○大浜浩志環境部長 処理方針にもありますが、国や自治体と連携して意見交換をやっていききたいとは、まさにそのところでございます。これは沖縄県の

条例でありますので、他府県ではなかなか適用できません。また、立入調査権についても他県の職員はできませんので、我々は事業者に協力を求めて立ち入りをしていくことしかできません。そういう中でも搬出する側の自治体とはしっかり情報を共有し、向こうでの外来生物の対策はどういうものがあるかということも共有し、そして立ち入るときにはどういう形で見たらいいかということもいろいろ指導があると思いますので、そういったことも踏まえてこのような現場での立ち入り等にしっかり生かしていくような体制をとっていくということで、今は情報収集をやっております。そのために6県にも行きまして、本県の条例についても初めてわかったというところもあると思いますので、背景も含めて説明をさせていただいたところでございます。

○仲村未央委員 先ほど参事もおっしゃっていましたが、紛れた段階では非意図的ですが、ところが、県の勧告を受けた以上、つまり紛れ込んでいますよねと、その可能性があるでしょうという勧告を得た場合、そこから運び込むことについては意図的ですので、外来生物法の対象になると。要は、法の中の範疇に入ってしまったって、それは意図的と判断され、罰則も含めて厳格な法律に基づく侵入防止対策をされるということにスキームはなっていますよね。やはり皆さんの一番最初の調査が非常に肝心ですし、先ほど来、期間のことも非常に心配がある中ですが、いずれにしても本当にその体制がきちんとあるのか、そして非常に見識のある方々の取り込み、それに加えて勧告が出た後の対応についても非常に大きな場面を迎える可能性もあるので、その体制づくりについてはいかがでしょうか。

○大浜浩志環境部長 先ほども自然保護課長からありましたけれども、体制強化ということで専門家も2倍にふやしたところでございます。また、職員も具体的になった段階で強化していく形にしたいと思って準備を進めているところでございます。あらゆる手段を想定しながら取りかかっておりますが、予算も当初予算でついておりますので、そういったところも踏まえて対応をしっかりしていきたいと思っています。外来生物法に罰則がきちりありますので、その辺の認定の仕方も含めて想定もしながら、またシナリオもつくりながら対策をとっていきたいと考えております。

○仲村未央委員 最後に一つ聞きたいのですが、43ページ、陳情第122号の2、陸自ミサイル基地の件ですが、環境アセス条例適用の時期をめぐって本会議でも同会派の次呂久議員、あるいは亀濱議員から出ていたとは思っていますが、

環境影響評価条例が改正して施行をするために経過措置、周知期間をとってということで、結果、施行まで1年の期間があったと思います。そして、4月にそれが適用されるということで、それをまたぐ、またがないということが一つありますよね。今回の石垣もそうですが、例えば3月31日までに着手した事業、それから4月以降にまたがる事業、そしてその事業が細切れになりますと、事業着手の定義とといいますか、捉え方ですが、少しでも始めてしまえば、これは法執行期間に入らない、改正条例は適用されないという判断になるのか。あるいは、着手したけれども、やはり4月以降の具体的な実施計画に基づく作業の範疇では、それは適用になりますということになるのか、そこの判断はどのようになりますか。

○石垣永浩環境政策課長 一般的に、法律や条例等の改正については、公布から施行まで周知期間等も含めて一定の期間が置かれるということや、また経過措置についても新制度への移行を円滑化するという目的で設けられていると考えております。そうした中、当該条例につきましても条例の手続規定が適用されない事業が出てくることもあり得ると考えております。あと、事業が年度内に一部着工される場合、また同様の形で年度明けに実施される場合ということでございますが、条例の中では、事業とは、特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築をいうとされております。したがって、一つの事業の範囲というのは、当該特定の目的のために必要な区域全体を捉えると考えております。そのことから、それが具体的に事業者としてこの一連の事業を単位として判断して、その結果、条例対象であるという場合には、事業全体について環境影響評価条例の手続をする必要があると考えております。

○仲村未央委員 単位として捉えるかどうかの判断というのは、環境部ですか。

○石垣永浩環境政策課長 基本的には、事業主体である事業者が判断するものであるとは思いますが、当然それが環境アセス条例に該当するであろうという蓋然性が強い場合には、当然こちらも内容等について、条例の対象になるのかどうかということは確認していきたいと考えております。

○仲村未央委員 やはり、事業者がそう言っているから3月に着手したら後はやりっ放しということになるのか、あるいは今言うように本当に環境の評価の必要性を皆さんが主体的に持って、そこはやはり言われっ放しではなくて、判

断をすることはしっかりと担保してほしいということを強く思います。先ほど来の体制の問題ですが、本当に環境部は基地環境汚染や建設をめぐって、二重、三重に業務が重なって、非常に専門性が必要とされたり、業務がすごく大きくなっていると思いますが、体制については強化の視点で人員も含めて確保の必要があれば、強く知事三役にも上げて体制をつくっていただきたいと思いますので、そこは要望して終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 1 ページ、請願平成29年第5号、被災動物救護体制の確立に関する請願ということで、紹介議員を立てて沖縄県獣医師会の会長から出ている請願になります。要旨を見ますと、被災動物の救護体制の確立をすべきであると。それに向けた必要性として、防災訓練の研修あるいは訓練の実施、避難所での相談窓口の開設やらいろいろあって、そして皆さんの処理概要を見ると、かなり合致していると思います。それでもなお、なぜこれが獣医師会長から出てくるのか。そして見ると、獣医師会とも必要な支援を行うための協定を締結しているということですよ。そこに何があると思いますか。紹介議員まで立てて、なぜこういう請願が出てくるのですか。協定を結んだりいろいろやっていますが、しっかりとした協力体制といいますか、意見交換なりがスムーズにっていないところがあるのですか。

○棚原憲実環境企画統括監 県獣医師会からの要請ですが、実は災害動物救護というものを一熊本の大震災とか、最近とみに天災が多く、非常に重要性が増してきたと。沖縄県においてもその体制をつくろうということで、沖縄県獣医師会も獣医師の救護チームをつくるための研修会を今、始めたばかりです。そういう中、その救護を実際にやっていく上では、県の協力がぜひ必要であるということで、県への要請が今回上がったものと理解しています。もう一点、県で譲渡の延長のためと、救護動物の一時収容のために使われていない県の施設を有効利用しようとする動きについても、ここ数年、始まった状態ですので、この情報を多くの皆さんに発信することはまだ行っておりません。県議会では報告させていただいていますが、公有財産の所管がえも今年度やっと動く状況ですので、この施設についても今後やっていくということで獣医師会からはそういう要望が出てきたということだと理解しております。

○具志堅透委員 処理概要を見ると、その要請に対して県はしっかり応えていると思います。例えば、九州各県との連携であるとか、協定締結とか、あるいは実際に獣医師を派遣しているところも、それを獣医師の皆さんが知らなくてこれからやっていくみたいな話になると、若干連携不足かと。そのものに対して獣医師会がしっかり動物愛護という意味で確立しようとしてやってきたのであれば、これに取り込んで、獣医師会に現場でしっかり頑張ってもらわなければいけないだろうと思いますので、その辺の連携はしっかりやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○大浜浩志環境部長 今、環境企画統括監からございましたとおり、そういう体制を一緒になってとるために獣医師会からハード面は県でしっかりやってくださいと。そして、ソフト面はきちんと獣医師会でしっかりしますという話もやっておりますので、十分連携しながら被災したペットが問題にならないようにしっかり取り組んでいきたいということを考えております。

○具志堅透委員 予算措置を講じることもありますが、その辺もしっかり連携の中でやっていければいいなと思っております。

次に、3ページ、請願第1号、飼い主のいない猫の対策に関する請願について、これも紹介議員を立てて出ておりますが、要旨を読むと、殺処分が減少しているのは、実はこうこうこうなのだ。市町村が野良猫等々を受け付けていないみたいなことがあります。その辺に対する県の認識について伺います。

○金城賢自然保護課長 平成26年に法律が変わりまして、それまでは、例えば引き取りをしてくださいますということであれば、動物愛護センターが引き取りをして、その間、譲渡できないものは処分ということになっていました。どうしても病気であるとか、飼えないものなどは引き取りますが、基本、適正に飼養をするということで事情がなければ引き取りをしないと。ただ、一番大きいものは、飼い主のいない猫がありまして、例えば飼い主のいない猫が地域で飼われるようなことがありまして、それがふえないためにはTNRをやっていくと。そこは県も動物愛護団体と連携しながらできるだけだけの対策はやっていきたいと思います。引き取ってしまってもそれがふえてしまうと結局処分につながりますので、引き取りをしないといいですか、適正飼養の普及啓発も含めてそういったところの対策を進めていこうと考えております。

○具志堅透委員 そこでTNRですか。捕獲、不妊、もとの場所に戻すという

部分が必要だろうということで一私の認識としては、県もその部分に関しては、かなりここ近年、努力しているという感じを受けていますが、この請願を見ると、県の一部ではTNR活動に関する評価に懐疑的な意見が依然として根強くあると。県が計画した地域猫活動でなければ認めにくいとの話もあるとか、そこに対してはどうですか。

○金城賢自然保護課長 TNRというのは、そこにいる猫に不妊・去勢手術をすることにより、猫がふえずに一代限りで終わるということで、そういった不要な猫といえますか、少なくするために非常に有効だと思います。ただ、県の場合、TNRを行うときに基本的に地域猫、地域で管理されるようなものということでマニュアルを整備しております。また、そのマニュアルを少し緩和して管理ができるということで一管理ができないと猫がふえてしまうこともありますので、県はこういったことが認められる部分において、TNRを協力しますという形での基本的な考えがあります。やみくもにTNRをやるということではなく、そういった猫の管理もありますので、そこで請願者は県とのそごがあるのではないかという要請だと理解しております。TNRが有効ではないわけではなく、そういった管理等も含めてTNRを実施するべきということを考えております。

○具志堅透委員 当然、TNRの必要性を認めながらそれだけではだめだと。今言う管理も含めてしっかりやらなければいけないと。請願者の皆さんはそこに消極的ではないかという判断を持っているということだろうと思います。先ほどの請願も一緒ですが、請願者との連携といえますか、少し密に図れば理解が得られる問題かと思えます。そこで、皆さんはマニュアルを改定しますと言っていますが、請願者としてしっかり意見交換をして、皆さんの思いを説明して、請願者はかなり愛護に関してこれまで活動してきている方一琉球わんにゃんゆいまーるという活動をしてきている方でありますので、第一線で頑張っている人たちの理解を得ないとどうしようもないと思います。請願者の疑問に対しては一私は県は応えているとは思いますが、ですから、その辺のそごといいですか、少し誤解があるような感も受けるので、しっかり説明をして意見交換をする中でこの部分はこうしよう、ああしようとやっていったほうがいいと思いますので、それに対してどうですか。

○大浜浩志環境部長 マニュアルですが、最初は少しハードルを上げてきっちり管理しなければいけない、一般にも公開してこの地域でやりますということ

であります。地域によっては好まない人もおりますので、なかなかできなかったということをどうにか緩和して、できるところでしましようという形でマニュアルの改定作業をしているところです。猫については、年間に4回繁殖行動ができ、1回当たり8頭、10頭生むということで、幾らTNR活動を行っても外から入ってくると全然変わらないということがありますので、ある程度の管理ができるものをつくらないところの調整を地域の方や団体の方ともしながらやっているところがございます。こういったことを今、一地域でやっておりますが、こういった事例も踏まえながら、またお知らせしながらマニュアルも改定して輪を広げていって、不妊・去勢手術を行って殺処分ゼロに持っていくところを目指していきたいと考えております。

○具志堅透委員 よろしく申し上げます。

次に、8ページ、陳情平成29年第9号、アスファルト舗装版の切断汚濁水ですが、この陳情に対する処理概要が真っ向から対立しているような感じがありまして、過去に私もかなり突っ込んでこれに対する質疑もしましたが、なかなか県の考え方がという云々がありまして、そのことに関して今でも処理概要が変わらないわけですから、そのような認識なのだろうと思います。国の動きといますか、例えばアスファルト舗装版の細微な粉じん公害ということでスパイクタイヤの廃止等々が出ています。やはりアスファルトの粉じんは、害があると。公害ですよという認定があるのだろうと思います。ですから、そういった動きの中で、ここにある処理概要のようにかたくなに「それは一般廃棄物でいいです」みたいな部分ではなく、もう少し処理の方法を徹底管理するなど、また近年、2月、11月に不法投棄の部分で皆さんもやっているだろうと思うので、その辺に対する考え方について確認したいのですが。

○松田了環境整備課長 環境部では、特に県の公共工事で発生するアスファルト舗装版の切断につきまして、土木建築部と連携して事業者を指導することをやっております。廃棄物ではないというような認定はしてございません。したがって、きちんと処理する必要があるという認識のもと、土木建築部が発注する工事できちんと処理が行われているかどうかについては、保健所を通じて監視したり、一部不適切な工事が行われている場合は、保健所の職員が行きまして、きちんと回収するようという指導を行っているところがございます。陳情の処理については、全て管理型で処分すべきという御認識のようですが、他府県の運用状況、それから法律の基準に適合すると安定型の処分でもできるということでございますので、適正に処理することについては引き続き

土木建築部と連携して処理を行っていくように事業所を指導してまいりたいと考えております。

○具志堅透委員　そこはそうであるのだらうと思います。ただ、その中においても、二、三不法投棄の事例などが出てきますよね。それを出さないためには、やはり管理型でしっかりと県が示せば、そういうことが起こらないのではないかという感もありますので、その辺のところは陳情者ともう少し意見交換をする余地はありませんか。

○松田了環境整備課長　廃棄物を管理型で処分するか、安定型で処分するかは、物の物性等によって決まってまいります。これにつきましては、私どもでいろいろとアスファルト切断舗装の状況を踏まえて、それから全国的な取り扱いの状況、法律的な解釈を踏まえて現時点の判断をしている状況がございます。処理方法を変える場合は、あらかじめ事業者等への指導と、その必要性も含めて十分検討する必要があるかと思っております。現時点で変えることについての議論はまだ内部では行っておりませんが、その必要性が生じた場合には土木建築部とも協議の上、変える必要があることについて検討を進めてまいりたいと考えております。

○具志堅透委員　今すぐ変えなさいと言っているわけではなく、その辺は陳情者の意見も確認しながら、どうなのだと。我々がやっていることはこうなのだという部分の説明も加えながら、お互いに納得—納得という表現は適切ではないのかもしれませんが、そういった部分について意見をすり合わせながらやっていただきたいという話なのです。すぐ変えなさいとか、変えないとか、この主張は一理あるという部分であれば、その部分を変えましょうという話になるのだらうと思いますので、その辺のところをしっかりと協議していただきたいと思います。

○大浜浩志環境部長　しっかり不法投棄が起こらないように監視等含めて事業者とも調整して、直すべきところは直す。きちんと対応するところはするというので今後ともやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○新垣清涼委員長　ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、環境部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、企業局関係の陳情第83号外2件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企業局長の説明を求めます。

金城武企業局長。

○金城武企業局長 企業局所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

企業局関連の陳情は、継続2件、新規1件となっております。

初めに、継続審査となっております陳情につきまして、修正した箇所を御説明いたします。修正した箇所につきましては、下線で示しており、修正箇所を読み上げて御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

陳情第83号座間味島の最重要観光地内に計画されている浄水場建設予定地の変更を求める陳情につきまして、2ページの下から3行目になりますが、「座間味港につながる河川に放流先を変更することとし、関係機関と調整しているところです。」に修正しております。

資料3ページの陳情第92号座間味島の最重要観光地内に計画されている浄水場建設予定地の変更を求める陳情の処理概要については、陳情第83号と同じ内容となっております。

次に、新規で付託された陳情1件について御説明いたします。

資料4ページの陳情第131号、座間味浄水場整備計画に関する陳情の処理概要について、御説明いたします。

項目1から5につきまして、1、座間味島は自然公園法の国立公園となっており、高台は特別地域として保護されていますので、森林伐採を伴う高台地域への浄水場建設は環境への負担が大きいことから、平野部の現予定地を選定したものであります。浄水場放流水については、濁りを除去するなど適切な水処理が施されますので、海域環境への影響はほとんどないと考えております。し

かしながら、サンゴ礁を含め海域への影響を懸念する住民の意見等があったことから、環境対策に万全を期するため、阿真ビーチへつながる河川には放流せず、座間味港につながる河川に放流先を変更することとし、関係機関と調整しているところです。防災の観点においては、県海岸防災課が公表している津波浸水想定によると、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水区域に、現予定地が入っているため、津波対策の検討が必要と考えております。企業局では、建設に当たり被害を軽減するため、ハード面の対策として、建屋は防水構造の採用等を検討するほか、ソフト面の対策として浄水場が被災した場合に備え、早期復旧が可能となるよう入手しやすい汎用の機器や部品の採用を予定しています。以上のとおり、環境、防災の対応を行うこととし、浄水場建設は現予定地で進めたいと考えております。なお、住民説明会において、現予定地の選定理由、経緯等を説明してきたところです。

2、1のとおりの予定地を選定したこと及び阿真ビーチへの放流は行わないこと、また、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例に該当する事業ではないことから環境調査やシミュレーションは必要ないと考えております。

3、2のとおりの環境調査等の予定はなく、新たに公表すべきものはありません。

4、座間味村の住民との意見交換については、座間味村と連携し、6月及び8月に住民説明会、10月に変更を求める住民団体との意見交換会を行いました。また、11月から12月にかけて村内の各種団体や変更を求める団体との意見交換会を行い、阿真ビーチへは放流しないことや津波対策等について説明してきたところであります。今後も、1月に3回目の住民説明会の開催を予定しており、事業が円滑に実施できるよう、引き続き、住民の皆様へ丁寧に説明していきたいと考えております。

5、企業局では本島の浄水場の放流水について、水質汚濁防止法に基づき定期的に検査を実施しているところであり、座間味島の浄水場についても、放流水の水質管理を適切に行ってまいりたいと考えております。なお、座間味村における水質等の環境管理に関する条例等の導入については、村で検討されるべきものであると考えております。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

上原正次委員。

○上原正次委員 陳情第131号について、これまで座間味に浄水場を建設するというので企業局がすごく頑張っていることについては本当に感謝しますが、これまでの取り組みを見直す方向は考えていないのか。それと、団体の説明会がありましたよね。どういった団体の説明会だったのか、様子についてお話しただけたらお願いします。

○上地安春建設課長 座間味村を含めた沖縄本島周辺離島8村の簡易水道は、質、量、料金などの水道サービスの地域間格差が生じておりまして、格差是正が喫緊の課題となっております。これまで申し上げたとおりでございますが、これらの課題の早期解決に向けて企業局としては早期の施設整備を図りたいと考えております。住民提案の代替地につきましては、これまでの検討において実現が困難である場所であることを確認しておりますので、浄水場の建設は現予定地で進めたいと考えております。あと、住民説明会の件につきまして、前回の陳情処理の後、住民との対話を深めるために座間味村役場と連携しまして、11月26日、12月5日に村内の各種団体の方々、陳情者の団体の方々と意見交換を行っております。その中で放流先については、いまだに阿真ビーチの周辺海域に放流されるという誤解もございましたので、座間味港に流れる河川に放流する予定であるということを改めて説明してきたところでございます。今後につきましては、1月には全体での住民説明会等も予定しておりまして、引き続き住民の皆様にご丁寧に説明していきたいと考えております。

○上原正次委員 11月の説明会においては、各団体からの意見もあったと思いますが、見直し案という意見はなかったのですか。

○上地安春建設課長 参加していただいた中のお一人の方からは、今の案には反対だというお話もございましたが、それについても説明をしているところです。先ほど申しましたように、阿真ビーチ周辺に排水するのだろうという誤解もございましたので、それについてはまた改めて御説明して理解を求めてきた

ところでございます。

○上原正次委員 今定例会の代表質問で我が会派の赤嶺委員が座間味の見直し案として防災の観点から見直し場所を新たに見つけたほうがいいのではないかと—防災の観点で島民の皆さんから多くの意見をいただいて、見直し案としていろいろ署名活動等も行っている状況があります。島民の方のうち半数以上の約600名近くの方が署名をして、津波の観点から見直してほしいということで署名が大分集まっています。こういった状況の中、委員会で企業局のお話を聞いたりしていますが、村の気持ちがなかなか見えない状況があります。区長が出ていろいろお話をしている状況がありますが、こういった地域の長として村長の意見—村としては、企業局が進める今の候補地案を推し進めてほしいという意見が出ていますが、なかなか村長自身の声が島民の方々に伝わっていないという多くの声も聞いています。こういった状況で村のトップである村長と企業局との協議の内容—今回の浄水場建設に関して、島民の意見が反映されていないのではないかと—という声を聞くものですから、村と企業局との協議内容、これまでの取り組み状況についてなるべく具体的に聞きたいのですが。

○上地安春建設課長 まず、御質疑のあった津波の被害を受けるのではないかと—というお話につきましては、委員がおっしゃるように、県の海岸防災課が公表している津波浸水想定によりますと、現予定地は発生頻度が極めて低い最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定されるという条件での浸水区域には入っております。ただ、先ほど企業局長から答弁いたしましたように、津波被害を軽減するためにハード面の対策、ソフト面の対策ということで企業局としては対策を図っていきたいと考えているところでございます。一方、陳情者から提案のある代替地—ダム下流域につきましても同じように津波想定区域となっております。同様の対策が必要となってくる場所になります。また、提案のあるダム下流域の代替地が浸水水面の高い範囲で申しますと、その範囲が広く、被災した場合の影響は大きくなるというような結果が得られております。あと、座間味村との調整状況につきましては、建設予定地につきましては、座間味村からの意見等を踏まえて、現予定地を選定しております。平成30年度9月定例会におきましても、村長から企業局の判断を支持するというような答弁が得られておりますので、村とも連携しながら進めていきたいと考えております。

○上原正次委員 防災の観点から島民の方々から津波を想定したら危ないとい

うことで、企業局が進めようとしている場所での浄水場の建設に向けて、防災の観点から村の意見を聞いたことはありますか。

○上地安春建設課長 候補地の選定につきましては、この間、村と連携して行っているところですが、その考え方としましては、浄水場建設にはどうしても一定の広い土地が必要となるところですが、防災の観点から申しますと当然高いところが有利という判断をされますが、ただ、座間味島の高台にはまとまった平地がないということもありまして、どうしても土地を造成して必要な面積を確保しないとイケない。そうしますと、自然公園法の国立公園として保護されていることから、環境省の許可等が必要になってくると。あとは、開発により自然環境の悪化につながるというもろもろの判断から、企業局としては低地に一定の広さの土地が確保できておりますので、そこが候補地としては最適だと判断しているところでございます。

○上原正次委員 座間味ビーチに津波から避難するための指定場所についての看板がありますが、企業局が第2候補地として上げていた場所が高台の避難地にもなっています。取水タンクがある場所がありますが、そこはもともと企業局も案として上げていた場所で、確かに用地のことがありまして造成などをやらないとイケないということで、この場所はなくなった状況ではありますが、ずっと先ほどからお話ししているように、島民の方からも高台につくるべきではないかという意見が署名活動にあらわれている状況があります。それを企業局としても真摯に考えて第2案として上がっていた—そこに企業局として調整池を設置する話も聞いています。支援している島民の皆さんを初め、地権者の方の同意も得て土地の確保ができる状況がありますので、皆さんが一生懸命やっていることはわかりますし、見直し案やこれまで取り組んで来たこと、浄水場のありがたさについても島民の皆さんはわかっていますが、個人的には見直したほうがいいのではないかとということで私の質疑は終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 同じ陳情第131号ですが、企業局が予定している場所については、反対されている皆さんの懸念もまだ払拭されていないということがあります。指摘された放流水については濁りを除去するために適切な水処理を施すとか、あるいはサンゴ礁の関係を含めて河川には放流しないとか、要望を聞いて

てそういう方向にするということのようですが、あとは今言われている防災対策上の懸念が残っているということでもあります。現在、予定地として考えているところについては、はっきり言って住民合意が得られていないと。何が主な原因なのかについては、どう捉えていますか。全部解決したと思っているのか、あるいは何が問題と思っているのか。そこら辺ははっきりしていますか。

○上地安春建設課長 当初は、放流水についても建設予定地の裏側を流れる阿真ビーチに注ぐ河川に放流するという説明を第1回の説明会でしましたが、それについていろいろ御意見もいただきました。懸念される声もありましたので、第2回目の説明会においてはそこには流さずに変更しますという説明もしております。阿真ビーチ周辺海域の環境への影響については、これで解決したと企業局としては思っていますが、陳情者の方々は阿真のエリアに浄水場ができること自体、問題があるとおっしゃっていて、我々としては生活に必要な施設ですので、それについては村の隣にボートを納める艇庫や交流センターなど村の施設もございしますが、それと一体になるような景観への配慮等もして住民に親しまれる施設整備をやっていきながら事業を進めていきたいと考えているところでございます。

○崎山嗣幸委員 防災対策は。

○上地安春建設課長 当然、低地になりますので津波への対策は必要になってまいります。それについては先ほどの答弁の中でもお話ししたように、まずハード面については防水構造の採用等も検討しているところでございますが、当然それだけで対策が図れるものではございませんので、ソフト面で機器の共通化を図るとか、あるいは応急給水の対策を講じるといった形で被災地の給水の確保を図っていきたいと考えているところです。

○崎山嗣幸委員 懸念されているものが、皆さんからすると陳情者の意見も聞いてこうしますと。防災上もこうしますということで、それは何ら問題はないというような受けとめ方ですか。

○上地安春建設課長 企業局としては、住民の方々の御意見も踏まえて放流先の変更もしたところですので、そういった対応は図られていると考えております。

○**崎山嗣幸委員** 皆さんは問題ないと言いますが、高台の問題、防災の問題、環境の問題について彼らは納得していないわけです。ですから、皆さんとの乖離があるのです。皆さんは問題はないと言っていますが、問題があると言っている側に寄り添わずに解決を見出していない。これは何もイデオロギーなものではありません。これから浄水場をつくって水道が供給されて、市民の暮らしの役に立つもののお話を住民の皆さんと一緒に考えてそこはつくるべきではないですか。ですから、そこは安易ではないですか。聞いたら、皆さんは何も問題ないと言っていますが、問題がないのなら本当は現候補地でできるのです。余りにも皆さんの意見と陳情者との意見に乖離があるのではないかと思います。住民の皆さんは一部ではないらしいのです。聞いたところ、479名の島民のうち過半数以上からここを見直したほうが良いという意見があったということらしいですが、見直したほうが良いという中では、具体的に調整池をつくる阿真配水池周辺の阿真チジでも良いのではないかとという代替案も示していますよね。

○**上地安春建設課長** 陳情の中では代替案として、ダム下流域案、高台のヘリポート、もう一つは当初からお話のありました港湾テニスコート跡地の3カ所については提案がなされております。

○**崎山嗣幸委員** どちらにしても見直し案が圧倒的に多くなっているということは、住民の皆さんの意向を受けとめていないのではないかと思います。現候補地はまずいです、見直してくださいということは、それだけ不安が高いわけですから、そこはやはり受けとめて、我々がどう決める話ではないですが、住民の皆さんが納得し得る説得材料を持って—どちらもつくったほうが良いわけですよね。皆さんは年度もあって、計画もあって、供給するというものを持っているわけですから、そこはしっかりと問題点を除去して、話し合いでしっかり解決したほうが良いと思いますが、いかがですか。

○**金城武企業局長** 我々は当初8カ所を候補地として選定して、いろいろな関係法令や事業費がどうなのか、用地取得の可能性などを比較検討して8カ所から現予定地を絞り込んでいます。環境上の問題については先ほどからありますように、当初、阿真ビーチの河川に流すということでしたが、環境への懸念がありましたので変更することで環境上の問題はある程度クリアしたのかと思っています。今、防災上の話が議論されていて、確かに高台が望ましい形ではありますが、我々としても8候補地のうち4カ所は高台でした。ただ、これにつ

いては森林伐採を伴う土地造成が必要になるということで、この辺は逆に環境への負荷が大きいと。要するに、平たんで何も無い状態でしたらいいのですが、伐採していろいろな擁壁等含めてつくりますので、景観上の問題から費用の問題も含めていろいろな課題があると。また、国立公園ということもありまして、これを環境省が許可するかどうかの見通しも非常に難しいということがありましたので、そういう中で最終的に結果として現予定地が現実的に建設可能ということで決まったと。今、住民の皆さんの署名のお話も確かにありますが、この前の各種団体との話し合いの中でもそうですが、従前どおり企業局が阿真ビーチに放流するのではないかと誤解をされている方もいましたし、そういう話からすると、本当に企業局がやろうとしている環境への対応等含めて、それを理解した上で署名されたかどうかとある意味、疑問の残るところもあります。我々としてはもっと積極的に住民の皆さんとの話し合いの場を設けて、企業局がやろうとしている内容について周知を図っていきたいと思います。現予定地で進めないと、環境省の環境上の課題の問題も含めてクリアしていくことは現実的には難しいのかと思っております。

○崎山嗣幸委員 企業局長は環境を守る視点からということを書いて、根拠といいますか、自信を持っておられるようですので、そういった意味も含めて説得力があるならば、問題だと言われている陳情者の皆さんや住民の皆さんの合意を得るように努力していかないと、私のほうが環境を守る案でいいのだと、皆さんの言い分はこうしてくださいということです。やはり、納得していないわけですから、納得し得る根拠をしっかりと持っていないといけないと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情第83号について、今、皆さんのところには見直してほしいという新たな選択肢が来ているかわかりませんが、阿真の配水池の周辺一阿真チジになりますか、そこの案がよいのではないかというような提案が陳情者からあります。これについてはいかがですか。

○上地安春建設課長 その場所につきましては、これまでの陳情の3案とは違う場所で、また新たな提案と受けとめております。その場所については、現在、企業局の浄水場一つくった水をためる調整池として建設する予定がございま

す。ただ、これにつきましても環境影響の負荷を考えまして、最小限の開発で考えております。そこへ仮に浄水場をつくるようになった場合には、少なくとも3000平米程度必要ですので、それを確保するためには現在の道路のつけかえであったり、擁壁を積んだり、伐採以外に土地の大幅な造成が必要になってきます。そうなってくると、自然への負担がかなり大きくなるということが一つと、そういった事業に対して環境省の許可が得られる見通しがまだないと。時間的なこともございますが、非常にその辺が難しくなってくると考えております。

○仲村未央委員 ここがいいのではないかとされている場所は、津波被害が想定されない場所ということで、ここはむしろ津波の避難場所に指定されている場所なのです。ですから、まず津波被害がないという意味では、それをクリアできる標高があると。それから、まさに避難場所であって、むしろそういう場所に命にかかわる浄水場があるとなおいいのではないかとという提案なのです。そこら辺も含めて可能性が全くなくもないのかと。といいますのは、森林の中にここがあるというよりは、既に桜を植えたりして人の手が入っている場所ということなのです。そういう意味では、全く手つかずの原生林があるというところでもない、むしろ植栽をして桜を植えているという、現に人の手が入っているということで、それで非常に地域の皆さん、村民の皆さんは、陳情で出した3案とはまた別の新たな提案ですが、その検討はいかがかということなのです。今、直ちに排除するというのではなくて、踏み込んでもう一度検討するに値するのではないかと感じるはしますが、いかがですか。

○上地安春建設課長 阿真配水池の場所につきましては、当初の案の中でも入っていた場所ですが、大規模な森林の伐採、道路まで変更しないといけないかなり大がかりな開発につながるということで、我々としましてはほかに候補地がある中でそこを選択することは差し控えたいと考えております。確かに、標高でいいますと、49メートルということで津波被害は受けない場所ではありますが、自然を守るという考え方からすると、そこにつくることは非常に課題が大きいのかと。あと、環境省とのやりとりについてもそうなのですが、そういったことで考えております。

○仲村未央委員 確かにそうですね。そこは、第3種特別地域になっているので、恐らく環境を破壊する行為については非常に厳格なところであろうと思いますが、一方では、別の浄水場を持っている渡嘉敷島ですか。別の島では、まさに第3種特別地域につくったのですよね。そういう意味で環境省との調整も

含め、先ほどから言っております既に桜の植栽をしたりして人の手が入っているという意味からすると、そこも全く排除されないのではないかという可能性は非常に感じます。大規模な開発を伴うということであれば、もちろんそこはむげに伐採していいということは言えませんが、津波の被害がないことや、あるいは一むしろここは村有地ですよね。ですから、地主との交渉という意味でも非常に可能性があるのではないかと。それから、避難場所ということであれば、人が安心して避難できるぐらいの安心した場所であるという担保もあるので、そこはもう一度検討し、戻していただけないかという気はします。陳情処理方針では、1月に住民との説明会を持つのですか。先ほど崎山委員からもあったように、事業者の8割の署名とか、住民の6割近くの署名も上がっているようですので、これも恐らく直接皆さんにも要望があるかもしれませんが、そういった状況ですので1月の機会も通じながらもう一度、阿真チジの案については、ぜひ検討を再考していただく一つの選択肢として、今、直ちに排除しないというところまではどうですか。

○上地安春建設課長 候補地につきましては、この間、村とも調整して進めております。陳情にありました3候補地につきましても、村に対してこういった陳情があるけれどもいかがでしょうかという照会を投げて回答も得ているところであります。その中では、村としても現候補地で進めてほしい、早期の実現を図ってほしいという回答を得ております。今回の新たな候補地の提案につきましては、今すぐどうこうというお答えはできませんが、それについても今後、住民の方々にしっかりと説明できるような準備をしていきたいと考えております。

○仲村未央委員 今、そういう答弁を聞きましたので、恐らく具体的にもう少し住民の方々、陳情者の方々からも提案があると思いますし、我々もその方々の声を聞いていますと、やはりもう少し住民との積極的な調整が必要ではないかというような非常に強い思いがありますので、ぜひそこは1月の調整に向けてコミュニケーションをしっかりとってやっていただきたいと思います。浄水場の必要性については、議論の余地はなく、本当に住民の皆さんが期待もしていますし、だからこそ一緒にやっていくということに希望を持っているわけです。ですから、そこは本当に必要な施設であればこそ歓迎されるものということを我々も思いますので、どうかもう少し頑張ってください。ぜひ一緒に頑張りたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 陳情第83号について、同じような質疑ではあると思いますが、今、お二人から質疑がありました。これは陳情者の方が本当にこの間、企業局が予定しているところではなく、何とか島民みんなが納得できるような場所をとすることで選定のために本当にいろいろ駆け回って、いろいろな資料をつかって、今おっしゃっていたようなことについて比較を全て出して私たちのところに提案されております。そういった皆さんたちがなぜ県が指定をしているところではなくと言っているところの努力、島民の皆さんたちの思いをしっかりと受けとめて、しっかりと議論をしていって、一番いいと見ているのは、阿真チジが新しい提案で出てきていますが、比較すると企業局が検討しているところよりもいい場所ではないかと思います。そういうことを含めると、1月に説明会があるかと思いますが、このことをもう一度皆さんと一緒に膝を交えて、まずは陳情者の皆さんたちとしっかりテーブルについてやってみてはどうですか。

○金城武企業局長 もちろん我々としては、どういう理由で今の場所を選定し、そしてどういう経緯で今の場所になったかについてこれまでも説明してきましたが、先ほど申しあげましたように、我々としては当初予定していた排水先を変更すること、全体の情報がしっかり住民の皆さんに周知されているかどうかを含めて、そしてなぜ新たに提案されているところが難しいのか—もう少し現実的な話を申し上げますと、万が一、今の予定地ではなく変更になるとした場合に、いろいろな意味で設計変更や作業的なもの、環境省との手続などを含めて、スケジュールがかなり不透明といえますか、平成33年度までにということで覚書を締結していますが、その実現が可能かどうかというところがあります。もっと現実的な話をしますと、財源の確保が見通せるかどうかという部分も大きな課題だと我々としては考えています。そういういろいろなことがあり、高台で現実的につくることは難しいということがありまして、今のところに落ちついたということがございますので、そういうことも含めて我々の考え方についてはこれまでも説明していますが、じっくり話し合いをすることをやっていきたいと思っています。

○山内末子委員 もちろん予算の関係や時間との戦いというのはあると存じていますし、企業局が努力していることもわかりますが、ただあれだけ小さな島

で今こういう問題が起きて、説明会をすればするほど住民の皆さんたちの反対意見のほうが大きくなっているような状況が我々のところには伝わってきます。そうなってきますと、このまま決行することはとても無理があるのではないかと。そういうことを踏まえますと、先ほどから同じようなことですが、やはりいろいろな検討を多岐にわたって、スピード感を持って、そしてとにかく皆さんと一緒に膝を交えてもう一度検討していく余地をぜひ考えていただきたいと思います。

○金城武企業局長 話し合いは継続していきたいと思っています。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 今までの説明の中で新しく阿真チジ案が出たときに、いろいろ時間的な問題や環境問題など、こういう説明を頻繁に重ねていかないと。時間がないから見切り発車とか、そういうことにならないように一ここで提案されている阿真チジ案で一番ネックになるのは、自然公園法の環境問題が一番のネックになるのですか。

○上地安春建設課長 調整池の場所につきましては、大規模な開発を伴うということで、それに係る自然環境への影響。あと、許可関係で申しますと、環境省の許可が得られるめどと申しますか、見通しが立たないという状況になります。

○玉城武光委員 まだ環境省には問い合わせしていないのですよね。問い合わせしたのですか。

○上地安春建設課長 自然公園法による第3種特別地域という観点から申しますと、基本的に伐採は認められないという判断になると思います。我々としては、ほかに適地がある中でここを開発することは適さないという考え方でございます。

○玉城武光委員 基本的にできないという話ですね。ですが、基本的ではない何かの理由によってここを開発できるのは一公共の施設ですよね。ですから、そういうところも勘案してやらないと、いろいろ提案されていって、浄水場の

必要性は十分理解しているけれども、場所的にはこういう提案だということをも十分説明して、納得のいくような形の話し合いが必要だと思います。十分でなくても必要性は感じていますので、1月にはぜひ話し合いで、こういうところはクリアできるけれども、こういうところはクリアできないということも含めて、話を持っていけばいいのではないかと思います、いかがですか。

○**上地安春建設課長** 事業の計画については、確かに事業側の都合もありますし、予算面についてもあります。それ以外に趣旨としましては、離島が抱えている水源の悪化、あるいは運転管理の技術的な脆弱性とか、そういったところの課題がありまして、それについては本当に猶予がない状況ということもございます。そこら辺も含めて次回の住民説明会には、阿真チジの考え方も含めて御説明申し上げたいと考えております。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○**赤嶺昇委員** 本会議で質問させていただきましたが、津波についてはやはり影響があるということで、皆さんがわざわざ極めて低い可能性と言うところがどうかと思いますけれども、意図的だと。私たちは震災を経験して、津波対策の訓練をあちらこちらでしているのです。それを一々、津波は極めて低いとか言われると、今後の津波対策については、それに準じて対策をする必要はないのではないかということになりますが、これをわざわざ強調する意味は何ですか。

○**金城武企業局長** 実は、これは我々がそのように主張したのではなくて、県海岸防災課が策定した説明の中にこういう形で書かれています。ここでは、津波浸水想定は2つのレベルがあるということで、1つは陳情の処理方針に書いてあるとおり、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波—この場合の対策としては、被害の最小化を主眼とする減災の考え方に基づいて対応することが重要と書かれております。もう一つは、それよりランクは落ちますが、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波—この津波のシミュレーションによりますと、慶良間諸島沿岸部では、津波水位が1.2メートルから1.9メートルとなっていますので、これについては現建設予定地でも浸水の可能性はないと我々としては考えております。

○赤嶺昇委員 3・11の東日本大震災もあれだけ甚大な被害が起きたことは、まだ最近の話ではないかと思えます。この間の企業局長の答弁では、津波が来た場合に早期復旧が可能になるように入手しやすい汎用の機器の部品や島との相互融通ができるようにと言っておりましたが、津波が来たら島との相互融通もききません。みんな津波です。座間味島に津波が来たら、渡嘉敷島も、あの辺も全部津波です。座間味島だけに津波が来ることについては、正直余り理解できていません。もう一点、環境の点はいいのですが、津波が来て水が飲めなくなったときに一例えば今、台風が来ることがわかると、渡嘉敷島もそうなのですが一私も経験ありますが、先に島民以外の方は帰して泊まらせないのです。島から出て帰るように言いますが、地震や津波は予測がつかないのです。前回の委員会で聞いたように、観光客がたくさん来ていますよね。津波が来て島にみんなが閉じこもって水が飲めなくなったときに何が起きるのかと。津波が来るときは沖縄本島にも津波が来ます。そうすると、座間味島は大変な問題が起きると思えます。これは皆さん責任を持てますか。30億円の予算をかけて一私の個人的な意見で言うと、確かに環境は大事ですが環境よりも命が大事だと思いますが、いかがですか。

○上地安春建設課長 津波の際の飲料水の確保の考え方ですが、どうしても津波の被害を受けない高台に、ある一定の水を確保するための調整池、配水池は必要です。今の我々の計画で申しますと、640トンの水を確保することにしております。これは仮に浄水場が被災してもその水は高台に確保されているということでもあります。津波のときの考え方としましては、最低限の飲料水を確保するという考え方で、1人3リットル程度、それを3日間確保するという考え方がございます。そのうち住居の復旧、あるいはいろいろな洗浄作業に使う場合、例えば1週間以内であれば30リットル必要とか、そういった段階的に水の確保が考えられて計画されておりますが、その間に先ほど申しましたように、沖縄本島側からバックアップの機械を持ち込むことや可搬型の海水淡水化装置を持ち込んで応急給水を行うなど、そういったソフト面の対策ということで考えております。

○赤嶺昇委員 今の640トンなどについてここでやるときりがないので、これは今後の議論にします。皆さんは環境省を気にされていますが、厚生労働省は水道の耐震化計画等策定指針に基づいて、どのように示していますか。平成27年6月の厚生労働省健康局水道課の指針の中で、いわゆる水道施設の津波対策

が載っています。これについて皆さんはどのように理解していますか。

○上地安春建設課長 先ほどの津波のお話とかぶるところがございますが、地震につきましても、レベル1、レベル2という設定がございます。レベル1につきましても、南海トラフ沿いでおおむね100年から150年周期で発生するマグニチュード8クラスの地震、これにつきましても例えば水道施設の整備で申しますと、浄水場を含めた構造物が耐用年数内に被災を受ける可能性があるという考え方のレベルがございます。もう一つ、レベル2の設定であります。過去数千年に発生した一発生すれば甚大な被害をもたらすおそれのあるマグニチュード9程度の地震についての対策ということで考えておりました。企業局の施設としてはレベル1には十分耐え得る施設の整備を図っております。

○赤嶺昇委員 これをぜひとも皆さんに見ていただきたいのですが、水道施設の津波対策で厚生労働省が出していますが、宮城県が三陸沖を震源として2011年3月11日に発生した我が国の観測史上最大となる地震、津波のことが書かれています。そこで、今後、水道施設は大規模な更新時期を迎えることから、津波に対する危険度をあらかじめ評価し、更新時期等を捉え、水源や浄水場等の高台への移設や浄水場等についてこのようにしたほうが良いということを厚生労働省が示しています。皆さんが森林伐採で言っている環境省の意見も否定はしません。片や同じ国の機関で厚生労働省です。震災を受けてなるべく高台と。そして、皆さんも高台ということをおっしゃっていますよね。そこでお聞きしたいのですが、水道広域化施設整備事業ということで座間味浄水場の建設について、平成30年8月1日沖縄県企業局水道課という資料、これは皆さんが見つけた資料ですか。これは間違いありませんか。ここで疑問なのは、座間味浄水場建設予定選定の経緯について条件が1から6まで載っています。1から6の中で水源が集中している座間味地区などいろいろありますが、6番目に標高が低いほうが望ましいと載っています。皆さんはこういうことを言ってきて、津波の問題が出ている、この標高が低いほうが望ましいという選定経緯はいかなものかと。ですから今、問題が起きているのです。別に皆さんの意見もいいですが、今後、いろいろな課題が出てきているのできちんと議論をしたほうが良いと思います。今の津波の問題も含めて一これを言うと皆さんは予算がつかなくなるとか、時間がないとか言いますが、30億円かけて、万が一津波が来て一これは議会の議決事項です。それが万が一命にかかわる部分になってきたときに、私たちも非常に悩ましいのです。ですから、これ以上、答弁は要りませんが、もう一度、1月の説明会に向けて丁寧に議論をやっていただきたいと

思います。答弁は要りません。答弁をやるのでしたら、もっと徹底してやりま
す。絶対納得しません。皆さんは署名もいかなものかと一々言うてくるので、
ああいうことを言われたら一私は署名のことは言っていない。津波のことを
言っています。ですから、それを持ち帰って議論をしていただきたいと思いま
す。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

議案、請願及び陳情の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっ
ております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案、請願及び陳情の採決の順序などについて協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

これより、議案、請願及び陳情の採決を行います。

まず、乙第7号議案沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金条例、乙第8号
議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例及び乙第9号議案沖縄県自動車
駐車場管理条例の一部を改正する条例の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案から乙第9号議案までの条例議案3件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第10号議案財産の取得について、乙第11号議案財産の取得について、乙第12号議案訴えの提起について、乙第13号議案指定管理者の指定について、乙第14号議案指定管理者の指定について、乙第15号議案指定管理者の指定について及び乙第16号議案指定管理者の指定についての7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案7件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案から乙第16号議案までの議決議案7件は、可決されました。

次に、甲第3号議案平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算(第1号)及び甲第4号議案平成30年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算(第1号)の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第3号議案及び甲第4号議案の予算議案2件は、原案のとおり可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情等については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情57件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼